

(案)

沖縄県建設業「Safe-Work」運動実施要綱

1 趣 旨

県内の建設業は、年間死傷者数が 500 人を超えていた昭和の時代から減少し、平成 15 年には過去最少の 129 人まで減少をみせた。しかし、平成 15 年以降は増減を繰り返しながら、長期的には増加傾向となっている。

沖縄経済が新型コロナウイルス感染症による影響から回復を目指し、人材不足、物価高騰等の課題を抱える中、自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発といった様々な取り組みが大切となる。労働行政、建設行政が共に指導・助言を行うことは、建設業界のさらなる取り組みに拍車をかけ、万全な安全管理体制の構築、ひいては建設業界の発展につながる。

建設業は地域経済と雇用の礎であり、基幹インフラの整備など社会的役割を担う建設業の健全な発展のため、厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部は、関係者の協賛・賛同のもと、「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を主唱し、建設業の安全を追求する。

2 主唱者

厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部
建設業労働災害防止協会沖縄県支部

3 協賛者

一般社団法人沖縄県建設業協会、一般社団法人沖縄県中小建設業協会
沖縄県建設事業協同組合、沖縄県薦土工業会
全建総連沖縄県建設ユニオン、沖縄基礎工業協同組合
一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部、一般社団法人沖縄県電気管工事業協会
一般社団法人日本塗装工業会沖縄県支部、沖縄県左官業組合連合会
一般社団法人沖縄県造園建設業協会、沖縄県管工事業協同組合連合会
沖縄県電気工事業工業組合、沖縄県解体工事業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部、沖縄県クレーン事業協同組合
西日本圧接業協同組合沖縄ブロック、協同組合沖縄県鉄構工業会
一般社団法人沖縄県磁気探査協会、一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
沖縄県生コンクリート工業組合、一般社団法人沖縄県舗装業協会
西日本高速道路株式会社九州支社沖縄高速道路事務所

4 期間

令和 5 年 6 月 26 日～令和 9 年度末

5 スローガン

『安全・健康は 建設現場の原点』

6 実施事項

主唱者・協賛者・事業者は期間中、次の事項を実施する。協賛者、事業者は専門工事等の内容を踏まえ、個別の災害防止上の重点対策を決定する。重篤災害につながりやすい墜落・転落災害の防止は「沖縄県建設業 **Safe-Work** 運動」の共通の重点対策とする。また、死亡災害に多く起因している建設機械災害対策を徹底するとともに、熱中症予防対策、高年齢労働者対策、外国人労働者・個人事業者等を含む作業従事者への対策、化学物質対策（石綿／粉じん／化学物質等）、健康確保対策（長時間・過重労働、メンタルヘルス）を推進する。

（１）主唱者の実施事項

- ① 「沖縄県建設業 **Safe-Work** 運動」の運営に関する重要事項の決定を行う。
- ② 「沖縄県建設業 **Safe-Work** 運動」の周知・広報を行う。
- ③ 主唱者合同で安全パトロールを行う。
- ④ 安全大会、安全講習会を開催する。
- ⑤ 安全作業のキャッチフレーズである「**Safe-Work**」のロゴを沖縄労働局ホームページで公開し、事業者の活用を促進する。
- ⑥ 運動のための用品（**Safe-Work** ステッカー等）を作成・配付する。
- ⑦ 安全活動の改善を推進し、各種表彰制度等への推薦・応募を呼び掛けるとともに、結果についてあらゆる機会を通じ、世間一般に周知する。
- ⑧ 協賛者、事業場が行う安全活動を指導・助言する。

（２）協賛者の実施事項

- ① 災害防止上の重点対策を決定し、公表する。
- ② 「沖縄県建設業 **Safe-Work** 運動」を会員へ周知する。
- ③ 会員を対象に安全大会、安全講習会を開催する。
- ④ 「**Safe-Work**」のロゴや、**Safe-Work** ステッカーの活用を会員へ周知する。
- ⑤ 墜落・転落災害防止対策の徹底の周知のほか、熱中症予防対策の徹底、また規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の普及について会員へ周知する。
- ⑥ 安全パトロールを行う。
- ⑦ 会員が行う安全活動を指導・助言する。
- ⑧ 会員に対して安全衛生に係る各種表彰制度等への応募を呼び掛ける。

（３）事業者の実施事項

- ① 代表者による災害防止上の重点対策の公表を行い、安全管理体制を強化する。
- ② 建築現場等への「**Safe-Work**」の掲示や、**Safe-Work** ステッカーを安全帽へ貼付する等により労働者の安全意識の啓発を図る。
- ③ 元請事業者は統括管理を徹底する。
- ④ 墜落・転落災害防止対策、熱中症予防対策を徹底する。

- ⑤ 規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底する。
- ⑥ 工夫した安全活動を行うとともに各種表彰制度等への応募を行う。
- ⑦ 新規入場者教育を行う。
- ⑧ 安全大会、安全講習会を開催する。
- ⑨ 同じ場所で働く個人事業主等を含む作業従事者に対する保護措置の実施。

7 運営協議会

- (1) 主唱者で構成する運営協議会を設ける。
- (2) 運営協議会の事務局は厚生労働省沖縄労働局労働基準部健康安全課に置く。

8 総括会議（ステップ2～5会議）

- (1) 主唱者及び協賛者で総括会議を開催する。
- (2) 総括会議は主唱者が実施する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、運動の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

本要綱は平成30年5月22日から施行する。

令和元年5月28日改定

令和4年5月27日改定

令和5年6月26日改定

令和8年●月●日改定

沖縄県建設業 Safe-Work 運動



わが社は、ゼロ災を達成するため、Safe-Work 運動などの
取組を強化しています。

令和 年 月 日

会 社 名

代表者署名 _____

沖縄県建設業 Safe-Work 運動

厚生労働省沖縄労働局・内閣府沖縄総合事務局・沖縄県土木建築部

建設業労働災害防止協会沖縄県支部

1 趣 旨 (抄)

沖縄経済が新型コロナウイルス感染症による影響から回復を目指し、人材不足、物価高騰等の課題を抱える中、自発的に安全衛生に取り組むための意識啓発といった様々な取り組みが大切となる。

労働行政、建設行政が共に指導・助言を行うことは、建設業界のさらなる取り組みに拍車をかけ、万全な安全管理体制の構築、ひいては建設業界の発展につながる。

建設業は地域経済と雇用の礎であり、基幹インフラの整備など社会的役割を担う建設業の健全な発展のため、厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部は関係者の協賛・賛同のもと、新たに「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を主唱し、建設業の安全を追求する。

2 スローガン

安全・健康は 建設現場の原点

3 取組期間

令和5年6月26日～令和9年度末

4 主唱者

厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部
建設業労働災害防止協会沖縄県支部

5 協賛者

一般社団法人沖縄県建設業協会、一般社団法人沖縄県中小建設業協会
沖縄県建設事業協同組合、沖縄県薦土工業会、全建総連沖縄県建設ユニオン
沖縄基礎工業協同組合、一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部
一般社団法人沖縄県電気管工事業協会、一般社団法人日本塗装工業会沖縄県支部
沖縄県左官業組合連合会、一般社団法人沖縄県造園建設業協会
沖縄県管工事業協同組合連合会、沖縄県電気工事業工業組合、沖縄県解体工事業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部、沖縄県クレーン事業協同組合
西日本圧接業協同組合沖縄ブロック、協同組合沖縄県鉄構工業会
一般社団法人沖縄県磁気探査協会、一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
沖縄県生コンクリート工業組合、一般社団法人沖縄県舗装業協会
西日本高速道路株式会社九州支社沖縄高速道路事務所

6 主な実施事項

- ① 「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の周知・広報を行う。
- ② 安全パトロールを行う。
- ③ 安全作業のキャッチフレーズである「Safe-Work」のロゴを沖縄労働局ホームページで公開し、事業者の活用を促進する。
- ④ 安全大会、安全講習会を開催する。
- ⑤ 安全活動の好事例に対し、各種表彰制度等への推薦・応募の呼びかけを行い、結果を周知する。
- ⑥ 事業場が行う安全活動を支援・助言する。

事業者・作業者の皆様へ

- ① 代表者による災害防止の重点対策の公表を行い、安全管理体制を強化しましょう。
- ② 建設現場等への「Safe-Work」の掲示や、Safe-Work ステッカーを安全帽へ貼付する等により労働者の安全意識の啓発を図りましょう。
- ③ 元請け業者は、統括管理を徹底しましょう。
- ④ 墜落・転落災害防止対策、熱中症予防対策を徹底しましょう。
- ⑤ 規格に適合したフルハーネス型墜落制止用器具の使用を徹底しましょう。
- ⑥ 新規入場者教育を行いましょう。
- ⑦ 工夫した安全活動を行い、各種表彰制度等へ応募しましょう。
- ⑧ 同じ場所で働く個人事業主等を含む作業従事者に対し、保護措置を実施しましょう。
- ⑨ 建設現場で業務に従事する警備業務従事者等に対する安全対策、熱中症対策等の確認、指導を徹底しましょう。



災害防止重点事項

1 墜落・転落災害防止対策の徹底（共通）

「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の推進を図り適正な足場の設置、スレート屋根、作業床の設置が困難箇所での災害防止対策、脚立、はしご等の適正な使用方法を指導する。また、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。

2 建設機械対策の徹底（共通）

・クレーン転倒災害防止 ・特定自主検査他法定点検の実施 ・立入禁止区域の設定、誘導者等の配置

3 熱中症予防対策の徹底（元請）

「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」により熱中症予防対策に取り組み、WBGT 値の測定及び WBGT 値に応じた予防対策の実施を徹底する。

4 新規入場者教育の徹底（元請）

作業員の不安全行動を防止するため安全教育を徹底する。

ステップアップ標語

「墜落制止用器具 フック掛けヨシ！ 規格ヨシ！」

令和8年度沖縄県建設業Safe-Work運動実施計画(案)

令和9年

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
主唱者	下部機関・会員事業場への 周知指導 合同パトリール												
			〇7月13日(主 催者建設パト ロール) 建設業 合同パトリール										
	セミナーの開催	〇運営協議会 〇総括会議	〇建災防大会 〇建設工事関係 者連絡会議					〇運営協議会					〇運営協議会 〇総括会議
協賛者	「Safw-Work」ロゴの活用 促進 「Safe-Work」ステッカー等 の配布 工夫した安全衛生活動の各 表彰制度への推薦・応募の 呼びかけ、及び結果の周知												
		会員事業場等への周 知・指導											
		パトリールの実施 会議											〇総括会議
事業者	安全宣言・安全教育 安全大会												
工事現場	「Safe-Work」の掲示 「Safe-Work」ステッカーの 安全帽への添付												

※ 災害防止重点対策事項

- 1 墜落・転落災害防止対策の徹底(共通)
- 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」の推進を図り適正な足場の設置、スレート屋根、作業床の設置が困難箇所での災害防止対策、
脚立・はしご等の適正な使用方法を指導する。また、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。
- 2 建設機械対策の徹底(共通)
- ・クレーン転倒災害防止 ・特定自主検査他法定点検の実施 ・立入禁止区域の設定、誘導者等の配置
- 3 熱中症予防対策の徹底(元請)
- 「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」により熱中症予防対策に取り組み、WBGT値の測定及びWBGT値に応じた予防対策の実施を徹底する。
- 4 新規入場者教育の徹底(元請)
- 作業員の不安全行動を防止するための安全教育を徹底する。

沖縄県建設業 Safe-Work 運動
 協賛者より活動情報提供

担	沖縄労働局労働基準部 健康安全課
課	長 矢吹 陽子
副主任	地方産業安全専門官 玉那覇 勝
当	電話：098（868）4402

沖縄県電気工事業工業組合において 第16回安全衛生大会 が開催されました。

沖縄県電気工事業工業組合（理事長 金城 稔）は、「電気保安の確保と安全管理の強化」を重要テーマとして、「安全と健康は全てに優先する」をモットーに令和7年10月9日、沖縄産業支援センターにおいて第16回安全衛生大会を開催いたしました。

また、安全及び衛生に係る大会スローガンの受賞者についても表彰が行われました。

関係者の安全衛生に係るご尽力に感謝いたします。引き続きのご協力方お願いいたします。



参加者全員で大会スローガンを指差呼称



具志 幸拓 様(左) 金城 稔 理事長(中央) 山内 昌俊 様(右)

大会スローガン 表彰

(安全の部)

『あごひも、靴ひも、緩むひも

服装の乱れは 気のゆるみ ゆるむ心を締め直せ』

東海電設(株) 山内 昌俊

(衛生の部)

『目配り 気配り みんなの意識で作り上げよう 快適職場』

(有)イラミナ電設 具志 幸拓

令和 7 年 業種別署別労働災害発生状況(12月末累計)
(新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)

業 種		令和7年(12月末累計)					令和8年3月集計)					令和6年(12月末累計)					令和8年3月集計)			局計対令和6年比較	
		那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	増減数(人)	増減率(%)						
製 造 業	製 造 業	80	80	16	7	10	(0) 193	77	75	20	(1) 12	6	(1) 190	3	1.6						
	食 料 品 製 造 業	55	46	9	6	5	(0) 121	39	41	13	(1) 9	3	(1) 105	16	15.2						
	鉱 業						(0) 0	1					(0) 1	▽ 1	▽ 100.0						
	建 設 業	62	66	27	7	9	(0) 171	84	(1) 77	(2) 16	(1) 17	3	(4) 197	▽ 26	▽ 13.2						
土 木 工 事 業	土 木 工 事 業	9	12	11	3	1	(0) 36	8	15	3	1	2	(0) 29	7	24.1						
	建 築 工 事 業	37	38	11	2	6	(0) 94	58	(1) 53	(2) 9	(1) 13		(4) 133	▽ 39	▽ 29.3						
交 通 運 輸 事 業	交 通 運 輸 事 業	24	7			1	(0) 32	26	1	1		2	(0) 30	2	6.7						
陸 上 貨 物 運 送 事 業	陸 上 貨 物 運 送 事 業	(1) 66	14	2	2	2	(1) 86	65	20	1	2		(0) 88	▽ 2	▽ 2.3						
港 湾 荷 役 業	港 湾 荷 役 業	6				1	(0) 7	5				1	(0) 6	1	16.7						
林 業	林 業			3	1		(0) 4					1	(0) 1	3	300.0						
農 業 、 畜 産 ・ 水 産 業	農 業 、 畜 産 ・ 水 産 業	5	5	7	3	1	(1) 21	7	9	(1) 7	2	1	(1) 26	▽ 5	▽ 19.2						
第 三 次 産 業 (運 輸 を 除 く)	第 三 次 産 業 (運 輸 を 除 く)	(1) 452	(2) 310	68	30	33	(3) 893	487	(1) 305	(1) 65	44	50	(2) 951	▽ 58	▽ 6.1						
	商 業	167	73	13	4	5	(0) 262	165	72	13	8	8	(0) 266	▽ 4	▽ 1.5						
	小 売 業	106	61	10	4	4	(0) 185	111	59	10	5	4	(0) 189	▽ 4	▽ 2.1						
	接 客 娛 楽 業	67	(1) 77	25	9	17	(1) 195	58	49	24	18	17	(0) 166	29	17.5						
旅 館 ・ ホ テ ル	旅 館 ・ ホ テ ル	24	28	12	8	11	(0) 83	19	19	14	12	10	(0) 74	9	12.2						
	飲 食 店	29	33	4	1	1	(0) 68	31	22	7	2	5	(0) 67	1	1.5						
	保 健 衛 生 業	120	73	13	8	5	(0) 219	134	70	12	7	9	(0) 232	▽ 13	▽ 5.6						
社 会 福 祉 施 設	社 会 福 祉 施 設	68	52	11	4	4	(0) 139	109	56	12	5	9	(0) 191	▽ 52	▽ 27.2						
	ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	23	13	5	1	2	(0) 44	31	29	2	7	5	(0) 74	▽ 30	▽ 40.5						
そ の 他 の 業 種	そ の 他 の 業 種	(1) 75	(1) 74	12	8	4	(2) 173	99	(1) 85	(1) 14	4	11	(2) 213	▽ 40	▽ 18.8						
全 産 業	全 産 業	(2) 695	(2) 482	(1) 123	(0) 50	(0) 57	(5) 1,407	(0) 752	(2) 487	(4) 110	(2) 77	(0) 64	(8) 1,490	▽ 83	▽ 5.6						

沖縄労働局

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(ビルメン除く)、官公署、その他の事業を示す。

令和7年死亡災害発生状況(12月末現在)
(新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発生状況
1	那覇	墜落・転落	フォークリフト	一般貨物自動車運送業	3月上旬	50歳代	300～	オーダーピーキングトラックフォークリフトのフォークに乗せたパレットの上で荷を扱っていたところ、高さ1m58cmから墜落したもの。
2	那覇	はさまれ・巻き込まれ	トラック	産業廃棄物処理業	4月中旬	60歳代以上	1～9	塵芥車(パッカー車)後方のテールローター(車両後方にある回転板式のゴミ投入口)内部をホースを使用して水で洗い流す作業を行っていたところ、誤って体ごと回転するテールローターに巻き込まれたもの。
3	沖縄	転倒	その他の乗物	その他の事業	4月下旬	60歳代以上	300～	イベントで、ヘリコプターの離着陸の様子をビデオ撮影していたところ、ヘリコプターの吹きおろしの風に煽られて転倒し、頭部を打撲し病院搬送後死亡したもの。
4	名護	おぼれ	建築物、構築物	畜産業	4月下旬	40歳代	1～9	汚水原水槽の汚水を、ホースで浄化槽に移すため、当該浄化槽の幅17cm程度のへり上で、付近の塩ビパイプにホースを巻き付け固定しようとした際、劣化していたホースが干切れ、その反動で浄化槽内に墜落し、槽内でおぼれたもの。
5	沖縄	おぼれ	水	その他の接客娯楽業	8月下旬	20歳代	1～9	スキューバダイビングの講習中、水深約30mに位置する洞窟で溺死したもの。

※死亡災害報告(速報)によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。
※記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。

令和 8年 業種別署別労働災害発生状況(4月末累計)
(新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)

業 種		令和8年(4月末累計)					令和7年(4月末累計)					局計対令和7年比較			
		那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業	食 料 品 製 造 業	12	21	3	1		(0) 37	21	22	3	4	3	(0) 53	▽ 16	▽ 30.2
		9	11	3	1		(0) 24	18	13	1	4	2	(0) 38	▽ 14	▽ 36.8
							(0) 0						(0) 0	0	-
		(1) 11	20	4	1	1	(1) 37	12	14	9	2	1	(0) 38	▽ 1	▽ 2.6
土 木 工 事 業	2	3	2	1		(0) 8	1	3	3			(0) 7	1	14.3	
	(1) 6	15	1		1	(1) 23	8	7	3	1	1	(0) 20	3	15.0	
交 通 運 輸 事 業		3	1				(0) 4	2	3			(0) 5	▽ 1	▽ 20.0	
陸 上 貨 物 運 送 事 業		12		1			(0) 13	(1) 13	2	1		(1) 16	▽ 3	▽ 18.8	
港 湾 荷 役 業		1					(0) 1	2				(0) 2	▽ 1	▽ 50.0	
林 業						1	(0) 1			1		(0) 1	0	0.0	
農 業 、 畜 産 ・ 水 産 業		2			1	1	(0) 4	2	2	1	1	(0) 6	▽ 2	▽ 33.3	
第 三 次 産 業 (運 輸 を 除 く)	商 業	68 (1)	66	20	5	11	(1) 170	82	76	11	7	8	(0) 184	▽ 14	▽ 7.6
		24 (1)	21	6	2	3	(1) 56	28	18	1	2	1	(0) 50	6	12.0
		17 (1)	19	4	1	3	(1) 44	19	15	1	2	1	(0) 38	6	15.8
		7	9	5	1	5	(0) 27	8	23	4	2	4	(0) 41	▽ 14	▽ 34.1
接 客 娛 楽 業	旅 館 ・ ホ テ ル	2	5	4	1	3	(0) 15	6	6	3	2	3	(0) 20	▽ 5	▽ 25.0
		4	2			2	(0) 8	1	10	1			(0) 12	▽ 4	▽ 33.3
		14	10	3	2	3	(0) 32	22	12	1	2	1	(0) 38	▽ 6	▽ 15.8
保 健 衛 生 業	社 会 福 祉 施 設	7	6	1	1	3	(0) 18	15	11	1	1	1	(0) 29	▽ 11	▽ 37.9
		8	6	2			(0) 16	8	4	2	1	1	(0) 16	0	0.0
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	そ の 他 の 業 種	15	20	4			(0) 39	16	19	3		1	(0) 39	0	0.0
		(1) 109	(1) 108	(0) 28	(0) 8	(0) 14	(2) 267	(1) 134	(0) 119	(0) 25	(0) 15	(0) 12	(1) 305	▽ 38	▽ 12.5
全 産 業															

沖縄労働局

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側()は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(ビルメン除く)、官公署、その他の事業を示す。

令和8年死亡災害発生状況（4月末現在）
（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く）

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (相対別)	発生状況
1	那覇	墜落・転落	建築物、構築物	電気通信工事業	1月上旬	60歳以上	1～9	被災者が単独で、引込電柱の上部から順次足場ボルトの撤去作業を実施していたところ、しばらくして付近に倒れている被災者を同僚が発見したもの。被災者はヘルメット着用しておらず、構造規格に適合しない墜落制止用器具（ワークポジョニング用）を着用していた。
2	沖縄	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	その他の小売業	3月上旬	60歳以上	1～9	走行中、カーブを曲がり切れずに擁壁へ衝突したものの。
3	名護	はさまれ・巻き込まれ	整地・運搬・積込み用機械	道路建設工事業	4月上旬	50歳代	1～9	4トラックでリサイクル工場へ砂利を買いに来た被災者が、リサイクル工場の敷地内に停めたトラック後方の地上で、荷台に積み込まれた砂利を均す作業を行っていたところ、砂利の積込を行っていたホイールローダーがバックし、トラックとホイールローダーの間に挟まれたものの。

※死亡災害報告（速報）によるため、労働者死傷病報告にて集計している労働災害発生状況の死亡者数と一致しないことがある。
※記載された情報は今後の調査により修正される場合がある。

沖労基発 0 4 1 4 第 1 号
令和 8 年 4 月 14 日

関係団体等の長 殿

沖縄労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

令和 8 年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の建設業における労働災害発生状況を見ると、死亡者数（令和 8 年 2 月速報）は 209 人となっており、前年同期の 223 人と比べ 6.3%程度増加となるものの、全産業（665 人）に占める建設業の割合は 31.4%と、依然として業種別で最も高い割合となっています。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）が令和 7 年 5 月に公布され、同法及び関係政省令が順次施行されているところであり、労働災害の着実な減少に向け、各種措置の履行確保に加え、実効ある安全衛生対策を推進することが求められています。

このため、今般、厚生労働省において、別添のとおり「令和 8 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」が定められましたので、傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

令和 8 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 墜落・転落災害防止対策

建設業における労働災害による死亡者数（死亡災害）の約 3 割、休業 4 日以上
の労働災害による死傷者数（死傷災害）の約 3 割を占める墜落・転落災害を
防止するため、次の対策を推進する。

ア 足場等からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

墜落・転落災害のうち足場等を起因物とする死亡災害は約 16%、死傷災
害は約 12%を占めている（令和 6 年確定値。以下同じ。）。

これらの災害を防止するため、幅が 1 メートル以上の箇所における一側
足場の原則使用禁止を含め、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32
号。以下「安衛則」という。）に基づく措置の一層の徹底を図るとともに、
あらゆる機会を活用し、「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「足
場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成 24 年 2 月 9 日付け
基安発 0209 第 2 号、令和 5 年 3 月 14 日最終改正。以下「推進要綱」とい
う。）に基づく「より安全な措置」等の普及・定着を促進する。

また、特に木造家屋等低層住宅建築工事においては、墜落・転落災害が多
発していることから、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）
が作成した「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」（令和
6 年 3 月。以下「木建マニュアル」という。）の周知とその定着に取り組む。

【事業者が行うこと】

幅が 1 メートル以上の箇所における一側足場の原則使用禁止を含め、安
衛則に基づく各種措置を講ずるとともに、「手すり先行工法に関するガイド
ライン」及び「推進要綱」に基づく「より安全な措置」等を適切に講ずるこ
と。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントとその結果に
基づく措置に取り組むこと。

さらに、推進要綱に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、同要
綱の別紙「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用した十分な知識・経
験を有する者による足場の組立て等後の点検を行うこと。

木造家屋等低層住宅建築工事においては、木建マニュアルに基づく措置
を適切に実施すること。

イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

墜落・転落災害のうちはしご等（はしごのほか脚立、仮設構台等を含む。）
を起因物とする死亡災害は約 10%、死傷災害は約 30%を占めている。

これらの災害を防止するため、はしご・脚立等の安全な使用を盛り込んだ木建マニュアルの内容を参考に、はしご・脚立等の適切な使用の普及・定着に取り組む。また、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和３年３月１７日付け基安発 0317 第２号）に基づく周知・指導を行う。

【事業者が行うこと】

木造家屋等低層住宅建築工事においては、木建マニュアルに基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」、「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。

ウ 墜落制止用器具の適切な使用

【厚生労働省が行うこと】

建設業における墜落・転落による死亡災害を見ると、墜落制止用器具を装着していたものの、フックを使用していないケースが多く認められていることから、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号）の周知徹底を図り、墜落制止用器具の適切な使用の徹底を図る。また、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）に適合した墜落制止用器具の使用を指導する。

【事業者が行うこと】

上記ガイドラインに基づき、墜落制止用器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止用器具の使用状況及び取付設備の設置状況等を確認し必要な措置を講じること。また、上記規格に適合した墜落制止用器具の使用を徹底すること。

(2) 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

自然災害からの復旧・復興工事においては、地山の崩壊等のおそれがある作業、墜落のおそれがある箇所での作業、粉じんにはく露するおそれがある作業、車両系建設機械を用いた作業等において、土砂崩壊防止対策、墜落・転落災害防止対策、石綿粉じん等のばく露防止対策等が確実に講じられているか、安全衛生パトロール等の際に確認し、必要な指導等を行う。

建災防において、復旧・復興工事現場への専門家の派遣、研修会の実施等を行っていることから、同協会各都道府県支部と連携し各工事現場、関係団体に対し周知し効果的な活用を促す。

【事業者が行うこと】

自然災害からの復旧・復興工事では、多数の建設業者により短期間で集中的な工事が行われること、建物の崩壊や地盤の緩み等、作業場所の状態が平

常時と異なること等から、災害発生リスクが高い状況にあることを十分に認識し、土砂崩壊防止対策、墜落・転落災害防止対策、建設機械災害防止対策、石綿粉じん等の暴露防止対策等、労働安全衛生法令や関係のガイドライン等に基づく措置を徹底すること。

また、同工事では、被災地以外の建設業者のほか、災害ボランティア等の建設業者以外の者が作業を行う場合もあること等から、工事区域一帯の危険情報等の共有（災害防止連絡連絡協議会等）に努めること。

（３）高年齢者の労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「高年齢者の労働災害防止のための指針」（令和８年２月１０日公表）の周知を図る。併せて、エイジフレンドリー補助金の周知を図る。

【事業者が行うこと】

上記指針に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止のための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、事業場の実情に応じて国や関係団体等の支援を活用し、労働者とも連携・協力して取組みを進めること。

請負業者においても、元請業者と連携しつつ、この指針を参考に高年齢者の労働災害防止対策に取り組むこと。

（４）外国人労働者の労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「職場のあんぜんサイト」及び厚生労働省ホームページに掲載する外国人労働者向けの労働安全衛生に関する視聴覚教材等を周知するなど、効果的な安全衛生教育の実施を促進する。

【事業者が行うこと】

外国人労働者に対する安全衛生教育では、これらの教材を参考に、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

（５）一人親方等の安全衛生対策

【厚生労働省が行うこと】

令和８年度委託事業により、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第３３号。以下「改正法」という。）及び関係政省令等に関する周知媒体や教材等を作成するとともに、同資料を活用し、個人事業者等向けの説明会への講師派遣、巡回指導へのコーディネーター派遣を行う。

また、建設業に従事する一人親方等の死亡災害の把握に努める。

【事業者等が行うこと】

建設業に従事する一人親方等が加入する団体において説明会を行うとともに、上記説明会等に積極的に参加すること。

改正法により、令和 8 年 4 月から、元方事業者が行う統括管理の対象が労働者だけでなく、労働者以外の作業従事者に拡充されたことから、元方事業者、関係請負人それぞれが改正法に基づく措置を遵守し、混在作業による災害防止の徹底を図ること。また、令和 9 年 1 月から、一人親方等による災害（休業 4 日以上之死傷災害）についても労働基準監督署への報告が義務付けられるため、その徹底を図ること。また、改正内容について、同改正により保護の対象、措置義務の主体となる一人親方等に適切に周知すること。

(6) 建設現場におけるデジタル技術の活用推進による安全衛生管理の向上

【厚生労働省が行うこと】

元方事業者に実施が義務づけられている作業場所の巡視については、一定の場合にデジタル技術を活用して遠隔で実施できることを通知（令和 6 年 6 月 28 日付け基安安発 0628 第 1 号「特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について」）により示している。今後、実態把握を行うとともに、好事例の周知等を行う予定であり、デジタル技術の活用の推進を通じた建設現場における安全衛生管理の一層の向上を図る。

(7) 転倒災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

転倒災害防止対策の推進について（令和 5 年 5 月 19 日付け基安安発 0519 第 4 号）に基づき、転倒災害防止対策の周知指導を行う。

【事業者が行うこと】

リーフレット (<https://www.mhlw.go.jp/content/001101746.pdf>) 等を活用し、転倒災害防止のための労働者の身体機能の維持向上や職場環境の改善に取り組むこと。

(8) 交通労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号、平成 30 年 6 月 1 日最終改正）について、周知及び指導を図る。

【事業者が行うこと】

上記ガイドラインに基づく措置を適切に講ずること。

とりわけ、建設資材等の運搬を発注する際は、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者に協力すること。

(9) 建設機械等による労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

建設機械等を起因物とする労働災害による死亡災害が令和 7 年に 53 件発

生している（※）。災害の概要を見ると、機体に轢かれるもの、機体と物体との間に挟まれるもの、機体とともに転倒するもの等であることから、安衛則に基づく各種措置の徹底を指導する。

また、安全な建設機械の導入を積極的に勧奨する。特に、中小建設事業者等に対しては、「高度安全機械等導入支援補助金」の活用等を積極的に周知する。

（※）令和8年1月速報時点。

【事業者が行うこと】

労働者に建設機械等を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。

(10) 建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止

【厚生労働省が行うこと】

「建築物の梁等の鉄骨部材等を仮支えする仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項について」（令和8年3月10日付け基安発0310第1号）に基づき、仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止対策の徹底を図る。

【事業者が行うこと】

同通達に基づき、強度計算の適切な実施、計画策定又は変更時の十分な確認体制による確認等、仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止対策を講ずること。

(11) 荷役作業における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

荷役作業における安全確保を図るため、安衛則に基づく最大積載量2トン以上の貨物自動車に係る荷の積卸し作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用、テールゲートリフターによる荷役作業の特別教育の実施等の徹底を図る。また、荷主等の立場となる事業者（以下「荷主等」という。）に対し「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号、令和5年3月28日最終改正）の周知を図る。

【事業者等が行うこと】

安衛則に基づき、昇降設備の設置及び保護帽の着用の徹底を図るほか、必要な労働者に対しテールゲートリフターの操作に係る特別教育を実施すること。また、リーフレット「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和3年1月18日付け基安安発0118第2号）に示す取組を実施し、荷役災害防止対策を適切に講ずること。

(12) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

令和7年改正労働安全衛生法により、建設現場では、元方事業者を作業場所管理事業者として、警備業者との連絡調整に関する規定が適用される場合があることから、同規定に基づく必要な取組を周知する。

さらに、「未熟練労働者への安全衛生教育マニュアル（警備業編）」（令和元年）を周知する。

【事業者が行うこと】

建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、同マニュアルを活用すること。

(13) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

山岳トンネル工事において引き続き肌落ち災害が発生していることから、改正した「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成28年12月26日付け基発1226第1号、令和6年3月26日最終改正）の周知を図るとともに、同ガイドラインに基づき、鏡吹付けの原則実施等の措置の徹底を図る。

【事業者等が行うこと】

山岳トンネル工事の発注者においては、同ガイドラインに基づき、設計段階における適切な支保パターンの選定のほか、施工段階における地山の状況に応じた設計の変更等の必要な対応を行うこと。また、施工者においては、同ガイドラインに基づき、鏡吹付の実施、切羽への立入禁止措置の徹底、切羽監視責任者による監視等、肌落ち災害防止対策を適切に講じること。

また、現場内は狭あいな箇所等で重機等が稼働することから、作業員と重機等との接触防止対策についても確実に講じること、

(14) 伐木等作業における労働災害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

チェーンソーによる伐木等作業に係る安衛則や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発第1207第3号、令和2年1月31日最終改正）の周知徹底を図る。

【事業者が行うこと】

チェーンソーによる伐木等作業を行う場合にあっては、対象労働者への特別教育を実施するとともに、立入禁止措置や保護具の着用等の安全対策を適切に実施すること。

(15) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

【厚生労働省が行うこと】

建設業における労働災害の被災者の約9割は、店社で規模が30人未満のものに所属していることを踏まえ、建設業労働災害防止協会が実施する中小の建設会社（以下「専門工事業等」という。）における集団指導、現場パトロール等の安全衛生活動を支援するための事業に対して補助を行う。

【事業者が行うこと】

専門工事業等は、上記事業を活用する等により、自主的に安全衛生活動を行うこと。

(16) 安全衛生経費の確保等

【厚生労働省が行うこと】

令和7年12月から施行されている改正建設業法により、安全衛生経費が「建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」として法令上位置付けられたほか、改訂「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」により、受注者は安全衛生経費等の内訳を明示した見積書を作成し、発注者はその見積書の内容を考慮するよう努めることが必要とされたところである。

このため、都道府県労働局に設置する建設工事関係者連絡会議等の発注者、施工者及び安全衛生行政関係者の集まる場において、建設工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロール、安全衛生教育等について協議し、必要な取組を行う。

(17) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

【厚生労働省が行うこと】

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）に基づく基本計画（令和5年6月に変更）について周知する。また、都道府県計画を策定・変更する都道府県及び策定された計画に基づき対策を実行する都道府県に対して他の都道府県の好事例等を紹介するなど取組を支援するとともに、「建設工事関係者連絡会議の運営に当たって配慮すべき事項等について」（令和5年1月31日付け基安安発0131第2号）に基づき都道府県に対して必要な配慮を行う。併せて、都道府県労働局から管内の労働災害発生状況の分析結果、実施する施策等に係る情報について積極的に提供するなど、都道府県との連携の強化を図る。

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

(1) メンタルヘルス対策

【厚生労働省が行うこと】

建設業においても精神障害が多く発生しており、建設業の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組割合が47.8%（令和6年）と低調であることから、メンタルヘルス対策の取組を推進する。

令和7年5月に公布された改正安衛法により、ストレスチェックについ

て、労働者数 50 人未満の事業場を含めた全ての事業場に実施が義務付けられた（施行期日は公布後 3 年以内に政令で定める日）。なお、安衛法に基づくストレスチェックは、労働契約関係にある労働者に対して事業者責任として実施するものであり、現場単位ではなく、事業者単位での実施が必要であること。

【事業者が行うこと】

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働者数 50 人未満の事業場においても、ストレスチェックの義務化の施行に向けて、必要な準備等を進めること。

（２）熱中症対策

【厚生労働省が行うこと】

令和 7 年 6 月 1 日に施行された、熱中症による死亡災害等の重篤化を防ぐために、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ迅速かつ適切に対処することにより重篤化を防止するため「報告体制」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者に義務付けた改正労働安全衛生規則（以下「改正安衛則（熱中症）」という。）に基づく措置の周知徹底を図る。さらに、事業者の業種・業態に合わせた熱中症防止対策の実施を促進するために、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5 月から 9 月まで、準備期間：4 月、重点取組期間：7 月）期間を中心に、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の周知・指導を行う。併せて、日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図るとともに、熱中症予防対策への理解を深めるために、先進的な取組の紹介や使用者・労働者等向けの教育資料や講習動画を掲載しているポータルサイトを運営する。

【事業者等が行うこと】

改正安衛則（熱中症）をはじめとする、熱中症防止を目的とした法令上の措置について、確実に実施すること。また、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を踏まえ、衛生管理者等を中心とした事業場としての労働衛生管理体制の整備、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症防止対策、作業を管理する者及び労働者に対する計画的な労働衛生教育、発症時・緊急時の措置の確認・周知を適切に実施すること。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。

また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。併せて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。

（３）じん肺予防対策

【厚生労働省が行うこと】

令和5年度から令和9年度を期間とする「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき、①呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③じん肺健康診断の着実な実施、④離職後の健康管理等を推進する。

ずい道等建設工事を対象として、粉じん作業に従事する労働者のじん肺健康診断等の情報を管理するために建災防が運用している「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」について、建災防と労働基準監督署が連携の上、未登録事業場に対する登録依頼を実施する。

【事業者が行うこと】

粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講ずること。

ずい道建設工事業者は、工事開始時に、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を登録すること。

当該防止総合対策に基づく措置を適切に講ずること。また、解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。

(4) 騒音障害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

ずい道工事や土木工事に従事していた労働者などに騒音性難聴の発生がみられることから、令和5年4月に改訂した「騒音障害防止のためのガイドライン」（令和5年4月20日付け基発0420第2号）について、リーフレットやパンフレットを活用し、周知・指導を行う。

【事業者が行うこと】

事業者は、ガイドラインに基づき屋内作業場に限らず、騒音障害防止対策の管理者の選任、騒音レベルの把握とその結果に応じた騒音ばく露防止対策、健康診断、労働衛生教育等に取り組むこと。また、元方事業者においては、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと。

(5) 化学物質による健康障害防止対策

【厚生労働省が行うこと】

塗装作業等に使用する製剤など化学物質を用いる際には、使用前にラベル・SDSを確認し、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を実施するよう周知・指導する。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図る。

塗膜の剥離や掻き落とし作業について、鉛等有害物の有無、剥離工法等に

より工事に要する安全衛生経費・工期は大きく変わることから、発注者に対し、有害物の有無、剥離工法等に応じた必要な安全衛生経費の積算等、必要な対応を行うよう求める。

金属アーク溶接等作業で発生する溶接ヒュームにばく露することによる神経障害等の健康障害を防止するため、特定化学物質障害予防規則の改正内容について周知・指導する。

【事業者が行うこと】

塗装作業等に使用する製剤など、化学物質を用いる際には、店社ごとに化学物質管理者を選任し、使用前にラベル・SDSを確認させ、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。その際、建災防が作成する化学物質管理マニュアルや関係資料等を必要に応じ活用すること。また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。さらに、保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに保護具着用管理責任者を選任すること。請負人に対しては、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。

塗膜剥離作業においては、塗膜には鉛、六価クロム、PCB等の有害物が含まれることにも留意し、「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」（令和2年8月17日付け基安化発0817第1号、令和7年12月26日最終改正）を踏まえ、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策（剥離剤等作業で使用する保護具の着用も含む。）を講ずること。また、研磨材の吹き付け（ブラスト）や研磨材を用いた手持ち式動力工具（ディスクサンダー）による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具（送気マスク等）を使用させる等の措置を講ずること。

（6）石綿健康障害予防対策

【厚生労働省が行うこと】

石綿障害予防規則に基づく措置等を実施するよう地方公共団体とも連携して周知・指導を行う。また、建築物の解体・改修工事について、適切に対象選定を行い、予告なしの立入りを行う。

建築物・工作物の解体・改修作業の発注者への対応について、建築物等の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務付けられている有資格者による石綿の有無の調査（事前調査）の実施、事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合に、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた工事の費用、工期、作業の方法に係る発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるように配慮するなどの発注者による必要な措置が講じられるよう厚生労働省が作成した周知リーフレットを用いて必要な周知啓発を図る。

【事業者が行うこと】

石綿障害予防規則に基づき、建築物・工作物の解体・改修工事前の有資格者による石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の労働基準監督署長への報告、事前調査結果の作業場への掲示、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底すること。

また、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月（令和8年2月改正）」）に基づく労働者の石綿ばく露防止措置の徹底を図ること。

3 その他の安全衛生に係る対策

（1）労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

【厚生労働省が行うこと】

建設業労働災害防止協会と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。

【事業者が行うこと】

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入した企業の労働災害の減少幅は大きく、労働災害防止に効果があることから、建設工事現場の実態を踏まえたシステムである「ニューコスモス」、「中小事業者向けのコンパクトコスモス」の導入・活用に留意すること。

（2）建設業における安全衛生教育の推進

【厚生労働省が行うこと】

技術の進展や就業形態の多様化等が見られる中、職場の安全衛生水準を向上させるためには、適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが重要である。建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、法令等に基づく能力向上教育をはじめ、建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の実施を促進する。

【事業者が行うこと】

「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」（平成29年2月20日付け基発0220第3号）に基づき、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象に、概ね5年ごと及び機械設備等に大幅な変更のあった場合に、建設工事従事者の専門性の確保のために、労働災害の防止に係る当該教育を受講させること。

また、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（平成15年3月25日付け基安発第0325001号）に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。

このほか、「安全衛生教育及び研修の推進について」（平成31年3月28日

付け基発 0328 第 28 号) に基づく教育、その他の建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の受講等に努めること。

(参考)

令和 8 年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る関連通達等

(全般)

- ・第 14 次労働災害防止計画（令和 5 年 3 月 8 日厚生労働省策定、令和 5 年 3 月 27 日公示）
- ・建設業における総合的労働災害防止対策の推進について（平成 19 年 3 月 22 日付け基発 0322002 号）
- ・元方事業者による建設現場安全管理指針について（平成 7 年 4 月 21 日付け基発第 267 号の 2）

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 墜落・転落災害防止対策

ア 足場等からの墜落・転落防止対策

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（平成 27 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 9 号）
- ・足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（令和 5 年 3 月 14 日付け基発 0314 第 2 号）
- ・足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱について（平成 24 年 2 月 9 日付け基安発 0209 第 2 号、令和 5 年 3 月 14 日最終改正）
- ・「手すり先行工法に係るガイドライン」について（平成 15 年 4 月 1 日付け基発第 0401012 号、令和 5 年 12 月 26 日最終改正）
- ・屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）（令和 6 年 3 月 29 日付け基安安発第 0329 第 2 号）

イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

- ・屋根、はしご・脚立等からの墜落・転落災害防止対策の促進について（木造家屋等低層住宅工事墜落防止標準マニュアルの策定）（令和 6 年 3 月 29 日付け基安安発第 0329 第 2 号）
- ・リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」（令和 3 年 3 月 17 日付け基安安発 0317 第 2 号）

ウ 墜落制止用器具の適切な使用

- ・墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号）
- ・規格不適合の墜落制止用器具に関する注意喚起について（令和 4 年 2 月 25 日

付け基安安発 0225 第 1 号)

- ・規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）（令和 5 年 2 月 24 日付け基安安発 0224 第 3 号）
- ・規格不適合の墜落制止用器具について（注意喚起）（令和 6 年 4 月 5 日付け基安安発 0405 第 2 号）

（2）令和 6 年能登半島地震等の自然災害の復旧・復興工事における労働災害防止対策

- ・東日本大震災による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その 4）～地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事関連～（平成 23 年 8 月 31 日付け基安安発 0831 第 4 号、基安労発 0831 第 2 号、基安化発 0831 第 2 号）
- ・平成 28 年熊本地震の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（平成 28 年 4 月 21 日付け基安安発 0421 第 1 号、基安労発 0421 第 2 号）
- ・平成 28 年熊本地震の復旧工事における土砂崩壊災害防止対策等の徹底について（平成 28 年 6 月 1 日付け基安安発 0601 第 1 号）
- ・災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について（平成 28 年 7 月 25 日付け基安安 0725 第 2 号、基安労 0725 第 2 号、基安化 0725 第 2 号）
- ・木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について（平成 8 年 11 月 11 日付け基発第 660 号の 2）
- ・「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年 6 月 29 日付け基安安発 0629 第 2 号）（再掲）
- ・土止め先行工法に関するガイドラインの策定について（平成 15 年 12 月 17 日付け基発第 1217001 号）
- ・東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議及び工事エリア別協議組織の設置について（平成 23 年 10 月 21 日付け基安発 1021 第 2 号）
- ・令和 6 年能登半島地震による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（令和 6 年 1 月 4 日付け基安安発 0104 第 1 号、基安労発 0104 第 2 号、基安化発 0104 第 1 号）
- ・石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について（通知）（令和 6 年 1 月 23 日付け基安化発 0123 第 2 号、環水大管発第 2401238 号）

（3）高年齢者等の労働災害防止対策

- ・「高年齢者の労働災害防止のための指針」について（令和 8 年 2 月 10 日公表）

（4）外国人労働者の労働災害防止対策

- ・外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成 19 年 8 月 3 日付け厚生労働省告示第 276 号）

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（労働者死傷病報告様式改正関係）（平成 31 年 1 月 8 日付け基発 0108 第 4 号）
 - ・外国人労働者に対する安全衛生教育の推進等について（平成 31 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 28 号）
 - ・外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について（令和 2 年 3 月 31 日付け基発 0330 第 43 号）
- （5）一人親方等の安全衛生対策
- ・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 4 年 4 月 15 日付基発 0415 第 1 号）
 - ・「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」（令和 6 年 4 月 30 日付基発 0430 第 4 号）
- （6）建設現場におけるデジタル技術の活用推進による安全衛生管理の向上
- ・特定元方事業者による作業場所の巡視に係るデジタル技術の活用について（令和 6 年 6 月 28 日付け基安安発 0628 第 1 号）
- （7）転倒災害防止対策
- ・転倒災害防止対策の推進について（令和 5 年 5 月 19 日付け基安安発 0519 第 4 号）
- （8）交通労働災害防止対策
- ・交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号、平成 30 年 6 月 1 日最終改正）
 - ・交通労働災害防止対策の推進について（平成 27 年 3 月 13 日付け基安安発 0313 第 1 号）
 - ・建設業における交通労働災害防止対策の徹底について（平成 27 年 8 月 6 日付け基安安発 0806 第 1 号）
- （9）建設機械等による労働災害防止対策
- ・現時点では、特になし。
- （10）建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止
- ・建築物の梁等の鉄骨部材等を仮支えする仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止に当たっての留意事項について（令和 8 年 3 月 10 日付け基安安発 0310 第 1 号）
- （11）荷役作業における労働災害防止対策
- ・陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号、令和 5 年 3 月 28 日最終改正）

- ・荷役作業場所のチェックリスト（平成 27 年 8 月 27 日付け基発 0827 第 8 号別添）
- ・「荷役作業の安全確保が急務です！」（令和 3 年 1 月 18 日付け基安安発 0118 7 第 2 号）
- ・「貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について」（令和 5 年 3 月 28 日付け基発 0328 第 5 号）

(12) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策

- ・現時点では、特になし。

(13) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策

- ・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成 28 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 1 号、令和 6 年 3 月 26 日最終改正）

(14) 伐木等作業における労働災害防止対策

- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について（伐木作業等の安全対策関係）（平成 31 年 2 月 14 日付け基発 0214 第 9 号）
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号、令和 2 年 1 月 31 日最終改正）
- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の留意事項の改正について（令和 2 年 1 月 31 日付け基安安発 0131 第 1 号）

(15) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

- ・現時点では、特になし。

(16) 安全衛生経費の確保等

- ・建設工事関係者連絡会議の設置について（平成 26 年 4 月 11 日付け基安安発 0411 第 1 号）
- ・元請負人及び下請負人の中での労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化に係るパンフレットの作成について（平成 27 年 6 月 15 日付け基安安発 0615 第 1 号）

(17) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の施行について（平成 29 年 3 月 16 日付け基発 0316 第 3 号）
- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画について（平成 29 年 6 月 9 日付け基発 0609 第 7 号）
- ・建設工事関係者連絡会議の運営に当たって配慮すべき事項等について（令和 5 年 1 月 31 日付け基安安発 0131 第 2 号）

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の変更について（令和5年6月13日基発0613第3号）

2 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

（1）メンタルヘルス対策

- ・建災防調査「建設現場における不安全行動・ヒヤリハット体験に関する実態調査」（平成30年4月）

（2）熱中症対策

- ・令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について（令和7年2月28日付け基安発0228第1号）
- ・職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について（令和3年4月20日付け基発0420第3号）

（3）じん肺予防対策

- ・第10次粉じん障害防止総合対策の推進について（令和5年3月30日付け基発0330第3号、令和6年3月6日最終改正）
- ・ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成12年12月26日基発第768号の2、令和2年7月20日付け基発0720第2号改正）

（4）騒音障害防止対策

- ・騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（令和5年4月20日付け基発0420第2号）

（5）化学物質による健康障害防止対策

- ・化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日付け危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）
- ・鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について（平成26年5月30日付け基安労発0530第1号、基安化発0530第1号／基安労発0530第3号、基安化発0530第3号）
- ・建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成10年6月1日付け基発第329号の1）
- ・一酸化炭素中毒による労働災害の発生状況等について（平成28年12月6日付け基安化発1206第1号）
- ・建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドラインの策定について（平成9年3月25日付け基発第197号）
- ・「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について（平成26年1月10日付け基発0110第1号）
- ・「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について（平成26年1月10日付け基安化発0110

第 1 号)

- ・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について（令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号、令和 7 年 12 月 26 日最終改正）
- ・化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和 5 年 4 月 27 日付け技術上の指針公示第 24 号）
- ・「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針の一部を改正する指針」について（令和 5 年 4 月 27 日付け基発 0427 第 3 号）
- ・防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について（令和 5 年 5 月 25 日付け基発 0525 第 3 号）
- ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和 7 年 2 月 19 日付け基発 0219 第 4 号）
- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（令和 7 年 9 月 19 日付け基発 0918 第 1 号）
- ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について（令和 7 年 11 月 18 日付け基発 1118 第 1 号）
- ・皮膚吸収性有害物質に該当する化学物質等について（令和 7 年 11 月 18 日付け基発 1118 第 2 号）
- ・「労働安全衛生規則第 34 条の 2 の 6 の 2 の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」（令和 8 年 2 月 20 日厚生労働大臣告示第 42 号）
- ・通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針（通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第 1 号）
- ・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（代替化学名等関係）の施行について（令和 8 年 2 月 20 日付け基発 0220 第 5 号）

（6）石綿健康障害予防対策

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について（令和 2 年 7 月 1 日付け基発 0701 第 11 号）
- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について（令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 8 号）
- ・石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について（令和 2 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 10 号）
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にかく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について（令和 2 年 10 月 6 日付け基発 1006 第 2 号）
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について（令和 2 年 10 月 20 日付け基発 1020 第 4 号）
- ・石綿障害予防規則の解説について（令和 2 年 10 月 28 日付け基発 1028 第 1 号）
- ・石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件の施行について（令和 4 年 5 月 9 日付け基発 0509 第 4 号）

- ・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和 5 年 1 月 12 日付け基発 0112 第 2 号）
- ・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について（令和 5 年 8 月 29 日付け基発 0829 第 1 号）
- ・「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の一部を改正する件」について（令和 6 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号）
- ・石綿障害予防規則の一部を改正する省令の公布について（令和 7 年 11 月 7 日付け基発 1107 第 1 号）
- ・令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 8 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の一部改正について（令和 7 年 12 月 26 日付け基発 1226 第 3 号）
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルの改正について（令和 8 年 2 月 13 日付け化学物質対策課環境改善・ばく露対策室長事務連絡）

3 その他の安全衛生対策

（1）労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成 11 年労働省告示第 53 号、令和元年 7 月 1 日最終改正）
- ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317007 号、令和元年 7 月 1 日付け基発 0701 第 3 号改正）

（2）建設業における安全衛生教育の推進

- ・安全衛生教育及び研修の推進について（平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号）
- ・建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について（平成 12 年 3 月 28 日付け基発第 179 号、平成 31 年 3 月 28 日最終改正）
- ・建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について（平成 15 年 3 月 25 日付け基安発第 0325001 号）
- ・職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について（平成 29 年 2 月 20 日付け基発 0220 第 3 号）



Press Release

沖縄労働局発表

令和8年4月28日(火)

担当

沖縄労働局労働基準部 健康安全課
課長 白倉 幸弥
副主任地方労働衛生専門官 玉那覇 勝
電話:098 (868) 4402

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」 始まります

～職場における熱中症予防対策を徹底しましょう！～

沖縄労働局（局長 宮本 淳子）は、5月1日からの令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施期間を前に、関係団体に対し熱中症対策の周知等の依頼をしました。

1 熱中症による労働災害の発生状況等

(1) 令和7年の発生状況（令和8年3月集計）

休業4日以上之死傷者は、前年と同数の16人でした。（別添1）

内訳をみると、業種では建設業が最多の4人で、全体の25.0%を占めており、次いで接客娯楽業が3人と全体の18.8%を占めています。（別添2、別添3（表））

(2) 県内における過去10年間（平成28年から令和7年）の熱中症による休業4日以上労働災害の発生状況について（別添3）

① 建設業が全体の30.0%を占めています。（図1）

② 発生時期は6～8月の3か月間で全体の80.0%を占めています。（図2）

③ 時間帯では15時台が15.8%、次いで9時台以前が15.0%、17時台10.8%と多く発生しています。（図3）

④ 事業場規模別では、50人未満の事業場が全体の64.2%を占めています。（図4）

⑤ 年齢別では、40歳代が全体の27.5%を占めています。（図5）

⑥ 休業見込期間別では、休業2週間未満が最も多いものの、死亡に至る災害

も発生しています。（図 6）

2 沖縄労働局の取り組み

令和 8 年も 5 月から 9 月までの期間で「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

令和 8 年 3 月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」及び本キャンペーンについて、関係団体等を通じて周知を呼びかけるとともに、各事業場における熱中症対策の徹底を指導します。

<重点的な対策>

- ①湿球黒球温度の値（WBGT 値）※の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること。
- ②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業への周知」を行うこと。
- ③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと。

※ 湿球黒球温度の値（WBGT 値）とは

気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

<添付資料>

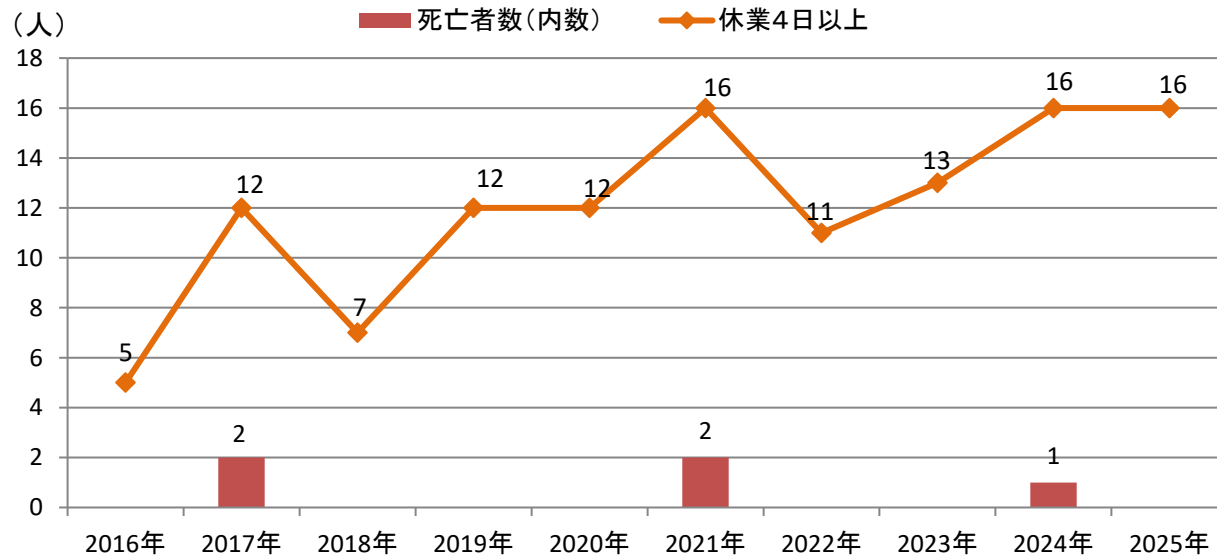
- 別添 1 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況の推移（平成 28（2016）年～令和 7（2025）年、休業 4 日以上）
- 別添 2 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害事例（令和 7 年、休業 4 日以上）
- 別添 3 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成 28（2016）年～令和 7（2025）年総計、休業 4 日以上）
- 別添 4 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（リーフレット）
- 別添 5 令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱
- 別添 6 関係団体あて文書『令和 8 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施及び職場における熱中症対策の強化について』

（参考：関連情報）

- ・厚生労働省「令和 8 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します」
https://www.mhlw.go.jp/stf/coolwork_2026.html
- ・ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況の推移(平成28(2016)年～令和7(2025)年)

※令和7(2025)年は令和8(2026)年3月集計



出典：労働者死傷病報告

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害事例（令和7年、休業4日以上）

（令和8年3月集計）

番号	所轄署	災害発生日	業種	年齢	性別	休業見込期間	災害発生状況	屋内・屋外
1	沖縄（中部）	6月上旬	建設業	40代	男	7日	工事現場でトラックを誘導し、荷降ろし準備中に熱中症により痙攣し倒れ、その勢いで頭を停車中のトラックにぶつけた。	屋外
2	名護（北部）	6月下旬	接客娯楽業	40代	女	4日	屋外のカフェテラスで顧客対応の準備中、炎天下での作業のため、熱中症による脱水、気分不良となった。	屋外
3	宮古	6月下旬	保健衛生業	50代	女	4日	ビニールハウス内で灌水作業を行っていた。ハウス内は約40度で休憩をせず作業を行っていたところ熱中症となった。	屋内
4	那覇（南部）	6月下旬	運輸交通業	20代	男	7日	乗り継ぎ手荷物を仕分けするエリアで、一人で荷物を載せる空のカートを手力で引っ張ろうとした際に、手足の痙攣によりその場で倒れこんだ。意識はあり、会話もできる状況だったため、その場にいた社員数名で日陰に移動させ身体の冷却と水分補給を実施したものの痙攣状態が改善されず、救急搬送となった。	屋外
5	沖縄（中部）	6月下旬	建設業	40代	男	4日	地上6メートルのスラブ上において、型枠の建込み作業中に熱中症によりめまい、立ち眩み、背中、足、腰の痙攣を発症した。	屋外
6	那覇（南部）	6月下旬	警備業	50代	男	6日	建築現場入退場ゲート前道路上で、工事車両の現場内入退場の交通誘導業務を行っていたところ、急な体調不良によりその場に座り込んでしまった。	屋外
7	那覇（南部）	7月上旬	その他	50代	男	9日	シーツやテーブルクロスを洗濯中に熱中症を発症した。作業場内では、スポットクーラーやこまめな水分補給等を実施していた。	屋内
8	八重山	7月上旬	建設業	40代	男	7日	会社のヤードにおいて、資材の準備や積み込み、草刈り作業中に熱中症を発症した。	屋外
9	沖縄（中部）	7月中旬	製造業	30代	男	10日	製品製造室内で、高所へのモーター取り付け作業を行っていた。室温40度程度の環境下で、休憩をはさみつつ午前中作業を実施したところ、熱中症を発症した。	屋内
10	沖縄（中部）	7月下旬	清掃・と畜業	50代	男	20日	炎天下の屋外現場で、ごみ処理作業を行っていたところ熱中症を発症した。作業着・ヘルメットを着用し、こまめな休憩・水分補給を行っていた。	屋外
11	沖縄（中部）	7月下旬	保健衛生業	50代	女	9日	施設の調理場において利用者、職員用の給食・おやつの調理を行っていたところ、頭痛、しびれを感じ、動けなくなり救急搬送され、熱中症と診断された。当日は、調理メニューが揚げ物だったため通常より調理場の室温が高くなっていた。調理場では冷房、扇風機の設置・稼働を行っていた。	屋内
12	八重山	8月上旬	その他	50代	男	7日	船着き場で、たも網を用いて海藻等の漂着ごみの除去作業を実施していた。脱水、蒸し暑さを感じる中での作業で気分が悪くなり休憩しようとして腰かけたところで意識を失った。	屋外
13	那覇（南部）	8月中旬	警備業	70代	男	14日	炎天下で電柱工事の交通誘導警備を行っていたところ、休憩中にトイレに向かうときに倒れた。当日は、朝からお腹の調子が悪かった。	屋外
14	名護（北部）	8月中旬	接客娯楽業	40代	女	11日	娯楽施設の遊具周辺で3時間ほど顧客対応を行っていたところ、頭の火照りやめまいを感じ体調不良となった。最高気温31度日陰の少ない場所での業務であった。	屋外
15	八重山	8月下旬	接客娯楽業	50代	男	7日	宿泊施設の駐車場にて午後から草刈り作業を行っていたところ30分ほど経過して、嘔吐したため早退し帰宅。帰宅後症状が悪化したため救急搬送された。当時の気温は33.5度、湿度68%の状況であった。	屋外
16	名護（北部）	9月下旬	建設業	60代	男	4日	護岸工事において、作業台船上で単管組立作業中に両手足が攣ったため、1時間ほど冷房の効いた休憩所で横になり休憩していたが、症状が改善されず病院に搬送し、熱中症と診断された。	屋外

出典：労働者死傷病報告

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成 28（2016）年～令和 7（2025）年総計、休業 4 日以上）

※令和 7（2025）年は令和 8（2026）年 3 月集計

表 職場における熱中症による死傷者 業種別発生状況（2016～2025 年）

(人)

主な業種	建設業	運輸交 通業	接客娛 楽業	製造業	商業	清掃・ と畜業	警備業	ほか	計
2016 年	1	1	0	0	0	1	0	2	5
2017 年	6(1)	1	1	0	1	0	1(1)	2	12(2)
2018 年	3	0	1	0	1	0	0	2	7
2019 年	2	0	3	1	1	1	1	3	12
2020 年	3	4	0	1	3	0	0	1	12
2021 年	9(2)	1	1	1	0	1	1	2	16(2)
2022 年	0	2	1	5	0	1	0	2	11
2023 年	3	1	0	0	4	1	1	3	13
2024 年	5(1)	2	1	2	1	1	3	1	16(1)
2025 年	4	1	3	1	0	1	2	4	16
総計	36(4)	13	11	11	11	7	9(1)	22	120(5)

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

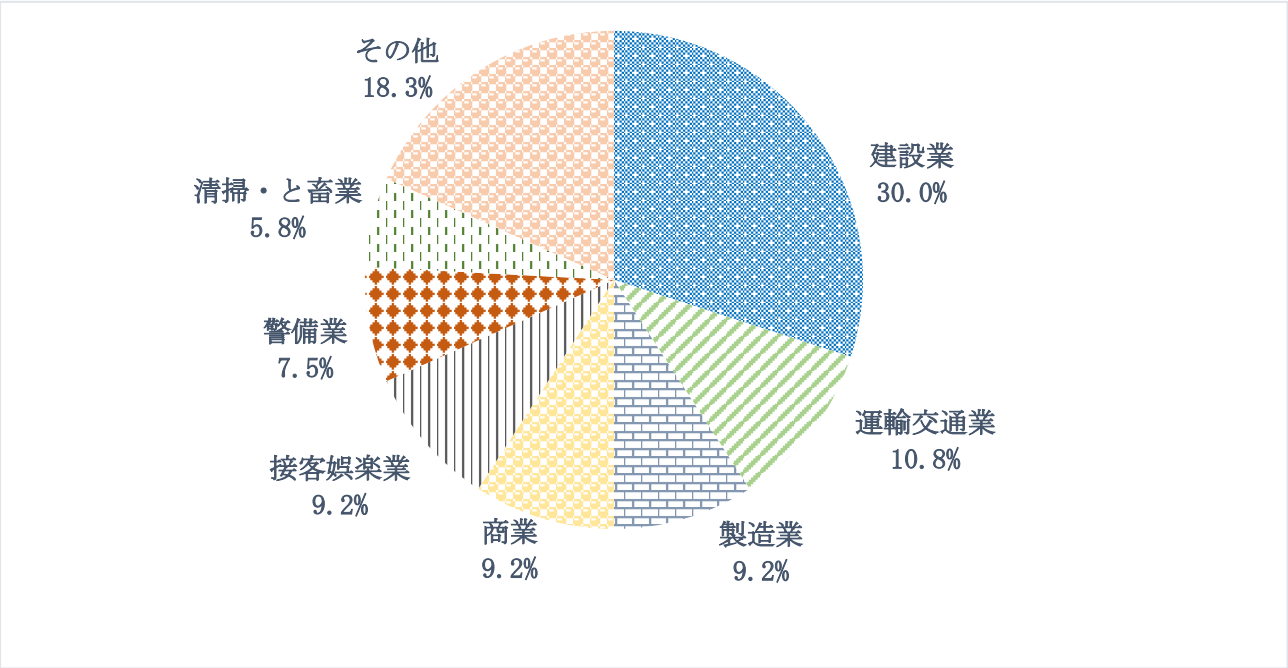


図 1 職場における熱中症による死傷者 業種別発生状況 構成比（2016～2025 年）

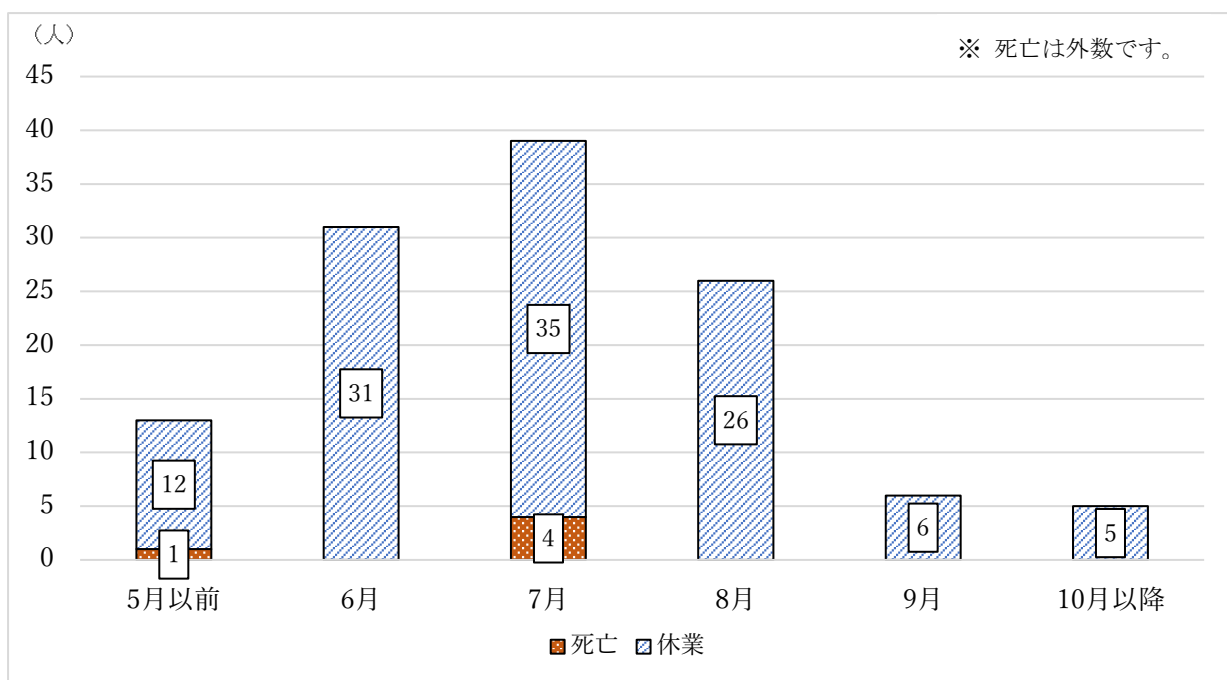


図2 職場における熱中症による死傷者 月別発生状況 (2016～2025 年)

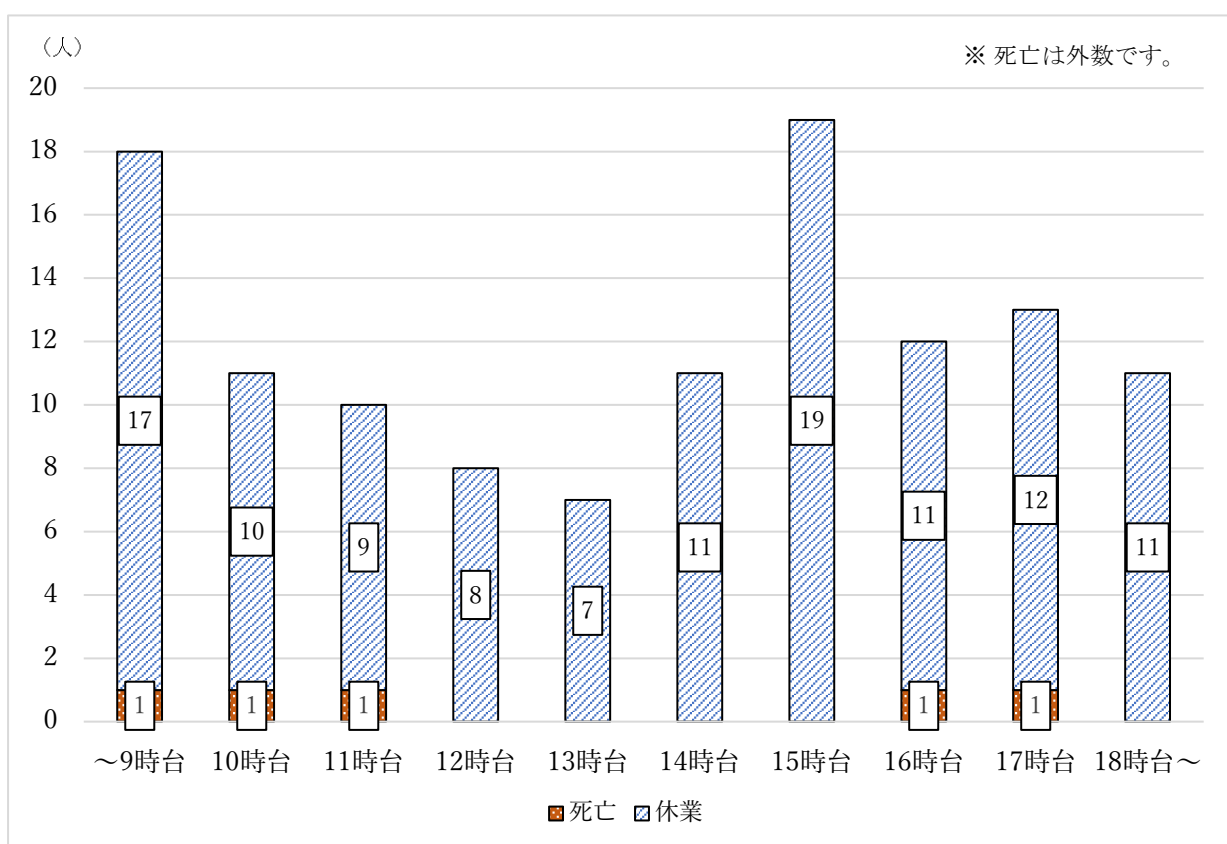


図3 職場における熱中症による死傷者 時間帯別発生状況 (2016～2025 年)

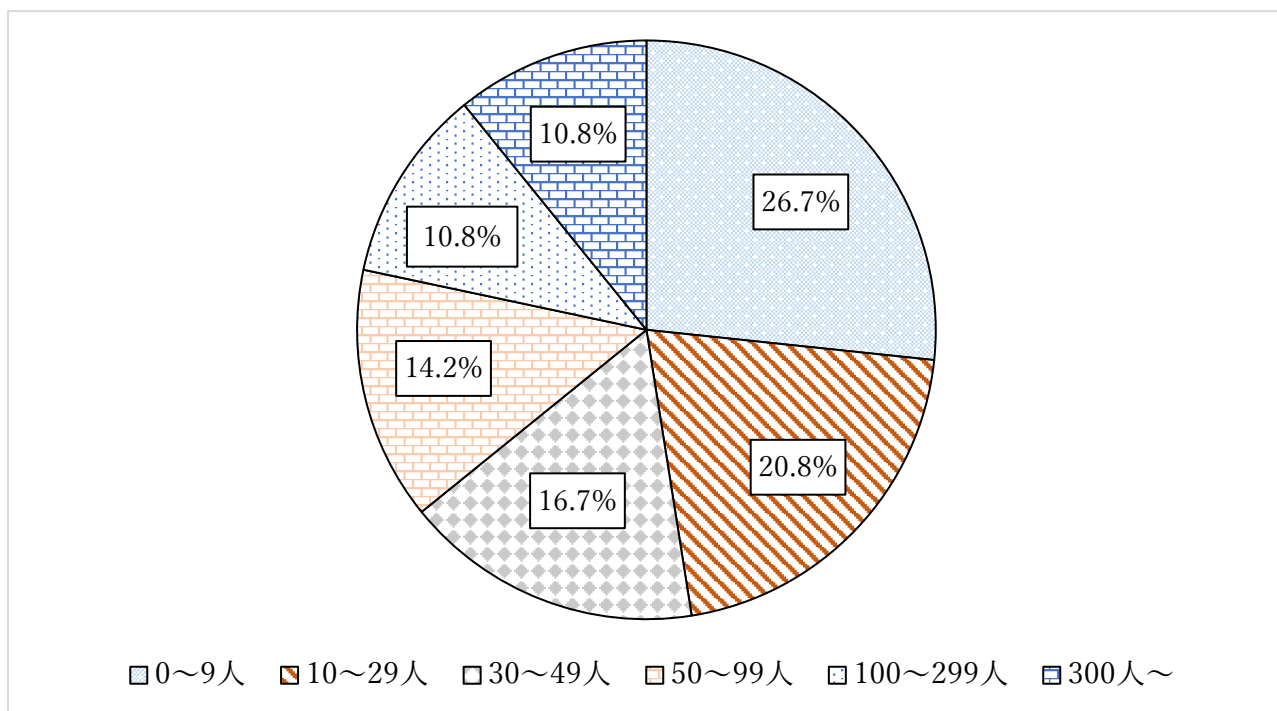


図4 職場における熱中症による死傷者 事業場規模別発生状況 (2016～2025 年)

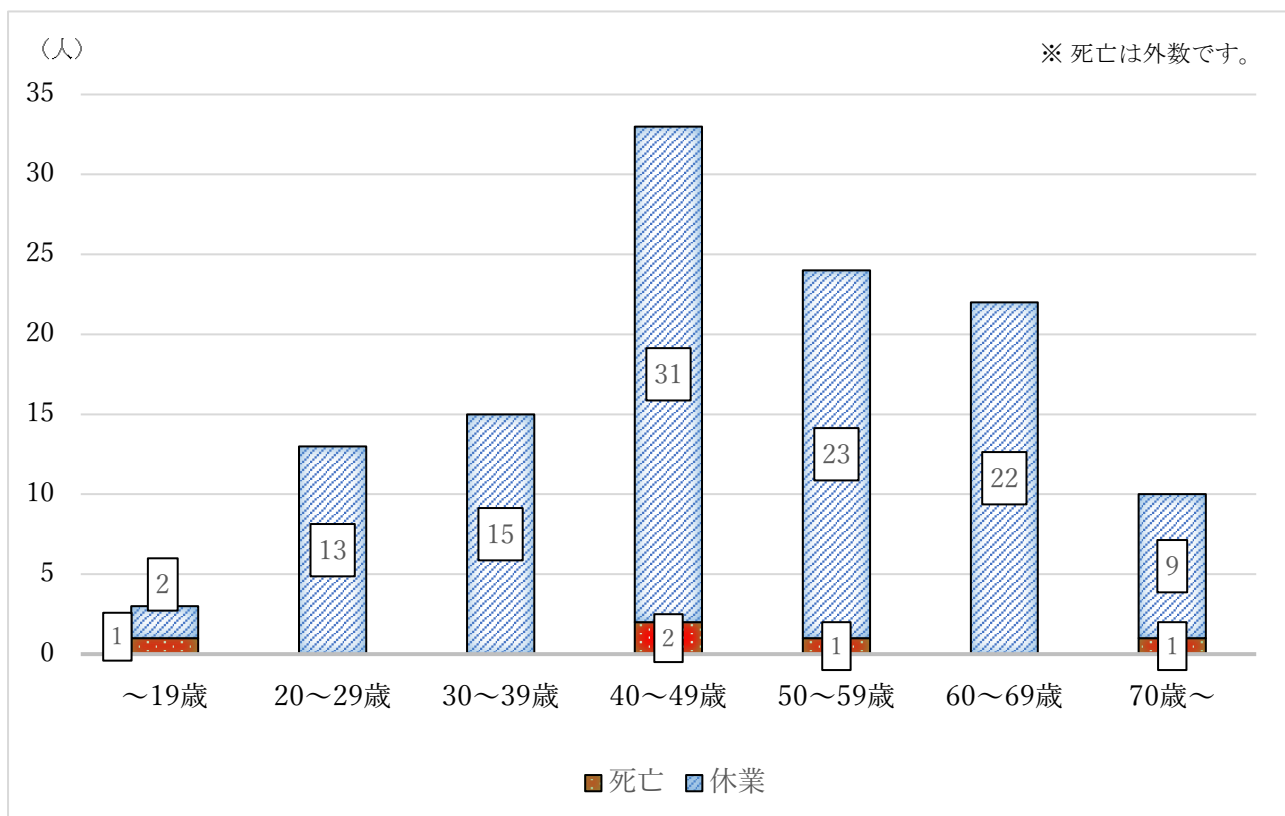


図5 職場における熱中症による死傷者 年齢別発生状況 (2016～2025 年)

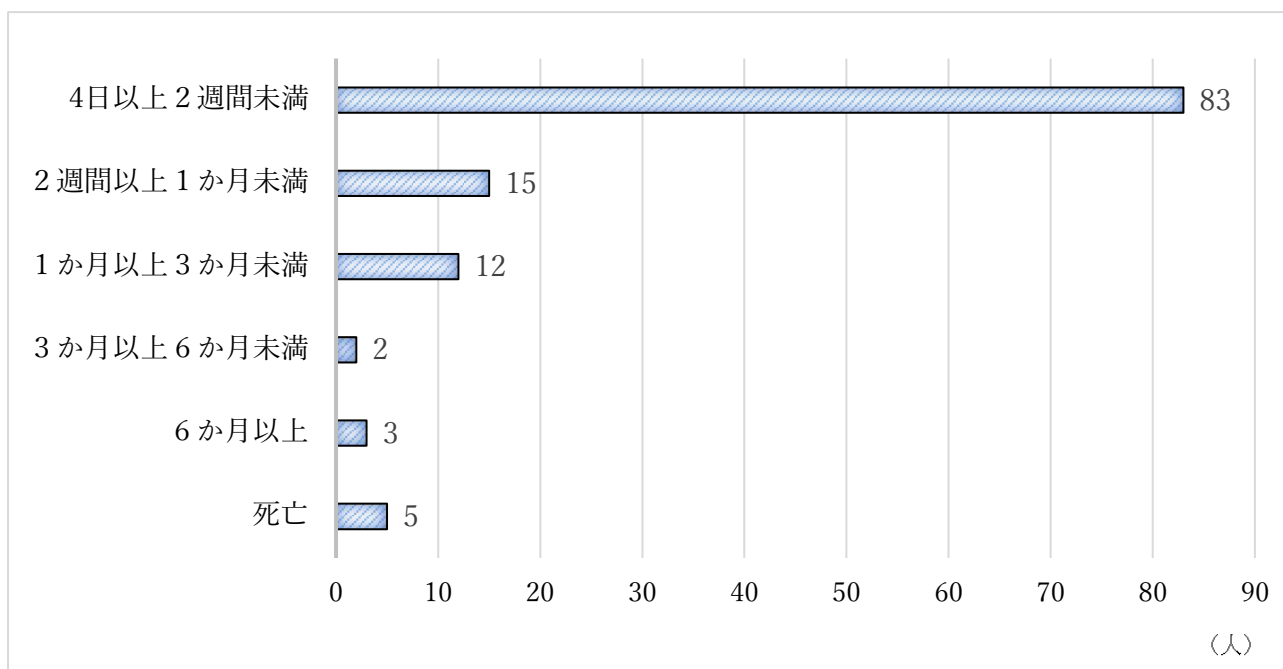


図6 職場における熱中症による死傷者 休業見込期間別発生状況 (2016～2025 年)

渴く前に飲む



チューイ カン吉



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

—— キャンペーン期間 ——



準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画

e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会
【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

服装

準備期間に検討した服装を着用

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行
させる等を考慮）

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認

作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導

異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和8年3月19日制定

1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、令和4年から令和6年の3年連続で、重篤化して死亡に至る事例が年間30人程度発生する状態が続いたことから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっている。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみると、死傷者数については、建設業278人、製造業337人となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いている。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られた。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、本年3月に定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

2 期間

令和8年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和8年4月を準備期間とし、令和8年7月を重点取組期間とする。

3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

法人全国警備業協会

4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

5 後援（予定）

関係省庁

6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

7 主唱者の実施事項

（1）厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの運営

（ア）災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

（イ）熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

（2）各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

8 協賛者の実施事項

（1）有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

（2）その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

9 各事業場における重点実施事項

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（別添）に基づく措置を実施することが望まれる。

このため、準備期間中は、同ガイドラインを踏まえた準備、事前確認、検討等を重点的に行うとともに、重点取組期間中は、当該措置の確実な実施、取組状況の総点検、必要に応じた追加対策の検討等を行う。

職場における熱中症防止のためのガイドライン

第1 目的等

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令と相まって、職場における熱中症防止のための労働衛生管理体制の確立・作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育等の熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示し、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことにより、職場における熱中症による労働災害等の防止を図ることを目的とする。事業者、作業従事者（労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第15条第1項に規定する者。以下同じ。）だけでなく、注文者、作業場所管理事業者、労働者と異なる場所で就業する労働者以外の作業従事者（以下「労働者と異なる場所で就業する個人事業者等」という。）においても、本ガイドラインを参考に熱中症防止対策を検討・実施することが望ましい。

2 適用

本ガイドラインは、熱中症のおそれのある全ての作業を対象とする。

3 実施事項

事業者は、第2に基づき、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3に掲げる措置から選択して実施することが考えられる。なお、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に定められた措置は、実施しなければならないこと。

作業従事者についても、自らの作業環境等における熱中症によるリスクの有無などについて、自らで危険予知を行い、可能な範囲でリスクの低減に努めることが求められる。

なお、労働者と異なる場所で就業する個人事業者等については、自らの熱中症の発症を予防するために、各種支援を活用しつつ、事業者と同様の対応を行うことが望ましいこと。

第2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

熱中症リスクを評価するためには、まず、事業場において、熱中症リスクとなり得る暑熱に関する要因があるかを特定すること。暑熱に関する要因としては、

- ・ 身体からの熱放散の阻害要因として、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服や保護具
- ・ 身体からの熱産生の上昇要因として、④身体作業負荷の大きい作業が挙げられる。

具体的には、事業場において、温度や湿度が高くないか、連続した作業をしていないか、通気性や透湿性が低い衣服や呼吸用保護具を着用していないか、身体作業負荷が大きい作業をしていないかなどについて検討すること。

2 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握

熱中症リスクを評価するために最も基本となる手法は、WBGT の把握である。

WBGT は、暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数であり、作業場所に WBGT 指数計を設置する等により、湿球黒球温度の値（以下「WBGT 値」という。）を求めることが望ましいこと。

WBGT 値の把握に当たり、日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、WBGT 値が正常に測定されない場合があること。

WBGT 値の把握は、上記日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握（時刻や場所によって気温が変化することを考慮することが望ましい。）を基本とすること。その地域を代表する一般的な WBGT を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意すること。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した WBGT 値よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要であること。

なお、地域を代表する一般的な WBGT は環境省熱中症予防情報サイト等に掲載されている。

3 熱中症リスクの評価・検討

把握した WBGT 値を元に、作業や作業場所の状況に応じ、連続作業時間、服装、作業の身体負荷を勘案し、熱中症リスクが大きいかどうかを見積もること。熱中症に関するリスクの見積り、措置の検討は以下のように行うことが考えられる。

(1) 熱中症リスクの評価

2で示した方法により WBGT 値を把握した上で、実測した WBGT 値に対し、表 1－2に基づき着衣補正を行うこと。着衣補正值を加えた WBGT 値を、表 1－1に掲げる身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値に照らして、熱中症リスクを正しく見積もること。着衣補正值を加えた WBGT 値が、表 1－1に掲げる WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある場合には、冷房等により当該作業場所の WBGT 値の低減を図ること、身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること、WBGT 基準値より低い WBGT 値である作業場所での作業に変更すること等の熱中症予防対策を、作業の状況等に応じて実施するよう努めること。

なお、着衣補正值を加えた WBGT 値が WBGT 基準値を超えない場合であっても、WBGT 基準値が前提としている条件に当てはまらないとき又はそもそも WBGT 基準値を算出することができないときなど、熱中症リスクがあるときは、当該 WBGT 値が WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある場合と同様に、対策を行うことが望ましいこと。

(2) 熱中症リスクの低減のための措置の検討

ア まずは、着衣補正值を加えた WBGT 値に係る作業場所の WBGT 値の低減を検討すること（作業環境管理）。低減の方法については第3の2を参考に、事業場の実情を踏まえて検討すること。

イ WBGT 値の低減のための措置を行うことができない又は行っても WBGT 値が WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある場合には、第3の3を参考に、事業場の実情を踏まえて作業管理を検討すること。

ウ 一般に暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており暑さに対する身体の調節機能も低下している高年齢作業従事者や、熱中症の発症リスクに影響を与える可能性のある疾病や障がいを持つ作業従事者については、作業管理の検討の際、作業時間の短縮、身体作業強度の低減等を検討するなど、特に留意すること。

第3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

事業場における熱中症防止対策については、衛生委員会、安全衛生委員会又はこれらを設けていない事業場における労働者の意見を聴く機会等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要である。また、夏季の対策の効果を、秋季や冬季などに同様の会議体で確認し、次の年の夏季に向けた対策に活用することが望ましいこと。

(1) 各種管理者等の選任と役割

事業者は、産業医の意見も参考にしながら、衛生管理者（50人未満の事業場では安全衛生推進者又は衛生推進者）を中心に、本ガイドラインに掲げる熱中症防止対策について検討させ、以下の（ア）～（ク）に掲げる業務を行わせるとともに、事業場における熱中症防止に係る責任体制の確立を図ること。

なお、職長等の現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、5の（1）の教育研修を受けた者等熱中症について必要な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任すること。

（ア）作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し WBGT 値に加えるべき着衣補正值の有無を確認すること。

（イ）WBGT 値の低減対策を検討し、その実施状況を確認すること。

（ウ）入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各作業従事者の暑熱順化の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる作業従事者は第3の3の（2）に示す暑熱順化プログラムに沿って暑熱順化を行う必要があること。

（エ）朝礼時等作業開始前において作業従事者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。

（オ）作業場所の WBGT 値の把握と結果の評価を行う。事業者は、評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を検討すること。

（カ）職場巡視を行い、作業従事者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。

（キ）退勤後に体調が悪化しうることに注意喚起すること。

(ク) 熱中症に関する労働衛生教育の実施状況を確認すること。

(2) 作業手順・作業計画の策定

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業手順・作業計画を策定すること。作業手順・作業計画には、特に新規入職者や休み明けの作業従事者については、熱中症を発症するリスクが高いため、作業内容等を十分に考慮した暑熱順化プログラム、WBGT 値に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要があること。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、作業場の設備、休憩場所、作業従事者の服装等の状況に基づいて実施する対策、労働衛生教育、労働衛生管理体制、あらかじめ定めた緊急時の体制等の状況を十分に踏まえたものとする。

(3) 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

事業者は、安衛則第 612 条の 2 に基づき、WBGT 値が 28 度以上又は気温が 31 度以上の場所において継続して 1 時間以上又は 1 日 4 時間を超えて行われることが見込まれる作業（以下「熱中症を生ずるおそれのある作業」という。）を行わせるときは、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や、当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知すること。また、当該作業以外の作業に従事する者にも周知することが望ましいこと。報告体制の整備については、作業従事者から電話等による報告を受けることや第 3 の 3 の（6）の巡視のほか、2 人以上の作業者が同時に作業を行うことにより互いの健康状態を確認させるバディ制の採用、ウェアラブルデバイスを用いた作業者の熱中症のリスク管理等が挙げられること。ただし、ウェアラブルデバイスによる管理については、必ずしも当該機器を着用した者の状態を正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせること等により、リスク管理の精度を高めることが望ましいこと。

また、事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順や緊急連絡先を定め、

当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその手順等を周知させなければならないこと。

手順等の作成に当たっては、必要に応じて手順例①及び②を参考にされたいが、必ずしもこれらによらず、作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えないこと。

2 作業環境管理

(1) WBGT 値の低減

事業者は、過去に熱中症による労働災害が発生した場所など、WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、以下に掲げる措置を例として WBGT 値低減対策を講ずること等により、WBGT 値の低減に努めること。

ア WBGT 基準値を超えている又は超えるおそれのある作業場所（以下単に「高温多湿作業場所」という。）においては、発熱体と作業従事者の間に熱を遮ることのできる遮へい物等を設けること。

イ 屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。

ウ 高温多湿作業場所に適度な通風又は冷房を行うための設備やミストシャワー等による散水設備などを設け、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検すること。

なお、屋内の高温多湿作業場所における当該設備は、除湿機能があることが望ましいこと。

また、通風が悪い高温多湿作業場所での散水については、散水後に湿度が上昇することや滑りやすくなることに注意すること。

(2) 休憩場所の整備等

熱中症の重篤化を防ぐためには、適切な身体冷却が有効であるため、事業者は、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。休憩場所は、空調設備等を備えていることが望ましいが、場所によっては制約要件があることに留意すること。休憩場所は、以下の点に留意して確保すること。

ア 休憩の設備の設置については、作業場の性質により個別に可否を判断されるものであるが、港湾などの広い場所の場合は、熱中症の予防の観

点から、休憩の設備はできる限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましいこと。

- イ 休憩場所は、足を伸ばして横になれる広さを確保すること。
- ウ 休憩場所又はその近隣に空調設備、氷、アイススラリー（流動性の氷状飲料）、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる設備又は物品を設けること。
- エ 電気、水道等のインフラが使用できない場所であっても、日傘や日よけテント等により日陰を作ることなどが有効であること。
- オ 水分及び塩分の補給を行えるよう高温多湿作業場所の近傍に飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等の備付け等を行うこと。配備にあたっては、糖分、塩分の含有量が摂取者に分かるものが望ましいこと。
- カ 熱中症のおそれのある作業従事者を発見し、作業離脱、身体冷却を行う際、当該作業従事者を、救急搬送前などに一時的に休憩させる場合は、休憩する者を一人きりにしないこと。熱中症のおそれのある又は発症した作業従事者を、救急搬送前などに一時的に休憩させる場合に備え、例えば、1の（3）で定めた熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨を報告させるために整備した緊急連絡先などの体制や、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を休憩室内に掲示することなどが考えられること。

3 作業管理

（1）作業時間の短縮等

1の（2）で検討した作業手順・作業計画に基づき、熱中症予防対策を作業の状況等に応じて実施するよう努めること。熱中症予防対策は、以下のものが考えられること。

- ア 作業の休止時間及び休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での作業を連続して行う時間を短縮するよう努めること。休憩時間については、表1－1の注3を参考に、WBGT 基準値に応じたものとする。WBGT 値を測定し、着衣補正值を加えた WBGT 値が WBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場合に、やむを得ず作業を行うときは、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定することに留意すること。

- イ 身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること。
- ウ 可能であれば、日陰の場所に作業場所を変更すること。

（２）暑熱順化

高温多湿作業場所において作業従事者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に、暑熱順化期間を設けること。特に、梅雨から夏季になる時期において、気温等が急に上昇した高温多湿作業場所で作業を行う場合、新規入職者などが新たに当該作業を行う場合、又は、作業従事者が長期間、当該作業場所での作業から離れ、その後再び当該作業を行う場合等においては、通常、当該作業従事者は暑熱順化していないことに留意が必要であること。その場合は、暑熱順化プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、WBGT 値に応じた作業の中断等を徹底すること。

暑熱順化の方法としては、７日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第に長くすることが挙げられる。特に、新規入職者等に対して他の作業従事者と同様の暑熱作業を行わせないように、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。

暑熱順化の方法の例としては、職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認しながら７日以上かけて実施することが考えられる。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることでも可能である。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると４日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まり、３～４週間後には完全に失われることに留意すること。

このため、連休前に７日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化した作業従事者についても、連休後には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行うことも考えられる。

暑熱順化ができていない場合には、特に作業時間の短縮を検討すること。なお、いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者を含め、夏季に短期間就労する者については、短期での暑熱下での作業を連続して繰り返して

いる場合など、暑熱順化ができていると確実に把握できた場合を除き、原則として、暑熱順化されていない者として取り扱うことが望ましいこと。

（３）プレクーリング

WBGT 値が高い暑熱環境下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングについては、体表面から冷却する方法と、冷水やアイススラリー（流動性の氷状飲料）などを摂取して体内から冷却する方法を検討すること。また、必要に応じて休憩時間中のプレクーリングも検討すること。

（４）水分及び塩分の摂取

安衛則第 617 条により、多量の発汗を伴う作業場では、塩及び飲料水を備え付けることが義務付けられており、当該作業場では、飲料水、スポーツドリンク、経口補水液、塩飴等を備え付けなければならないこと。

高温多湿作業場所においては、作業従事者について自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあること等に留意の上、作業従事者の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導するとともに、作業従事者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認等により、定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図ること。

塩分を摂取するときには、0.1～0.2%の食塩水、ナトリウム 40～80mg/100ml のスポーツドリンク等を 20～30 分ごとにカップ 1～2 杯程度を摂取することが望ましいが、摂り過ぎに注意すること。なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業従事者に周知すること。

特に、加齢や疾病によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることに留意すること。また、高血圧であって塩分等の摂取が制限される、糖尿病であって糖分等の摂取が制限されるなど基礎疾患を有する作業従事者については、主治医、産業医等に相談させること。

（５）服装による身体冷却

作業の性質上通気性の確保等が困難ではない場合は、熱を吸収し、又は

保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備すること。服装等の選定に当たっては、作業の実態に合わせ、送風や送水により身体を冷却する機能を持つ服やヘルメットの中から適切なものを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用すること。

なお、身体を冷却する機能を持つ服を着用することは一定程度有効ではあるが、そのみでは熱中症を防止することは困難であるため、他の対策と組み合わせて実施することが望ましいこと。

また、作業従事者の安全衛生確保のために、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合には、あらかじめ衣類の種類を確認し、WBGT 値の補正（表 1－2）の必要性を考慮すること。

（６）作業中の巡視

定期的な水分及び塩分の摂取に係る確認を行うとともに、作業従事者の健康状態等（心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況）を確認し、熱中症を疑わせる兆候が現れた場合において速やかに作業の中断その他必要な措置を講ずること等を目的に、高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、声をかける等して作業従事者の健康状態を確認すること。また、長時間の単独作業を避け、なるべく短時間にさせること。複数の作業従事者による作業においては、作業従事者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の作業従事者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導すること。また、熱中症の発症しやすさには個人差があるため、単独作業が避けられない場合などは、ウェアラブルデバイス等の導入による作業従事者の状態のリアルタイムでの把握と組み合わせることを検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保することが望ましいこと。

（７）業種・作業別の対応例

作業管理に当たり、業種・作業別の対応例は、以下のものが挙げられる。

ア 建設現場をはじめとする屋外作業の場合

- ・ 太陽の位置を考慮して日陰となる場所で作業を行う、早朝から作業を行い、早帰りとするなどにより直射日光下での作業時間を短縮する。

- ・ 休憩場所まで遠い場合は、移動時間を考慮した休憩時間を設定する。
- イ 運送業等の場合
 - ・ 日陰でこまめに休憩する。
 - ・ 温度差の大きい車内外を行き来することで身体に負担がかからないよう、自動車運転時に窓を開けて走るなどして車内外の温度差を作らないようにする。
 - ・ 自転車に給水ボトルを付け、水分摂取を容易にする。
- ウ 重量物の運搬作業など身体作業強度が高い作業を行う場合は、台車、リフターを使用する、複数人で作業するなど 1 人当たりの身体作業への負荷を下げる。
- エ 夜間のビルメンテナンス業等、屋内作業であっても冷房設備が停止している場合は、通気性の良い服装を着用させ、単独作業を避ける。
- オ 調理場では、グリスフィルターの清掃により排気機能を確保し、温度上昇を抑制する。
- カ WBGT 値が極めて高い傾向にあるビニールハウス、畜舎等での作業は、早朝作業を行い、こまめに日陰で休憩する。

4 健康管理

熱中症の発症者については、当日又は前日に、睡眠不足、食欲低下、下痢や感冒様症状、全身倦怠感などの比較的軽微な体調変化が先行し、それが暑熱ばく露と重なることで急激に重症化する例が多いため、事業者による健康診断結果に基づく対応のみならず、作業開始前に、当日の体調に普段と異なる点がないか等を確認することや、作業従事者自身の日常の健康管理が重要である。

(1) 健康診断結果に基づく対応

安衛則第 43 条、第 44 条及び第 45 条の規定に基づく健康診断の項目には、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査等が含まれていること及び安衛法第 66 条の 4 及び第 66 条の 5 の規定に基づき、異常所見があると診断された場合には医師等の意見を聴き、当該意見を勘案して、必要があると認めるときは、事業者は、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずることが義務付けられていることに留意の上、これらの徹底を図ること。

また、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病の治療中等の作業従事者については、事業者は、高温多湿作業場所における作業の可否、当該作業を行う場合の留意事項等について産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。

なお、熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病は以下のものが挙げられる。その詳細については、「(参考) 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等」を参照すること。

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(2) 日常の健康管理等

高温多湿作業場所で作業を行う作業従事者については、睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。これを含め、安衛法第69条の規定に基づき健康の保持増進のための措置を講ずるよう努めること。

さらに、熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病の治療中等である場合は、熱中症を予防するための対応が必要であることを作業従事者に対して教示するとともに、作業従事者が主治医等から熱中症を予防するための対応が必要とされた場合又は作業従事者が熱中症を予防するための対応が必要となる可能性があると判断した場合は、事業者に申し出るよう指導すること。

また、熱中症の具体的症状について作業従事者に教育し、作業従事者自身が早期に気づくことができるようにすること。

(3) 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行うこと。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の作業従事者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた作業従事者をあらかじめ把握し、巡視の頻度を増やすなどして当該作業従事者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮すること。作業開始前に、作業従事者に対し、当日の体調に普段と

異なる変化がないか、睡眠不足等がないかなど、声かけなどをすることが望ましいこと。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行うこと。

また、休憩場所等に体温計、体重計等を備え、必要に応じて、体温、体重その他の身体の状態を確認できるようにすること。

作業従事者は、作業当日に体調に普段と異なる変化や、睡眠不足等がある場合は、職長等の管理者に申し出ることが望ましいこと。これらの情報を申し出られた事業者は、その情報について、プライバシーに配慮して取り扱うこと。

5 労働衛生教育

事業場で熱中症防止対策を的確に行うためには、対策に関わる熱中症予防管理者、職長等現場で作業従事者を指揮する者及び作業従事者に対し、それぞれ（１）～（３）に掲げる事項、範囲及び時間により、熱中症に係る労働衛生教育を行うことが望ましい。なお、教育の実施時期については、雇入れ時教育の機会に行うなど、事業場の実情を踏まえたものとする。また、簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましいこと。

教材は、厚生労働省が運営しているポータルサイトに掲載しているものも活用できること。なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用すること。

（１）熱中症予防管理者労働衛生教育（必要に応じて衛生管理者や安全衛生推進者も受講することが望ましい。）

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状*	・ 熱中症の概要 ・ 職場における熱中症の特徴 ・ 体温の調節 ・ 体液の調節 ・ 熱中症が発生する仕組みと症状	30分
(2)	熱中症の予防方法*	・ 熱中症リスク要因と WBGT（意味、WBGT 基準値に基づく評価） ・ 作業環境管理（WBGT 値の低減、休憩場所の整備等） ・ 作業管理（作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等）	150分

		- 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、作業従事者の健康状態の確認、身体状況の確認等） - 労働衛生教育（作業従事者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法） - 熱中症予防対策事例	
(3)	緊急時の救急処置	- 報告体制の整備及び周知・手順等の作成及び周知 - 緊急時の救急措置	15分
(4)	熱中症の事例	熱中症の災害事例	15分
(5)	関係法令等	熱中症の関係法令等	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

(2) 職長等現場で作業従事者を指揮する者向け教育

事項		範囲	時間
(1)	熱中症の症状	- 熱中症の概要 - 職場における熱中症の特徴 - 熱中症が発生する仕組みと症状	10分
(2)	熱中症の予防方法	- 作業環境管理（WBGT 値の低減、休憩場所の整備等） - 作業管理（作業時間の短縮、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等） - 健康管理（日常の健康管理、作業従事者の健康状態の確認、身体状況の確認等） - 熱中症予防対策事例	25分
(3)	緊急時の救急処置	- 報告体制の整備及び周知・手順等の作成及び周知 - 緊急時の救急措置	10分
(4)	熱中症の事例	熱中症の災害事例	10分
(5)	関係法令等	熱中症の関係法令等	5分

注 (1)の熱中症予防管理者労働衛生教育の受講で代替可能。

(3) 作業従事者向け教育（短時間で、繰り返すことが望ましいこと。）

事項		範囲
(1)	熱中症の症状	- 熱中症の概要 - 職場における熱中症の特徴 - 体温の調節 - 体液の調節

		・ 熱中症が発生する仕組みと症状
(2)	熱中症の予防方法	・ WBGT の意味 ・ 現場での熱中症予防活動（暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等）
(3)	緊急時の救急処置	・ 緊急時の救急措置
(4)	熱中症の事例	・ 熱中症の災害事例

6 異常時の措置

熱中症を疑わせる具体的な症状については表 2 に掲げる「熱中症の症状と分類」を参考にすること。

熱中症を疑わせる症状が現れた場合、周囲の作業従事者等は、熱中症が疑われる作業従事者を、必ず、一旦、作業から離し、救急処置として涼しい場所で当該者の身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行わせること。また、症状に応じ、救急隊を要請し、又は医師の診察を受けさせること。

なお、周囲の作業従事者等は、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしてもためらわずに、あらかじめ定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行うこと。判断に迷う場合には、放置したり、措置を躊躇して先送りにしたりせず、#7119 等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し、速やかに専門家の指示を仰ぐことが望ましいこと。医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、十分に涼しい休憩場所に避難させた上で、必要に応じてアイススラリー（流動性の氷状飲料）や経口補水液などの水分・塩分を摂取させる、作業着を脱がせて水をかけて全身を急速冷却する、アイスバスに入れる、ミストファンを当てる、濡れタオルなどを身体に当て、扇風機で風を当てるなどにより効果的な身体冷却に努めること。この間、容態が急変する場合があることから、熱中症を生じたおそれがある作業従事者を一人きりにすることなく、他の作業従事者等が見守ることが重要である。

熱中症を疑わせる症状としては、ふらつき、発汗、けいれん、めまい、頭痛等が挙げられるので、5 の（3）の労働衛生教育で作業従事者に周知すること。

7 その他

（1）実施時期

当年の気温上昇の状況や地域差にもよるが、おおむね4月中までに、夏季に「第2 熱中症のリスクの評価」、第3の「1 労働衛生管理体制の確立等」、「2 作業環境管理」、「3 作業管理」、「4 健康管理」、「5 労働衛生教育」が円滑かつ継続的に実施できるよう準備することが望ましいこと。

特に、気温が急激に上昇する時期や、猛暑日等は、熱中症の発生リスクが高くなる傾向があることから、作業従事者に対して、いつも以上に注意喚起することが重要である。

(2) いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について

いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者については、当然に安衛則第612条の2で定めた体制や手順の周知対象である上、雇入れ時教育の対象ともなる。そのため、当該労働者を使用する事業者は、特に夏季においては、これらの労働者に対しても、法令や本ガイドラインに基づく措置を講じること。

(3) 注文者や作業場所管理事業者による配慮

仕事を他人に注文する者については、特に当該仕事に係る夏季の屋外作業が、熱中症のおそれのある作業となる可能性が高いことから、経費や工期・納期について配慮することが望ましいこと。

また、注文者は、熱中症の発症や重篤化を防ぐために作業中に作業従事者が休憩や水分補給をする可能性があることについて理解することが重要である。

作業場所管理事業者については、当該場所で作業する作業従事者が熱中症を発症した際は、当該作業従事者の緊急連絡先や医療機関に連絡することが望ましいこと。そのためには、作業従事者は、緊急連絡先や、可能であれば既往歴を記載したカードを携行する、着用している服の分かりやすいところに貼るなど、工夫することが重要である。

また、作業場所管理事業者は、当該場所での作業を請け負った事業者から休憩場所について要望等を受けた場合は、誠実に協議して適切に対応することが望ましいこと。

併せて、注文を受けた者は、熱中症の発症や重篤化を防ぐために作業中に作業従事者が休憩等する可能性があることについては、あらかじめ注文

者や作業場所管理事業者に対して伝達することが望ましいこと。

（４）労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

労働者と異なる場所で就業する個人事業者等については、熱中症による重篤化の防止のためには、熱中症の症状を自覚したときの連絡先や手順を自ら決定して対応するなど、本ガイドラインを参考に自ら熱中症防止に取り組むことが必要であることに留意すること。なお、熱中症の症状を自覚したときの連絡先としては、#7119などが考えられること。

また、作業従事者向けの教材や、元方事業者などから配布される資料などを用いて、繰り返し自ら熱中症の症状や防止対策などの知識を習得することが重要である。

表 1－1 身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT 基準値	
		暑熱順化者の WBGT 基準値 °C	暑熱非順化者の WBGT 基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記）；手及び腕の作業（小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け）；腕及び足の作業（通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作）。 立位でドリル作業（小さい部品）；フライス盤（小さい部品）；コイル巻き；小さい電機子巻き；小さい力で駆動する機械；2.5 km/h 以下の平たん（坦）な場所での歩き。	30	29
2 中程度代謝率	継続的な手及び腕の作業 [くぎ（釘）打ち、盛土]；腕及び足の作業（トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両）；腕と胴体の作業（空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、果物及び野菜の収穫）；軽量の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；2.5 km/h～5.5 km/h での平たんな場所での歩き；鍛造	28	26
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業；重量物の運搬；ショベル作業；ハンマー作業；のこぎり作業；硬い木へのかんな掛け又はのみ作業；草刈り；掘る；5.5 km/h～7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする；鋳物を削る；コンクリートブロックを積む。	26	23
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動；おの（斧）を振るう；激しくシャベルを使ったり掘ったりする；階段を昇る；平たんな場所では走る；7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20

注1 日本産業規格 JIS Z 8504（熱環境の人間工学－WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価－暑熱環境）附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。

注2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも1週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件（又は類似若しくはそれ以上の極端な条件）にばく露された人」をいう。

注3 身体を冷却する服を着用していないなど、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」：暑熱順化した作業者において、WBGT 値が基準値～1℃程度超過しているときには1時間当たり15分以上の休憩、2℃程度超過しているときには30分以上の休憩、3℃程度超過しているときには45分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましいこと。暑熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましいこと（以下の表を参照）。

WBGT 基準値からの超過	休憩時間の目安（1時間当たり）
1℃程度超過	15 分以上
2℃程度超過	30 分以上
3℃程度超過	45 分以上
それ以上超過	作業中止が望ましい

（出典）米国産業衛生専門家会議（ACGIH）の許容限界値（TLV）を元に算出。

注4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、休憩時間を、注3に示した休憩時間の目安より短縮し、又は作業中止とする WBGT 基準値からの超過の水準を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考に掲げる知見を踏まえたものとする。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の作業従事者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、第3の4（2）に掲げる「作業中の作業者の健康状態の確認」に当たっては、周辺の作業従事者との間で2人1組で「バディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

（参考）

- ・ ファン付き作業服の着用で、休憩時間を短くすることも可能である。温度 30℃、湿度 85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで15分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量を約 20%減少させる効果があることもわかっている。

表 1－2 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)

組合せ	コメント	WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着衣である。	0
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不織布製つなぎ服	ポリエチレンから特殊な方法で製造される布地	2
単層の SMS 不織布製のつなぎ服	SMS はポリプロピレンから不織布を製造する汎用的な手法である。	0
織物の衣服を二重に着用した場合	通常、作業服の上につなぎ服を着た状態。	3
つなぎ服の上に長袖ロング丈の不透湿性エプロンを着用した場合	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏れから身体の前面及び側面を保護するように設計されている。	4
フードなしの単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響は小さくなる。	10
フードつき単層の不透湿つなぎ服	実際の効果は環境湿度に影響され、多くの場合、影響は小さくなる。	11
服の上に着たフードなし不透湿性のつなぎ服	—	12
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問わず、フード付きの着衣を着用する場合。フードなしの組合せ着衣の着衣補正值に加算される。	+1

注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正值は起こりうる最も高い値を示す。

注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる不織布である。

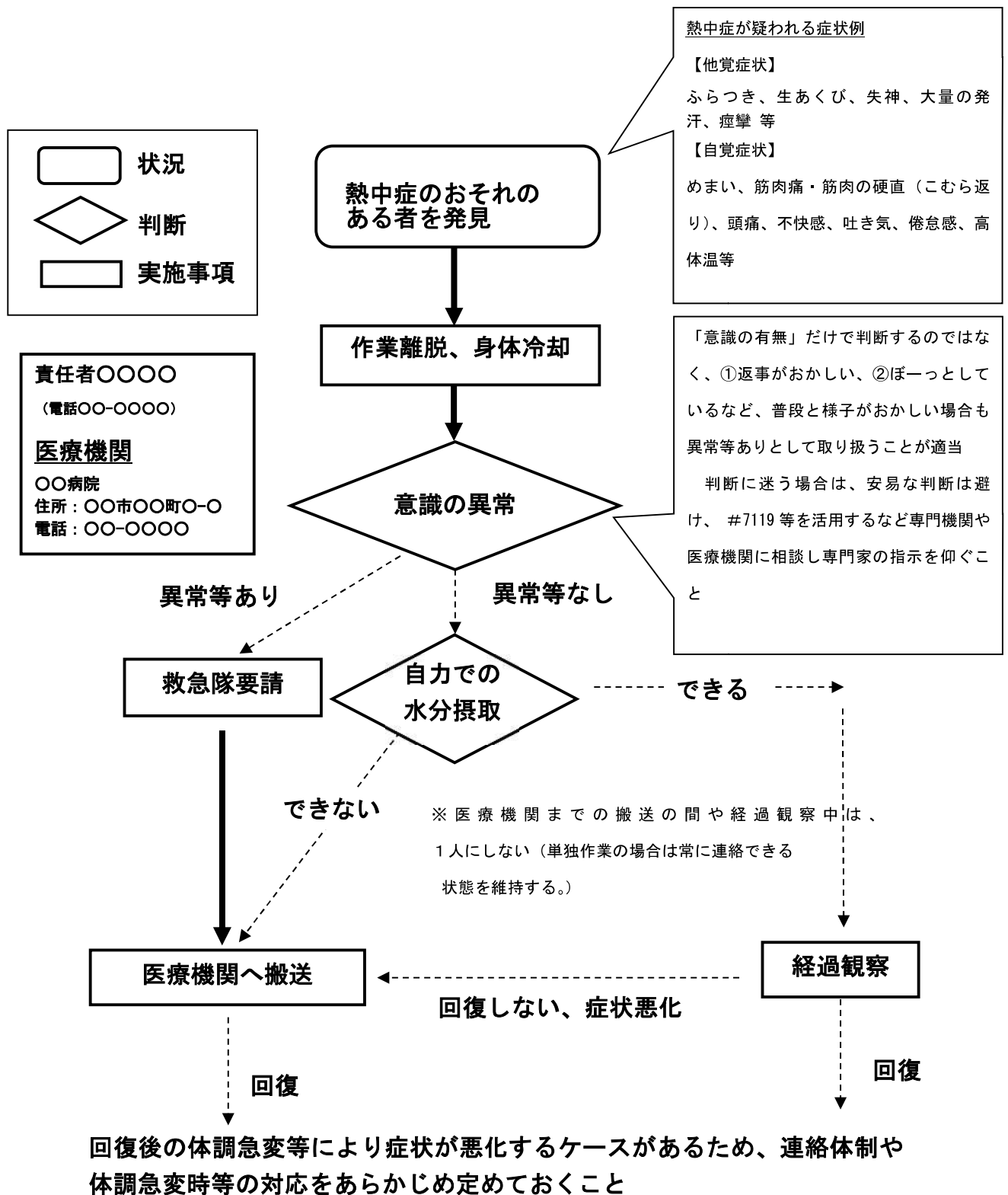
注記 3 ポリオレフィンとは、ポリエチレン、ポリプロピレン、その共重合体等の総称である。

表 2 熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
Ⅰ 度	めまい・生あくび・失神 (「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、「熱失神」と呼ぶこともある。) 筋肉痛・筋肉の硬直 (筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分(ナトリウム等)の欠乏により生じる。これを「熱痙攣」と呼ぶこともある。) 大量の発汗	小 → 大
Ⅱ 度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 (体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から「熱疲労」と言われていた状態である。) 集中力や判断力の低下	
Ⅲ 度・Ⅳ 度	意識障害・痙攣・手足の運動障害 (呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつがある、真直ぐに走れない又は歩けないなど。) 高体温 (体に触ると熱いという感触がある。従来から「熱射病」や「重度の日射病」と言われていたものがこれに相当する。)	

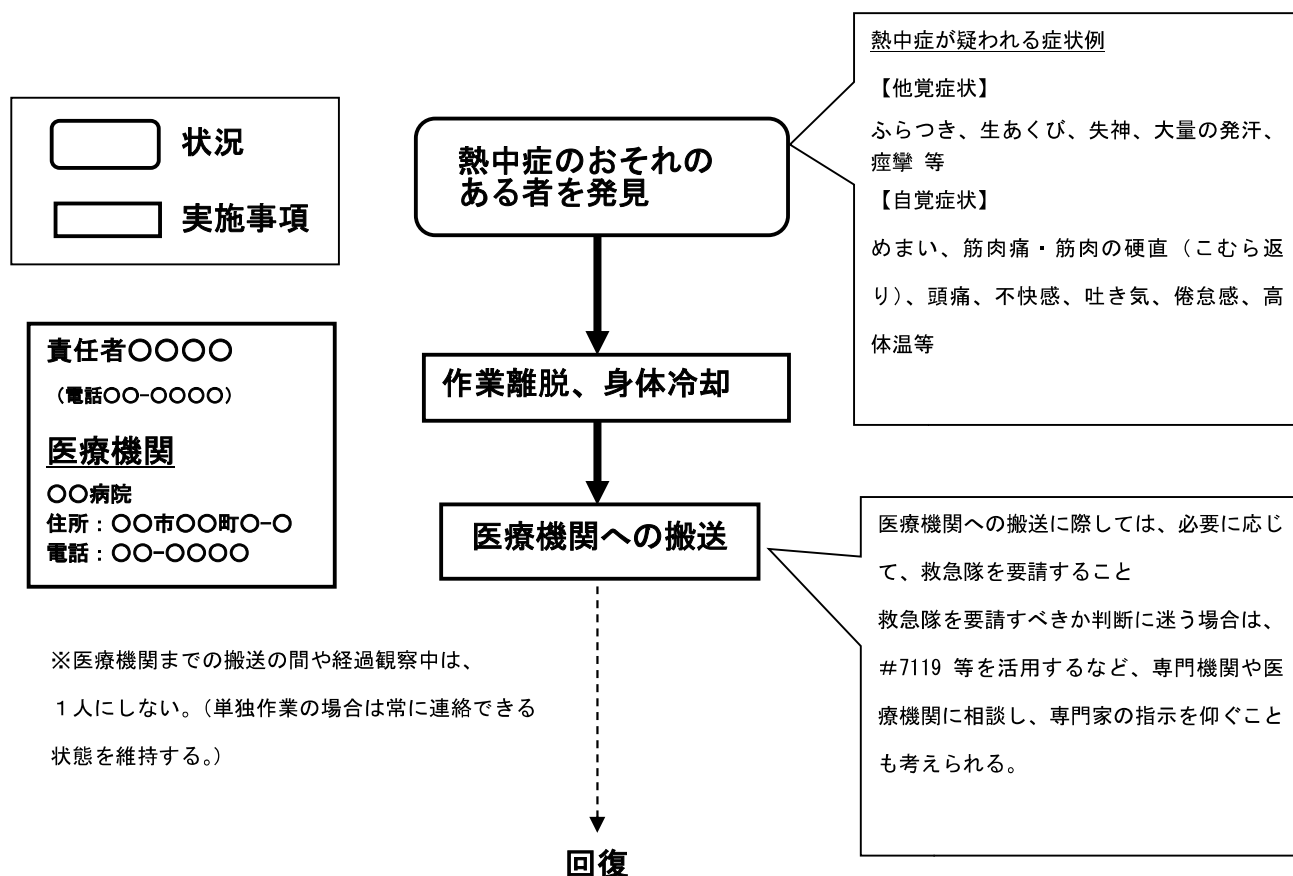
手順例①

熱中症による健康障害発生時の対応計画



手順例②

熱中症による健康障害発生時の対応計画



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や
体調急変時等の対応をあらかじめ定めておくこと

（参考）熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

糖尿病については、血糖値が高い場合に尿に糖が漏れ出すことにより尿で失う水分が増加し、脱水状態を生じやすくなること、高血圧症及び心疾患については、水分及び塩分を尿中に出す作用のある薬を内服する場合に脱水状態を生じやすくなること、腎不全については、塩分摂取を制限される場合に塩分不足になりやすいこと、精神・神経関係の疾患については、自律神経に影響のある薬（パーキンソン病治療薬、抗てんかん薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬等）を内服する場合に発汗及び体温調整が阻害されやすくなること、広範囲の皮膚疾患については、発汗が不十分となる場合があること等から、これらの疾病等については熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること。

感冒等による発熱、下痢等による脱水等は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること。なお、皮下脂肪の厚い者も熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、留意が必要であること。

心機能が正常な作業従事者については1分間の心拍数が数分間継続して180から年齢を引いた値を超える場合、作業強度のピークの1分後の心拍数が120を超える場合、休憩中等の体温が作業開始前の体温に戻らない場合、作業開始前より1.5%を超えて体重が減少している場合、急激で激しい疲労感、悪心、めまい、意識喪失等の症状が発現した場合等は、熱へのばく露を止めることが必要とされている兆候であること。

沖勞発基 0 4 2 8 第 2 号
令和 8 年 4 月 2 8 日

別記関係団体の長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

令和 8 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施
及び職場における熱中症対策の強化について

平素より労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」につきまして、別添 1 のとおり実施いたしますので、貴団体におかれましても、主唱者の実施事項に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- 別添 1 令和 8 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱
- 別添 2 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(リーフレット)
- 別添 3 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況の推移(平成 28(2016)年～令和 7(2025)年、休業 4 日以上)
- 別添 4 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生事例(令和 7 年、休業 4 日以上)
- 別添 5 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況(平成 28(2016)年～令和 7(2025)年総計、休業 4 日以上)

【参考】ポータルサイト「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

(担当)

沖縄労働局労働基準部

健康安全課(副主任地方労働衛生専門官)

電話 0 9 8 - 8 6 8 - 4 4 0 2

別記

一般社団法人沖縄県労働基準協会

建設業労働災害防止協会沖縄県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会沖縄総支部

林業・木材製造業労働災害防止協会沖縄県支部

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会沖縄支部

一般社団法人沖縄県警備業協会

沖労発基 0 4 2 8 第 2 号
令和 8 年 4 月 2 8 日

別記関係団体の長 殿

沖縄労働局長
(公印省略)

令和 8 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施及び
職場における熱中症対策の強化について

平素より労働行政の運営につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」につきまして、別添 1 のとおり実施いたします。

貴団体におかれましては、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

- 別添 1 令和 8 年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱
- 別添 2 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(リーフレット)
- 別添 3 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況の推移(平成 28 年～令和 7 年、休業 4 日以上)
- 別添 4 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生事例(令和 7 年、休業 4 日以上)
- 別添 5 沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況(平成 28 (2016) 年～令和 7 (2025) 年総計、休業 4 日以上)

【参考】ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

(担当)

沖縄労働局労働基準部

健康安全課(副主任地方労働衛生専門官)

電話 0 9 8 - 8 6 8 - 4 4 0 2

別記

一般社団法人沖縄県介護福祉士会
一般社団法人全国介護事業者連盟 沖縄県支部
公益財団法人介護労働安定センター 沖縄支部
全国健康保険協会 沖縄支部
一般社団法人沖縄県磁気探査協会
一般社団法人沖縄県中小建設業協会
一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
一般社団法人日本塗装工業会 沖縄県支部
一般社団法人沖縄県舗装業協会
沖縄県クレーン事業協同組合
沖縄県生コンクリート工業組合
沖縄県管工事業協同組合連合会
沖縄県建設事業協同組合
沖縄県電気工事業工業組合
協同組合沖縄県鉄構工業会
西日本圧接業協同組合 沖縄ブロック
一般社団法人日本クレーン協会 沖縄検査事務所
沖縄県解体工事業協会
一般社団法人沖縄県造園建設業協会
沖縄基礎工業協同組合
沖縄県左官業組合連合会
沖縄県鳶土工業会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 沖縄県支部
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県電氣管工事業協会
全建総連沖縄県建設ユニオン
一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
一般社団法人沖縄県産業廃棄物協会
一般社団法人沖縄県歯科医師会
一般社団法人沖縄県生産性本部
一般社団法人沖縄県倉庫協会
一般社団法人沖縄県バス協会
一般社団法人沖縄県木材協会
一般社団法人沖縄港運協会

一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会
一般社団法人日本クレーン協会 沖縄県支部
一般社団法人日本建設機械レンタル協会 沖縄支部
一般社団法人日本コミュニティーガス協会 沖縄支部
一般社団法人日本道路建設業協会 沖縄支部
一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄検査事務所
一般社団法人日本ボイラ協会 沖縄支部
一般社団法人日本ホテル協会 沖縄支部
沖縄県映画興行協会
沖縄県健康産業協議会
沖縄県港湾協会
沖縄県社会福祉協議会
沖縄県食品産業協議会
公益社団法人沖縄県看護協会
公益社団法人沖縄県工業連合会
公益社団法人全日本病院協会 沖縄県支部
日本分蜜糖工業会
一般社団法人沖縄県銀行協会
一般社団法人沖縄県中小企業診断士協会
沖縄経済同友会
沖縄県印刷工業組合
沖縄県美容業生活衛生同業組合
沖縄県保育士・保育所総合支援センター
沖縄県緑化種苗協同組合
沖縄県労働組合総連合
沖縄市管工事協同組合
沖縄税理士会
公益財団法人沖縄県産業振興公社
公益財団法人名護市観光協会
中部電気工事業協同組合
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 沖縄支部 ポリテクセンター
沖縄
独立行政法人中小企業基盤整備機構 沖縄事務所
日本労働組合総連合会沖縄県連合会
北部電気工事業協同組合
一般社団法人沖縄県経営者協会

一般社団法人沖縄県自動車整備振興会
一般社団法人沖縄県食品衛生協会 本部
沖縄県飲食業生活衛生同業組合
沖縄県社会保険労務士会
沖縄県商工会議所連合会
沖縄県商工会連合会
沖縄県中小企業家同友会
沖縄県中小企業団体中央会
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
公益社団法人沖縄県トラック協会
独立行政法人労働者健康安全機構 沖縄産業保健総合支援センター
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会
那覇市管工事協同組合
一般社団法人沖縄県医師会

高年齢者の労働災害防止のための指針 (エイジフレンドリー指針)を策定しました

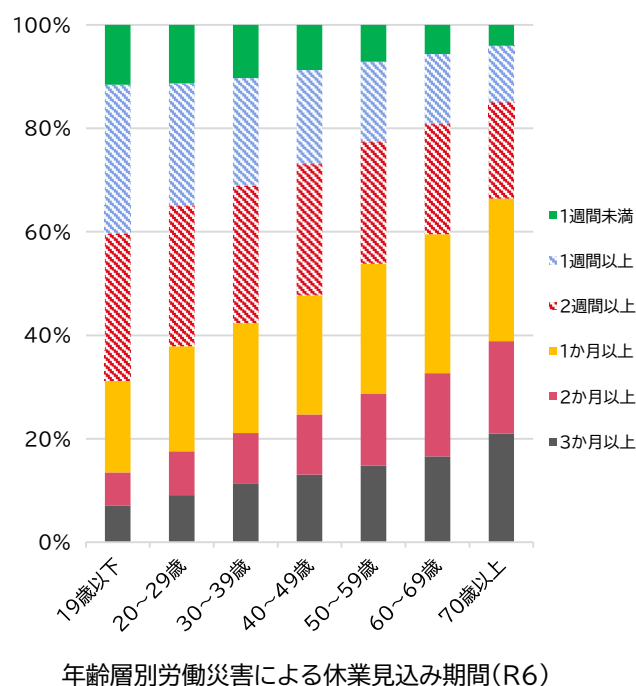
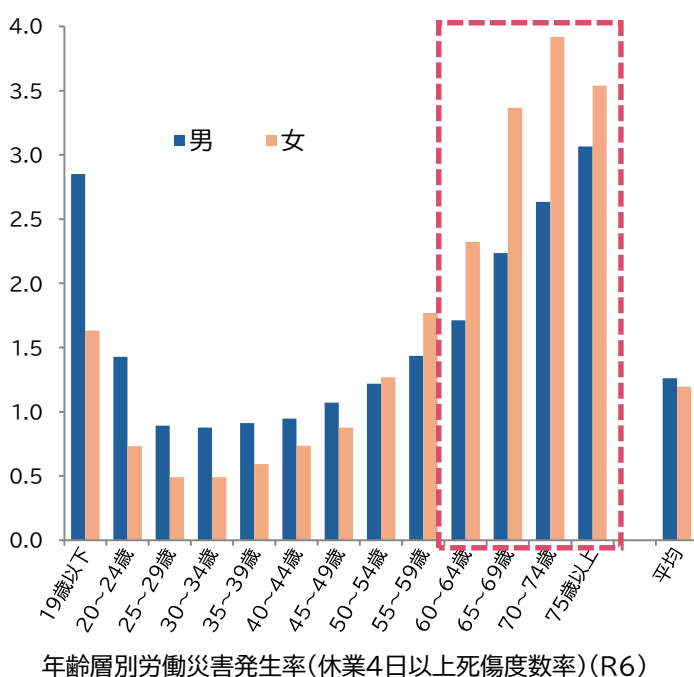
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和7年法律第33号)により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)を策定しました。

このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

[指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒](#)

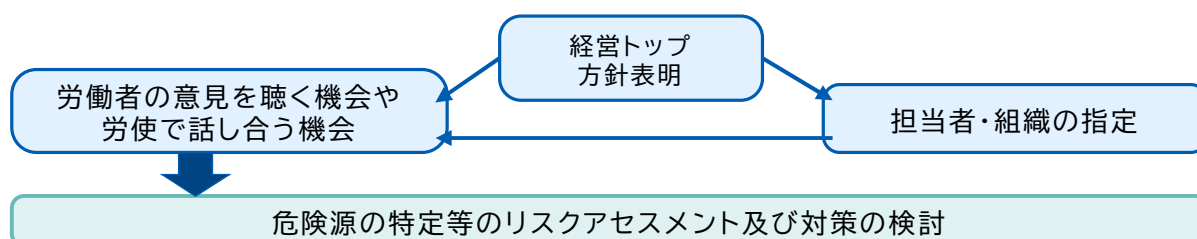
事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- ・ 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合ひましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

ポイント!

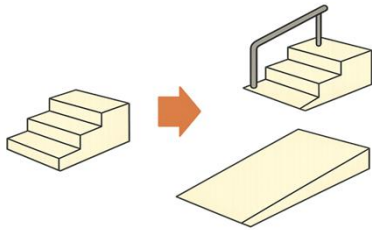
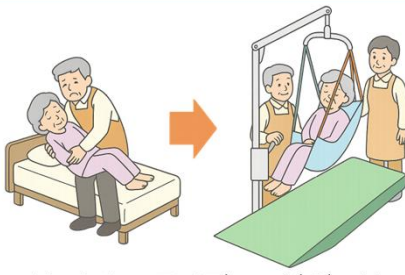
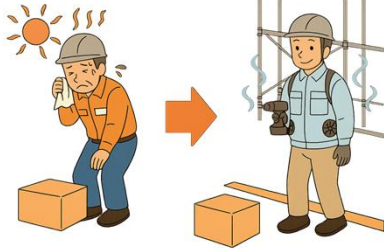
リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。



2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
 階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	 リフトやスライディングボード等の導入	 空調服の導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

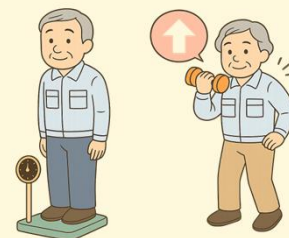
3. 高齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- ・ 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- ・ 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。



4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高齢者の状況に応じた業務の提供

高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高齢者に対する教育

- ・ 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- ・ 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- ・ 管理監督者へは、高齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。
(高齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする)
- ・ 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生
サポート事業



SAFEアワード



エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

- ・ 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- ・ 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

エイジフレンドリー
補助金



対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者(60歳以上)が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種		常時使用する 労働者数 ※1	資本金又は 出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、[本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。](#) →



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者(60歳以上)**が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等) 以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

第1段階

A.労働安全衛生に係る専門家による
リスクアセスメントの実施

【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、
高齢労働者の特性に配慮したリスクア
セスメントを受けるに当たって必要な経費

補助率：4/5

上限額：100万円

(B、Cの間接補助金額を含む)
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛
生担当者によるリスクアセスメントを
実施し、その結果を踏まえて、右記の
第2段階の申請から行うことも可能で
す(その場合は第1段階の申請は不要
です)。

第1段階の申請期間は、
令和8年8月31日までと
なっております。
ご注意ください。



第2段階

B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働
者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入そ
の他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者
の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の
労働災害防止対策に要する経費(対象の高齢労働
者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る
業務に就いていること。)

補助率：1/2

上限額：100万円(A、Cの間接補助金額を含む。)

(消費税を除く)

第2段階

C.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働
者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防の
ための運動指導等の取組

【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体
機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家
等による身体機能のチェック及び運動指導等に要す
る経費(役員、派遣労働者を除く労働者に対する取
組に要する経費に限ります。)

補助率：1/2

上限額：100万円(A、Bの間接補助金額を含む)

(消費税を除く)

II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額100万円(消費税を除く)】

【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額30万円(消費税を除く)】

【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費

専門家総合対策（職場環境改善・運動指導等）

コースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ 専門家が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

第1段階

第2段階

精算関係

【リスクアセスメントを自社で実施する場合】

① 事業者において、自社の安全衛生担当者等によりリスクアセスメントを実施し、⑦の交付申請書提出へ

約2カ月

必ず⑨の後に開始

⑦ 事業者が交付申請書類を提出（⑥のリスクアセスメント結果をもとに、労働災害防止対策の実施計画や見積等を添付）

⑧ 審査

⑨ 交付決定

⑩ 事業者が業者に発注（労働災害防止対策関係）

⑪ 補助対象の取組（機器等の導入・工事の施工、運動指導等）の実施、完了

⑫ 事業者が支払請求書類を提出

⑬ 補助金確定

⑭ 補助金支払

【リスクアセスメントを外部専門家に依頼する場合】

約1カ月

必ず③の後に開始

① 事業者が交付申請書類を提出（リスクアセスメント実施計画や経費の見積等を添付）

② 審査

③ 交付決定

④ 事業者が業者に発注（リスクアセスメント関係）

⑤ 専門家がリスクアセスメントを実施・完了

⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果書を事業者が発行

労働災害防止対策関係を実施しない

労働災害防止対策関係が不交付決定

「リスクアセスメント関係」のみの精算を行ってください

※ 安全衛生の専門家にリスクアセスメントを依頼する場合は、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」について、それぞれ交付申請が必要です（それぞれ審査、交付決定の手続があります）。

※ 補助金の支給請求（経費の精算）は、「⑫ 事業者が支払請求書類提出」の際に、「リスクアセスメント関係」と「労働災害防止対策関係」の書類を一括して提出してください。なお、「⑥ 専門家がリスクアセスメント実施結果証明書を事業者が発行」後に、労働災害防止対策関係の取組を実施しないことにした場合や、「⑧ 審査」の結果、労働災害防止対策関係の補助について不交付の決定をされた場合は、「リスクアセスメント関係」のみ補助金の支払請求（精算）を行ってください。

熱中症対策コース、コラボヘルスコースの補助金申請の流れ

■ は事業者が実施します。 ■ は事務センターが実施します。

約2カ月

必ず③の後に開始

① 事業者が交付申請書類を提出

② 審査

③ 交付決定

④ 事業者が業者に発注

⑤ 補助対象の取組（熱中症対策、コラボヘルス）の実施、完了

⑥ 事業者が支払請求書類を提出

⑦ 補助金確定

⑧ 補助金支払

※共通の注意事項※

- この補助金の交付を受けるためには、補助金の交付申請後、審査を経て「交付決定」された後に、決定に従って取組を開始（専門家による指導、機器の購入、設備等の工事を発注）していただく必要があります。交付決定日より前に取組を開始（発注）していた場合は、補助金をお支払いすることができませんので十分注意してください。
- また、交付決定を受けた取組のすべてが完了する前（着手時点など）に業者等に代金等を支払った場合（いわゆる「前払い」）についても、補助金をお支払いすることができません。交付決定を受けた取組のすべてが完了した後に業者に代金等を支払い、その上で、期限までに実施報告と補助金の支払い申請を行ってください。

- **60歳以上の高年齢労働者**が安全に働くことができる環境の整備のため、労働安全衛生に係る専門家等による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費と、その結果を踏まえ実施する優先順位の高いリスクの低減措置（機器等の導入や工事の施工等）及び専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します。

第1段階（労働安全衛生の専門家によりリスクアセスメントを実施する場合）

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体系（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性を考慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費を補助します。



・高年齢労働者の**具体的な労働災害防止対策**が分からない。
・リスクアセスメントの正しい実施方法が分からない。

・高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い労働災害防止対策を提案します。



リスクアセスメントの様式はHPに掲載しております。

HPの参考資料をご参照ください→



外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者等（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等。事業主が兼任可能）によるリスクアセスメントを実施して、その結果を踏まえて、以下の第2段階の申請を行うことも可能です。この場合は、第1段階の申請はできませんので、第2段階から申請してください。

第2段階（職場環境改善の取組）

B. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費

● 具体的には、次のような労働災害防止対策の取組が対象となります ●

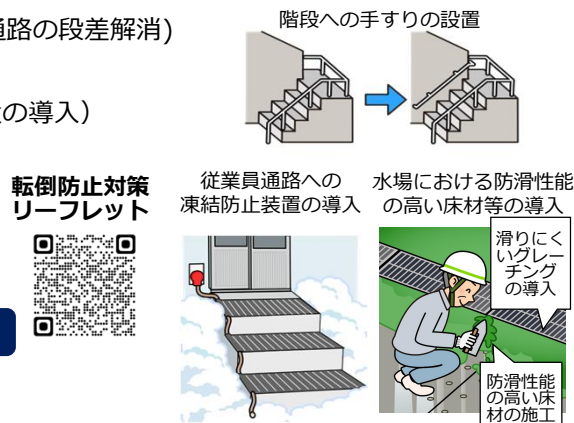
（ア） 転倒・墜落災害防止対策

- ◆ 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策（作業場所の床や通路の段差解消）
- ◆ 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策
（水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入）
- ◆ 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
- ◆ 階段の踏み面への滑り防止対策
- ◆ 階段への手すりの設置
- ◆ 高所作業台の導入（自走式は含まず。床面から2m未満の物）

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf>)



（イ） 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策（動作の反動・無理な動作対策）

- ◆ 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- ◆ 重量物搬送機器・リフトの導入（乗用タイプは含まず）
- ◆ 重筋作業を補助するアシストスーツの導入
- ◆ 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- ◆ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）の修得のための教育の実施



（ウ） その他の高年齢労働者の労働災害防止対策

- ◆ 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

- ★ 対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いていることが条件です。
- ★ 個人が着用する機器や装備（例えばアシストスーツ等）の導入については、対策に関わる高年齢労働者の人数分に限り補助します。
- ★ 機器を複数の作業場所で利用する場合でも、補助は機器を使用する高年齢労働者の人数分が上限となります。

第2段階（運動指導等の取組）

C. リスクアセスメントの結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費

補助対象となる取組

- 
- ① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける
- 
- ② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する
- 
- ③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士等

※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限り（オンラインによる実施は補助対象外です。）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。
- ・運動指導（転倒防止）申請にあたり、必須となる転倒等評価セルフチェック票はエイジフレンドリー補助金HP→に掲載しています。（参考資料をご参照ください）



- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り）

C. 労働安全衛生の専門家による安全衛生教育の取組

- 労働安全衛生の専門家を活用し、高年齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の受講に当たって必要な経費を補助します。

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

II 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー
（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー
（アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

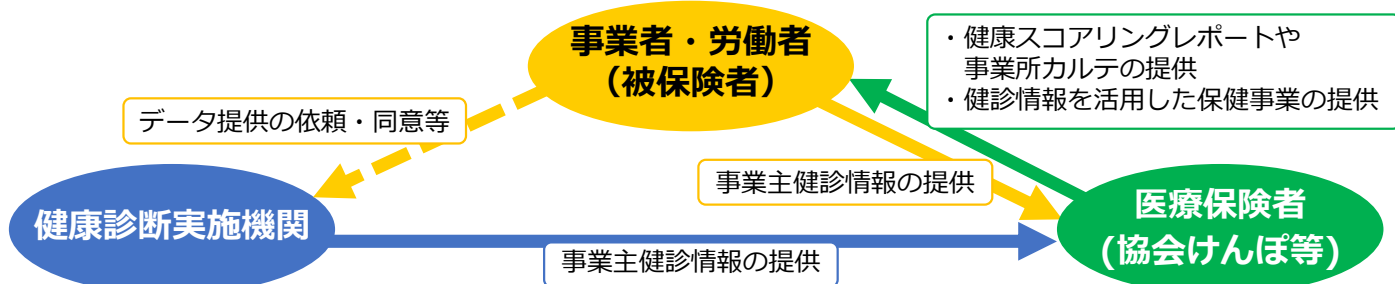
- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）



事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です

コラボヘルス：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行すること。



申請に当たって必要な資料

①：医療保険者から提供される「健康スコアリングレポート」や「事業所カルテ」の写し

※ 1：申請企業・法人名の記載があるもの

※ 2：労働者数が少ない等で「事業所カルテ」等の提供を受けられない場合は、
健診結果を保険者に提供することについての、健診機関への同意書・契約書などを提出いただく必要があります。詳細はHPをご確認ください。

②：取組内容がわかる資料

研修資料や、システムの詳細等を示した資料が必要です。詳細はHPをご確認ください。

補助対象となる取組	取組の詳細	備考・注意点
健康教育・研修等	健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等 ※ メンタルヘルス対策は健康スコアリングレポート等に基づく他の健康教育等とセットで申請する必要あり ※ 腰痛予防を目的とした運動指導は別コース	・ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの ・ 専門家との対面による実施に限ります（ オンライン開催不可 ）。
システムの導入	健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入	・ システム導入の初期経費のみ ・ PCの購入は対象外
栄養・保健指導	栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置	・ 健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は対象外 ・ 専門家との対面による実施に限ります（ オンライン開催不可 ）。

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業 種	業 種	常時使用する労働者数 ※ 1	資本金又は出資の総額 ※ 1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※ 2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※ 1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※ 2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)
※専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp/>)

関係書類
送付先

申請書類は郵送またはJグランツで申請ください(メールでの申請はできません)
(郵送の場合) 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター
(Jグランツの場合) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>
交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください
封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では
送付しないでください。

お問合せ先

申請担当

電話: 03(6381)7507
FAX: 03(6809)4086

支払担当

電話: 03(6809)4085
FAX: 03(6809)4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00
(土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)
<8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>

参考: 高年齢者の労働災害防止のための指針 ポイント
(令和8年4月1日から適用)



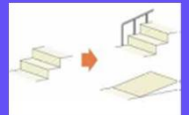
1. 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップ(社長など)が高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の担当者を明確化します。
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。



2. 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入等改善を行います(ハード面の対策)
- 敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容の見直しを行います(ソフト面の対策)



3. 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し、必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

体力チェック例(転倒等リスク評価セルフチェック票)



4. 高年齢労働者の健康や体力に応じた対応

- 個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の観点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます。
- 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」に基づく取組に努めます。
- 集団及び個々の高年齢労働者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望まれます。



5. 安全衛生教育

- 労働者と関係者に高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)



参考: 職場改善ツール
「エイジアクション100」チェックリスト



高度安全機械等導入支援補助金

申請期間 令和5年5月15日(金)～令和9年1月28日(木)まで

※予算を上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。その場合はホームページでお知らせします。

令和8年度補助金申請等書類においてご注意くださいこと

- ※各書類の提出時期、詳細は裏面の「Web仮申請から補助金交付までの流れ」をご覧ください。
- ① 申請等書類は全てメールで提出してください。
- ② 1申請 1台です（※複数台申請したい場合は1台ずつ登録申請を分けてください。）。
- ③ [建設業者の詳細情報] の提出（※建設業中小企業者証明書類としてご提出をお願いします。）
- ④ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書の提出（※労働保険料納付証明書類を統一いたしました。）
- ⑤ 譲渡証明書の提出（※建設機械購入後の所有権移転の証明書類としてご提出が必須です。）

留意事項

以下の項目に該当すると補助金は支出されません。

- ① 「Web仮申請後（7日以内）に交付申請書類を提出しなかった」
- ② 「建設業許可なしで登録した」（「解体工事業登録」（建設業許可（解体工事業）は未取得）でWeb登録を行った。）
- ③ 「補助金支給請求書類を提出しなかった」（交付決定通知書を受理したことで、補助金を受給できると誤解していた。）
- ④ 「交付決定前に売買契約を締結した」（契約締結日が交付決定通知書発出日前で、審査結果を待たずに契約を交わしていた。）
- ⑤ 「審査結果を待たずに建設機械の代金の全額又は一部を支払っていた。」
- ⑥ 「交付決定内容と契約内容が異なっている」（申請時の見積金額（本体及び安全装置の仕様含む）が請求書の金額と異なっていた。）
- ⑦ 「一括払い」での申請が、請求では割賦契約（分割払い等）に変更していた。）
- ⑧ 「下取り無し」で申請したが、購入後の補助金請求では「下取り有り」に変更してしまった。）
- ⑨ 「契約書に所有権に関する記載がない」（売買契約書に完済後の機械の所有権移転を記載しなかった。）
- ⑩ 「補正要請後1ヶ月以上経っても正しない」（補助金交付申請書類、補助金支給請求書類提出後に事務局より不備を指摘された後、1ヶ月以上経過しても理由なく指摘事項を改善した書類を提出しない。）
- ア 見積書に安全装置の名称と金額の記載がない。
- イ 割賦払計画書が提出されない、または年度内に完済しない。
- ウ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書（令和6年度確定・令和7年度概算分）を提出しない。
- エ 売買契約書（写し）が提出されない、金額及び安全装置の名称など重要事項の記載がない。
- オ 請求書、納品書と領収書に建機の型式、製造番号と安全装置の名称及び金額の記載がない。
- カ 領収書（写し）を提出しない。
- ⑪ 「その他」
- ア 申請者が割賦契約を利用して購入する際に、補助金請求時に「領収書」「完済証明書」等の完済を証明する書類の提出がないもの。
- イ 補助金事業以外の支払いとの混合払いがなされていて補助対象額が特定できないもの。
- ウ 約束手形、小切手、クレジットカードでの支払で、令和9年2月18日までに支払決済が完了しないもの。

対象者

- (1) 中小企業である者
 - (2) 申請時において建設業許可を有して期限内であること
- ※対象者の詳細は、建設防補助金ホームページをご参照ください。
(<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>) をご確認ください。

補助対象機及び補助額概要

**積載形
トラッククレーン**



警告

停止

(1) 補助金支出基準
構造規格を上回る追加安全措置基準
(過負荷時に警報を発し、かつ停止する機能を有する過負荷防止装置で、(一社)日本クレーン協会規格JCS2209-2024又はJCS2204-2021に適合するもの)

(2) 補助金交付額
補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：1,000,000円

**油圧ショベル
ホイールローダー**



監視モニター

近接センサー

監視モニター

近接センサー

監視モニター

近接センサー

(1) 補助金支出基準
厚生労働省が安全性能を有すると認める以下のもの
① 動作の停止・減速を伴うもの(「近接センサー」または
② 複数カメラを有するもの(「監視モニター」)

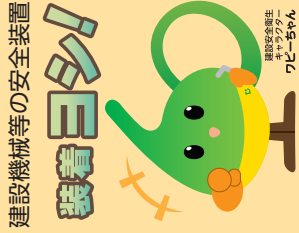
(2) 補助金交付額
補助対象経費(見積額)の1/2
ただし、
1台当たりの上限：「近接センサー」1,000,000円
「監視モニター」500,000円

詳しくは、建設防補助金ホームページをご覧ください。
<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>



お問合せ先

建設業労働災害防止協会 高度安全機械導入支援補助金事務センター
住所：〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階 建災防 高輪分室
電話：03-6275-1085（9:00～16:30※土日祝日を除く。）



Web仮申請から補助金交付までの流れ

交付申請手続編(購入前に申請が必要)

1.交付申請可能種類の確認

対象機械一覧は、建炎防ホームページをご覧ください。

2.見積書の取得（＋割賦支払い計画書）

見積書には必ず「建設機械の型番」と「安全装置の名称と金額」を明記してください。

3.Web仮申請

期間：令和8年5月15日～令和9年1月28日
建炎防補助金ホームページから登録をしてください。
1申請1台に限りです。複数台を仮申請する場合は、1台ずつ分けて仮申請ください。

4.仮申請受付メールの受け取り

Web仮申請から24時間以内に、担当者メールアドレス宛てに自動で仮申請を受け付けた旨を通知するメールが送られます。

5.申請書類の提出 Web仮申請から7日以内厳守。

右記書類をPDFでメール送付してください。送信先アドレスはWeb仮申請受付メールに記載されています。ただし、申請書類の提出期限は、1月28日が必着ですので、1月28日にweb仮申請された時は即日お送りください。

審査（約1カ月）（毎月、月末で締切）

交付決定（原則、申請の翌月）

補助金支給請求手続編(購入後に請求が必要)

6.交付決定通知の受け取り

書類提出の翌月にメール（代表者宛て・担当者CCで）通知いたします。

7.申請機械の購入

交付決定通知受領後に購入等した機械のみが補助対象です。

8.補助金支給請求書類の提出

令和9年2月18日（木）が期限
右記書類をPDFでメール送付してください。送信先アドレスは、Web仮申請受付メールに記載されています。書類の詳細は、建炎防補助金ホームページをご覧ください。

書類検査（約1カ月）（毎月、月末で締切）

支給決定

9.補助金の受け取り

口座振込前にメール（代表者宛て・担当者CCで）通知いたします。

申請書類について(提出書類)

① 令和8年度導入支援補助金交付申請書（様式1）

※ Web仮申請後に来るメールからダウンロードできます。

② 建設業許可書（写し）

③ 建設業者の詳細情報

※ 「国土交通省 建設業者の詳細情報」からダウンロードしたPDF
https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/

④ 補助対象機械の見積書（写し）

※ 右のページをご覧ください。

⑤ 割賦払い計画書

※ 割賦契約を結ぶ場合のみ。また、支払いが請求書類提出締切までに完済するもののみです。詳しくは、留意事項をご覧ください。

⑥ 誓約書（役員名簿を含む。）（様式2）

⑦ 地方労働局長発行の労働保険料納付証明書

(令和6年度確定・令和7年度概算分)

※ 右のページをご覧ください。

⑧ メーカーが発行する過負荷防止装置を備える積載形トラッククレーンの型式がJCS規格に適合する旨の証明書等
※ 積載形トラッククレーンの過負荷防止装置を申請する場合のみ必要です。

※ 販売店等を通して各メーカーから取得してください。

⑨ その他、建炎防が求める資料

※ ①～⑧のみでは審査が難しい場合、追加で書類の提出を求めることがあります。

④補助対象機械の見積書（写し）

見積書は、下記の内容が記載されているかご確認ください。

A申請者名が記載されていますか？

B見積書作成日が令和8年4月1日以降ですか？

C建機の型番が明記されていますか？

D安全装置の名称と金額の記載がありますか？

見 積 書

A 有限会社 建炎防建設 様

B 令和8年4月20日

見積金額：金 19,800,000 円

(消費税含む)

お支払い条件：納入後現金一括にてお支払い

見積有効期限：令和7年10月末日

本体及び仕様

目立製小旋回油圧ショベル

C XP120U-3 1台 ￥17,000,000

D BirdView監視システム 1式 ￥1,000,000

計 ￥18,000,000

消費税(10%) ￥1,800,000

合計 ￥19,800,000

安全建機販売株式会社

⑦地方労働局長発行の労働保

険料納付証明書 (令和6年度

確定・令和7年度概算分)

納付証明書については、

各地方労働局にお問い合わせ

をさせていただきます。

(同一でないものは不可)

労働保険料・一般拠出金納付証明書

労働保険特別会計歳入徴収官

〇〇労働局長

所在地：

名称：東京都千代田区霞が関 6-4-1

代表者：有限会社 建炎防建設

担当者：代表取締役 厚生 太郎

電話：厚生 次郎 03-0000-0000

〇〇年〇〇月〇〇日

下記のとおり、証明書の交付をお願いします。

労働保険番号	都道府県	所掌	基幹番号	一	枝番号
目的	・入札参加 ・経営審査 ・領収書紛失 ○助成金等申請（助成金等の種類：高度安全機械等導入支援補助金） ・その他（				
証明書提出先 希望する 証明の種類 （○で囲む）	・未納がないことの証明 ・労働保険料等納付済額証明		対象年度	6年度 年度 年度	1部 部 部

⑫領収書（写し）

領収書は、下記の内容が記載されているかご確認ください。

A申請者名が記載されていますか？

B領収書作成日が交付決定以降ですか？

C建機の型番及び製造番号が明記さ

れていますか？

D安全装置の名称と金額の記載があ

りますか？

E建機の金額は見積書の金額と同額ですか？

領 収 書

A 有限会社 建炎防建設 様

B 令和8年8月31日

金額 金 19,800,000 円

(内消費税 ￥1,800,000)

但し

C 目立製小旋回油圧ショベル

D XP120U-3 1台 ￥17,000,000

BirdView監視システム 1式 ￥1,000,000

計 ￥18,000,000

消費税(10%) ￥1,800,000

合計 ￥19,800,000

として

安全建機販売株式会社

※申請書類提出前に当協会補助金ホームページに掲載中の「交付申請書類の提出チェックシート」で補助金請求前に「補助金支給請求書類の提出チェックシート」で必ずご確認ください。

建設事業主等に対する助成金のご案内

建設事業主団体
・職業訓練法人

の皆さまへ

資料12

建設事業主団体・職業訓練法人向け助成コース一覧（令和8年度）

人材確保等支援助成金

建設キャリアアップシステム等活用促進コース（普及促進事業）	【建設事業主団体】 建設キャリアアップシステム等の登録料・手数料に係る補助を行った場合	中小建設事業主団体 対象経費の2／3 中小建設事業主団体以外 対象経費の1／2	P3
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）	【建設事業主団体】 若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合	中小建設事業主団体 対象経費の2／3 中小建設事業主団体以外 対象経費の1／2	P7
	【広域的職業訓練法人】 建設工事に係る職業訓練の広報、啓発及び情報の提供等を行った場合	対象経費の2／3	P15
作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）	【広域的職業訓練法人】 認定訓練実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った場合	支給対象経費の1／2	P16

人材開発支援助成金

建設労働者認定訓練コース	【中小建設事業主団体・職業訓練法人】 認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合	対象経費の1／6	P17
建設労働者技能実習コース	【建設事業主団体】 若年者等の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合	中小建設事業主団体 対象経費の4／5 中小建設事業主団体以外 対象経費の2／3	P19

助成額は100円未満切り捨てとなります。

詳しくは、厚生労働省または都道府県労働局のホームページをご覧ください。また、お近くの都道府県労働局へお問い合わせください。

建設事業主等に対する助成金

検索



助成金の利用に当たってのご注意

本冊子は、建設事業主に対する助成金の各コースの内容について簡潔に記載したものです。詳細な要件等については、各コースの支給要領をご覧ください。か、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。（お問い合わせ先は巻末ページをご参照ください。）

支給要領はこちらのウェブサイトに掲載しております。（右側のQRコードからもご覧いただけます。）

掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000201717_00007.html



（１）申請期限の厳守

提出期限までに申請がない場合、助成金は受給できません。（提出期限・記入方法などについては、最寄りの都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。）

（２）現地確認などについて

支給要件の確認のため、費用負担、賃金の支払い、訓練などの実施状況、建設労働者の雇用状況などについて、現地での確認や聞き取りを行ったり、報告や書類の提出を求めることがあります。これらの確認などにご協力いただけない場合、また支給要件に照らして申請書や添付書類などの内容に疑義がある場合には、助成金を受給できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

（３）助成金の返還について

詐欺、脅迫、贈賄など刑法に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上犯罪を構成するに至らない場合でも、故意に助成金の計画届や支給申請書に虚偽の記載を行い、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金の支給を受け、または受けようとした場合（以下「不正受給」という）、若しくは本来支給される額を超えて助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部または一部を返還していただきます。

また、不正受給を行った場合は、不支給決定または支給決定取消しが行われ、不支給決定または支給決定取消しを受けた日から５年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質な場合は、詐欺罪として刑事罰に処せられることがあります。

返還に際しては、受給した日の翌日から返還が終了する日までの間、延滞金（法定利息）が加算されます。

（４）書類の整理保管

助成金の支給に関して提出した書類（訓練などの実施に要する費用、賃金の支出に関する証拠書類など）は、この助成金に関する支給（不支給）決定日から起算して５年間保存してください。

助成金の不支給要件

次のいずれかに該当する事業主等は助成金を支給できません。

1. 偽りその他不正の行為により、雇用保険法第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則に基づく助成金の支給を受け、または受けようとしたことにより、支給申請日または支給決定日の時点で不支給措置がとられている事業主等
2. 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主等
3. 支給申請日の前日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主等
4. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業並びに接客業務受託営業を行っている事業主等
5. 暴力団関係事業所の事業主等
6. 事業主または事業主の役員等が、破壊活動防止法第４条に規定する暴力主義的破壊活動を行ったまたは行う恐れがある団体に属している場合
7. 支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主等
8. 助成金の不正受給が発覚した場合の公表について同意していない事業主等

その他の支給要件については、各コースのページをご覧ください。また、事前にお近くの都道府県労働局またはハローワークにご相談の上、助成金の利用計画を進めるようにしてください。

建設事業主

建設労働者を雇用して建設事業を行う者であり、「Aの建設事業主」又は「Bの建設事業主」のいずれかを指します。

※建設労働者を雇用しない、いわゆる「一人親方」及び「同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主」は、建設事業主には当たりません。

Aの建設事業主

「建設の事業」の雇用保険料率※¹の適用を受ける建設事業主

Aの事業所

雇用保険の適用上1つの事業所として認められる「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける事業所

Bの建設事業主

「一般の事業」又は「農林水産業、清酒製造業」の雇用保険料率※²の適用を受けており、建設業の許可※³を有する建設事業主

Bの事業所

雇用保険の適用上1つの事業所として認められる「一般の事業」又は「農林水産業、清酒製造業」の雇用保険料率の適用を受ける事業所

中小建設事業主

資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下、又は常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

Aの中小建設事業主

「Aの建設事業主」かつ「中小建設事業主」である事業主

Bの中小建設事業主

「Bの建設事業主」かつ「中小建設事業主」である事業主

建設事業主団体

次のいずれにも該当する建設事業主の団体（法人でない団体（代表者の定めがないなど実質的に団体性を欠くものを除く。）も含む。）又はその連合団体をいいます。

- イ 構成員（団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員をいう。以下同じ。）のうちに占める**建設事業主の割合が50%以上**のものであること。
- ロ 構成員である建設事業主のうちに占める**雇用保険の保険関係が成立**している事業に係る建設事業主の割合が**50%以上**のものであること。
- ハ 財務及び活動の状況等からみて、事業を的確に遂行することができると認められるものであり、以下のいずれにも該当すること。
 - (イ) 団体の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有すること。
 - (ロ) 代表者が置かれているほか、事務を行うのに必要な体制が整備されていること。
 - (ハ) 会計経理の独立性が担保されていること。

中小建設事業主団体

建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が**3分の2以上**の団体をいいます。

雇用管理責任者

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れ及び配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務とされています。
本助成金の申請を行うにあたり、**建設事業主は雇用管理責任者を選任していることが必要**となります。

※1 「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業」として、**令和8年度における雇用保険料率16.5/1,000**の適用を受ける事業主

※2 令和8年度における雇用保険料率は「一般の事業」が13.5/1,000、「農林水産業、清酒製造業」が15.5/1,000です。

※3 建設業法における建設業の許可区分は以下のとおりです。

土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	タイル・れんが・ブロック工事	しゅんせつ工事	機械器具設置工事	建築一式工事	電気通信工事	
熱絶縁工事	石工事	管工事	舗装工事	防水工事	建具工事	水道施設工事	
大工工事	屋根工事	鋼構造物工事	板金工事	内装仕上工事	造園工事	消防施設工事	
左官工事	電気工事	鉄筋工事	ガラス工事	塗装工事	さく井工事	清掃施設工事	

1. 受給できる建設事業主団体

以下のいずれも満たす必要があります。

建設事業主団体の要件

- ☒ **全国団体** ・ **都道府県団体** ・ **地域団体** のいずれかに該当すること※1
- ☒ **事業推進委員会** を設置すること※2 ☒ **事業推進員** を置くこと※3
- ☒ **建設キャリアアップシステム等普及促進事業** を実施すること

※1 全国団体・都道府県団体・地域団体の要件

区分	要件
全国団体	・ 全国的な規模で組織されているものであること ・ 連合団体にあっては、都道府県の区域を単位として設立された団体で構成されるものであること など
都道府県団体	・ 一の都道府県の地域におけるものであること ・ 構成員の数が15以上のものであって、当該構成員が常時雇用する 労働者の総数が100人以上のものであること など
地域団体	・ 構成員の数が10以上の建設事業主団体であって、当該構成員が常時雇用する 労働者の総数が50以上のものであり、都道府県団体及び全国団体に該当しないもの

※2 事業推進委員会

事業推進委員会とは、支給対象となる建設事業主団体の構成事業主等によって構成され、普及促進事業の企画・立案を行うことを目的とする委員会のことをいいます。「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）」の事業推進委員会を兼ねて設置し、同時開催することも可能です。

構成員

- ・ 建設事業主団体の役職員（**必須**）
- ・ 建設事業主団体の構成事業主または構成団体の役職員（**必須**）
- ・ 事業推進員（**必須**）
- ・ その他必要とされる者

構成員の選任及び人数は3名以上で建設事業主団体が任意に定めることが可能です。

業務

- ・ 普及促進事業の計画策定
- ・ 効果的な事業実施のために必要な事項の検討・効果検証

実施回数

一の事業年間計画について、事業開始時及び事業終了時の少なくとも **2回以上**開催すること

※3 事業推進員

事業推進員とは、普及促進事業の実施について中心的な役割を担う者のことをいい、1名以上の選任が必要です。「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）」の事業推進員を兼任することも可能です。

要件

CCUS等の普及促進に関して中心的な役割を担う者として建設事業主団体の長が認める者であること

業務

- ・ 事業推進委員会の活動の補佐
- ・ 事業計画に基づく事業の企画立案及び実施
- ・ 助成金に関する書類の作成 など

選任方法

建設事業主団体の役職員の中から選任するか、部外の者に委嘱して選任すること

2. 建設キャリアアップシステム等普及促進事業

※事業実施期間は**最大1年間**です。

以下のいずれも実施する必要があります。

(1) 事業計画策定・効果検証事業

事業推進委員会を開催し、事業実施について具体的な事業計画を策定の上、効果的な事業実施のために必要な事項を検討するとともに、取組結果に対する効果検証を行う事業。

(2) CCUS等登録促進事業

建設事業主団体が中小構成員等に対し、CCUSの**事業者登録料**、**技能者登録料**、**レベル判定手数料**、**見える化評価手数料**の全部または一部を補助する事業。

※ **事業者登録料**は、1人以上の技能者登録料と合わせて補助する場合または全ての雇用者が技能者登録を完了している場合に限りします。

※ **技能者登録料**及び**レベル判定手数料**は、技能者本人が費用を直接負担していない場合に限りします。

※ 対象となる中小構成員等は、以下のいずれかに該当する者です。

- ・建設事業主団体の構成員である中小建設事業主
- ・構成員と直接の関係がある中小建設事業主（下請の中小建設事業主など）のうち、建設事業主団体が適当と認めた者
- ・建設事業主団体の構成員である一人親方
- ・構成員と直接の関係がある一人親方（下請の者など）のうち、建設事業主団体が適当と認めた者

※ 事業の対象として中小構成員等以外の者が含まれる場合であっても差し支えありませんが、中小構成員等以外の者に係る費用は助成対象外となります。

3. 助成額

※支給対象費用の詳細は次ページをご覧ください。

○ 中小建設事業主団体の場合 … 支給対象費用の

2 / 3

○ 中小建設事業主団体以外の場合 … 支給対象費用の

1 / 2

< 上限額 > 団体の区分に応じ、以下の表に掲げる額

(支給申請日を基準とし、一事業年度(4/1～3/31)あたり)

全国団体	3,000万円
都道府県団体	2,000万円
地域団体	1,000万円

※人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））における支給額は、本コースにおける支給上限額に影響しません。

4. 対象となる経費

(1) 事業計画策定・効果検証事業

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
人件費 (事業推進員に限る)	1人あたり 360万円/年 までの実費相当額	事業推進員が事業計画策定・効果検証事業に係る業務に従事した時間に 係る人件費(最大3名まで) ※助成額全体の6割を超える場合は、その超える分は支給対象外
委員謝金	委員1人1日あたり 30,700円 までの実費相当額	事業推進委員会及び本事業を行うために特別に設置した委員会の委員謝 金(部外委員に限る)
旅費	実費相当額	事業推進委員会に出席するための旅費 ※勤務先(勤務先のない場合は自宅)から目的地までの旅行に要した鉄 道賃(グリーン料金を除く)、船賃(特1等を除く)、航空賃(ファース トクラス・ビジネスクラスを除く)、バス賃及びタクシー代(公共交 通機関を利用することが困難又は合理的ではない場合に限り)に ※助成額は宿泊費と合わせて400万円(地域団体は200万円)まで
宿泊費	1人あたり1泊 15,000円 までの実費相当額	事業推進委員会に出席するための宿泊費
会議費	1人あたり 150円 までの実費相当額	茶菓の代価
通信費	実費相当額	アンケート調査等に係る通信費
消耗品費	実費相当額	事務用の消耗品(各種用紙、文房具等でその性質が長期の使用に適しな いもの)の代価
その他助成することが 必要と認められる経費	実費相当額	

(2) CCUS等登録促進事業

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
補助金	技能者登録料及び 事業者登録料	(一財)建設業振興基金が定める額 (登録料を負担する中小構成員等につき、1回に限り対象とする。)
	レベル判定手数料	建設技能者能力評価制度推進協議会が定める額 (手数料を負担する中小構成員等につき、1回に限り対象とする。)
	見える化評価手数料	見える化評価の実施団体が定める額 (手数料を負担する中小構成員等につき、初回の手数料に限り対象とし、 1者あたり50,000円を上限とする。)
その他助成することが 必要と認められる経費	実費相当額	

※ 建設事業主団体が補助した以下の経費については、対象経費から控除する必要があります。

- ・ 中小構成員等以外の者に対し補助した額
- ・ 中小構成員等に対し更新に要する登録費用等について補助した額
- ・ 当該建設事業主団体が過去に本事業による助成を受けた事業において対象とした中小構成員等に補助した額
(過去に助成対象となっていない種類の登録費用等を中小構成員等が負担した場合の補助額を除く。)

5. 支給申請までの流れ

- ・人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース(普及促進事業)）計画届（**建活様式第2号**）
- ・事業計画内訳書（**建活様式第2号別紙1・別紙2**）
- ・構成員内訳表（**建活様式第2号別紙3**）
- ・事業目標及び効果検証報告書（**建活様式第5号**）
- ・添付書類

計画届の提出

事業を開始しようとする日の原則 **2週間前**までに、計画届を管轄の都道府県労働局へ提出してください。

※計画届の提出は**年度内1回まで**とし、事業計画期間の重複する計画を提出することはできません。（事業内容に変更がある場合は計画変更届を提出してください。）

計画変更届の提出

計画に変更が生じる場合は、事業を実施する原則 **7日前**までに、必要書類を管轄の都道府県労働局へ提出してください。

※ 計画届の提出後、以下の事項に変更が生じた場合に計画変更届の提出が必要です。

- ・所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込み額の総額を超える場合
- ・事業推進員に変更がある場合

※事業主団体の責に帰することができない事由により提出期間内に計画変更の申請ができない場合は、申請が可能となった日から10日以内に提出してください。

事業の実施

- ・人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース(普及促進事業)）支給申請書（**建活様式第4号**）
- ・事業報告書（**建活様式第4号別紙1・別紙2**）
- ・事業目標及び効果検証報告書（**建活様式第5号-2**）
- ・添付書類

支給申請書の提出

事業終了後、以下に定める期間内に、支給申請書と添付書類を管轄の都道府県労働局へ提出してください。

月	4月,5月,6月	7月,8月,9月	10月,11月,12月	1月,2月,3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで

※個別の中小構成員等への補助金の支払いが完了した時点を事業終了とみなして支給申請を行うことができます。

※「事業目標及び効果検証報告書」（建活様式第5号-2）を支給申請書と同時に提出することができない場合は、その理由及び提出予定時期を記した書類を支給申請書に添付するとともに、事業終了後3か月以内または事業終了年度の3月末日のいずれか早い日までに提出してください。

提出書類については **P30～** をご覧ください

1. 受給できる建設事業主団体

以下のいずれも満たす必要があります。

建設事業主団体の要件

- ☒ **全国団体** ・ **都道府県団体** ・ **地域団体** のいずれかに該当すること※1
- ☒ **事業推進委員会** を設置すること※2 ☒ **事業推進員** を置くこと※3
- ☒ **若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業** を実施すること

※1 全国団体・都道府県団体・地域団体の要件

区分	要件
全国団体	・ 全国的な規模で組織されているものであること ・ 連合団体にあつては、都道府県の区域を単位として設立された団体で構成されるものであること など
都道府県団体	・ 一の都道府県の地域におけるものであること ・ 構成員の数が15以上のものであつて、当該構成員が常時雇用する 労働者の総数が100人以上のものであること など
地域団体	・ 構成員の数が10以上の建設事業主団体であつて、当該構成員が常時雇用する 労働者の総数が50以上のものであり、都道府県団体及び全国団体に該当しないもの もしくは ・ 構成員の数が10以上の建設事業主団体であつて、事業内容が学校等の学生等または教員を対象とするものであり、当該学校等関係者を事業推進委員会の構成員とするもの

※2 事業推進委員会

事業推進委員会とは、支給対象となる建設事業主団体の構成事業主等によって構成され、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の企画・立案を行うことを目的とする委員会のことをいいます。「建設キャリアアップシステム等活用促進コース（普及促進事業）」の事業推進委員会を兼ねて設置し、同時開催することも可能です。

構成員	・ 建設事業主団体の役職員（必須） ・ 建設事業主団体の構成事業主または構成団体の役職員（必須） ・ 事業推進員（必須） ・ その他必要とされる者	構成員の選任及び人数は3名以上で建設事業主団体が任意に定めることが可能です。
業務	・ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の計画策定 ・ 効果的な事業実施のために必要な事項の検討・効果検証	
実施回数	一の事業年間計画について、事業開始時及び事業終了時の少なくとも 2回以上 開催すること	

※3 事業推進員

事業推進員とは、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の実施について中心的な役割を担う者のことをいい、1名以上の選任が必要です。「建設キャリアアップシステム等活用促進コース（普及促進事業）」の事業推進員を兼任することも可能です。

要件	雇用管理に関して専門的知識・経験を有する者として建設事業主団体の長が認める者であること
業務	・ 事業推進委員会の活動の補佐 ・ 事業計画に基づく事業の企画立案及び実施 ・ 助成金に関する書類の作成 など
選任方法	建設事業主団体の役職員の中から選任するか、部外の者に委嘱して選任すること

2. 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業

※事業実施期間は**最大1年間**です。

以下のうち、（１）１及び（２）１～８のいずれかの事業を必ず実施する必要があります。

また、事業実施に加えて、構成事業主の50%または100事業主のいずれか少ない方を対象に入職率・離職率の調査を行い、事業を実施した年度末までに効果検証結果と合わせて報告することが必要です。

（１）調査・事業計画策定事業

事業の内容	
1	事業推進委員会を開催し、事業実施について具体的な事業計画を策定の上、効果的な事業実施のために必要な事項を検討するとともに、取組結果に対する効果検証を行う事業
2	雇用管理の改善に向けた各種調査事業

（２）入職・職場定着事業

事業の名称		事業の具体例
1	建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業	講習会、加工技術等の体験会、現場見学会、体験学習、インターンシップ、求人合同説明会、集団面接会、広報活動※ ¹ など
2	技能の向上を図るための活動等に関する事業	入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会、教職員への実践的スキル研修、熟練技能者の技能を撮影・解説する視聴覚教材の作成、建設労働者への公的資格（建設工事に関連する資格であって、各法令、施行規則、省令等で定められているもの）の取得に関する講習会 など
3	評価・処遇制度等の普及等に関する事業	評価・処遇制度の普及、昇進・昇格基準の普及、賃金体系制度の普及、諸手当制度等の導入やキャリアパスのモデル作成、労働時間の削減に資する制度や特別休暇制度の普及、社会保険制度の加入促進、退職金制度の加入促進、建設キャリアアップシステム等の普及促進に必要な講習会 など
4	労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業	安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回、災害調査の記録、労災付加給付施策の導入に関する講習会、安全衛生大会の実施 など
5	労働者の健康づくり制度の普及等に関する事業	人間ドック受診制度、生活習慣病予防検診、メンタルヘルス対策の導入に関する講習会、建設業務由来の疾病予防に関する啓発活動 など
6	技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業	優良な技術者・技能者に対する表彰制度、雇用改善について優良な取組を実施する事業所等に対する表彰制度 など
7	雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修の実施に関する事業	雇用管理研修または職長研修※ ² の実施
8	女性労働者の入職や定着の促進に関する事業	女性労働者向けキャリアパスの作成、出産・育児支援制度等のセミナーの開催、男性の育児休業及び短時間勤務の取得促進、優良な女性技能者に対する表彰制度 など

※ いずれも建設事業主団体が主体となって企画・実施する事業を助成対象とします。（他団体等の事業に対する後援等は含みません。）

※ 1、※ 2については次ページをご覧ください。

※1 広報活動について

刊行物（チラシ、冊子等）を作成する場合については、若年者や女性の入職・定着に資する内容であり、その内容に応じた対象者に対し適切に配布することが必要となります。このため、単に団体における会議開催概要や労災の発生状況など、組合・協会に関する事を会員に知らせるための会報のような誌面構成となっている場合は認められません。

※2 雇用管理研修、職長研修の要件

研修内容について

	研修時間	研修受講者数	研修テーマ	講師
雇用管理研修	1日3時間以上 かつ 合計6時間以上	延べ10人以上	P10に掲げるテーマから、 研修時間 6時間以上12時間未満 ⇒ 2テーマ以上 研修時間 12時間以上 ⇒ 4テーマ以上 取り入れること	研修のテーマに関し十分な知識及び経験を有する者であること
職長研修	1日3時間以上 かつ 合計18時間以上		P11に掲げるテーマから、 6テーマ以上 取り入れること	

受講者の範囲について

	雇用管理に関して必要な知識を習得させる 研修の実施に関する事業
雇用管理研修	① 当該団体の構成員である建設事業主の代表者及びその雇用する雇用管理責任者、その他の労働者 ② 当該団体の構成員である建設業を営む一人親方であって、近い将来労働者を雇用する見込みのある者 ③ 当該団体の構成員である建設事業主の直接の下請関係にある建設事業主の代表者及びその雇用する雇用管理責任者、その他の労働者
職長研修	① 当該団体の構成員である建設事業主の代表者及びその雇用する労働者のうち、作業中の建設労働者を直接指導または監督する者 ② 当該団体の構成員である建設事業主の直接の下請関係にある建設事業主の代表者及びその雇用する労働者のうち、作業中の建設労働者を直接指導または監督する者

雇用管理研修テーマ表

テーマ	主な内容	標準時間
1 雇用管理総論	①建設業の現況と特徴 ②建設労働の実態と問題点 ③建設雇用改善法の制定趣旨 ④建設雇用改善法の内容 ⑤建設事業主等に対する助成金制度の概要 ⑥雇用管理の体制づくり ⑦雇用管理責任者の職務 ⑧建設労働関係法令の体系とその概要 ⑨建設労働統計の種類とその見方	2
2 募集・採用・配置	①関係法令の概要 ②募集における問題点 ③正しい募集と手続 ④採用条件の提示 ⑤採用計画の作成 ⑥雇入基準の作成 ⑦配置基準の確立 ⑧定着指導	2
3 教育訓練	①職業訓練の意義とその概要 ②事業内訓練の概要（単独訓練・共同訓練） ③職場の教育のあり方 ④技能検定制度の概要 ⑤各種公的資格制度 ⑥社内における技能評価 ⑦訓練に関する各種補助金・助成金の活用	2
4 雇用契約・就業規則	①労働契約の意義とその内容 ②労働条件の明示 ③雇入通知書の作成及び交付 ④労働者名簿の作成及び保管 ⑤就業規則の意義及び法令と就業規則の関係 ⑥就業規則の内容及び作成 ⑦就業規則の届出	2
5 賃金管理	①賃金制度の概要 ②賃金の決め方（定額給と出来高給、基本給と各種手当） ③賃金水準 ④最低賃金、請負制と補償給 ⑤賃金の支払の確保 ⑥法定控除、協定控除 ⑦賃金台帳の作り方 ⑧出来高給、時間外手当、平均賃金などの計算方法	2
6 労働時間管理	①労働時間と休憩時間 ②就労時間制限 ③休日（法定休日、法定外休日） ④代休及び振替日 ⑤休暇制度（年次有給休暇、特別休暇） ⑥女性及び年少労働者の労働時間管理	2
7 安全管理・健康管理	①関係法令の概要 ②労働災害と安全管理 ③各種安全教育の概要 ④災害発生時の措置と手続 ⑤各種健康診断の意義とその概要 ⑥健康診断の結果に対する措置 ⑦生活習慣病対策 ⑧精神衛生管理 ⑨K Y T（危険予知訓練）	2
8 福利厚生	①福利厚生の意義とその概要 ②寄宿舍規則の作成及び届出 ③作業員宿舎の管理運営 ④勤労者財産形成促進制度 ⑤各種建設事業主等に対する助成金の活用 ⑥レクリエーションの取り入れ方 ⑦企業内退職金制度の概要 ⑧中小企業退職金制度、建設業退職金共済制度の概要	2
9 社会保険	①社会保険の意義とその概要 ②健康保険の概要と事務手続 ③厚生年金保険の概要と事務手続 ④建設国保の概要と事務手続 ⑤雇用保険の概要と事務手続 ⑥労働者災害補償保険の概要と事務手続 ⑦社会保険とその他の保険制度	2
10 下請構造	①請負契約の意義 ②請負契約と下請構造 ③下請管理、下請との関係 ④建設産業における生産システム合理化指針	2
11 人間関係管理	①労働組合 ②労使協議 ③苦情処理 ④提案制度 ⑤職場の人間関係 ⑥若年労働者の生活指導 ⑦中高年齢者 ⑧季節出稼労働者	2

【留意事項】

- ・ 主な内容欄は、テーマの主な内容を例示したもので、ここに掲げたものに限る必要はありません。
- ・ 各テーマの研修時間は内容により加減して差し支えありませんが（ただし1時間以上としてください）、**1テーマあたりの研修時間が平均2時間以上**となるようにしてください。

職長研修テーマ表

テーマ	主な内容	標準時間
1 建設労働の概要	労働力の需給、建設労働の問題点	2
2 雇用の改善	建設雇用改善法の内容、雇用管理の体制	2
3 職長の役割	職長の立場、職長の役割、望ましい職長像	3
4 募集・採用・配置	関係法令の概要、採用計画と配置、雇入通知書	2
5 就業規則	就業規則の性格、就業規則の内容	2
6 賃金管理	賃金の決め方、賃金の計算、賃金の支払	2
7 労働時間	労働時間と休憩時間、休日の設け方、作業時間の制限	2
8 健康管理	健康診断、生活習慣病対策、検診の活かし方	2
9 職場の人間関係	不満の把握と解決、部下の指導、望ましい職場の人間関係	3
10 社会保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険、建設国保など	2
11 作業方法の決定、労働者の配置	作業手順の決め方、作業方法の改善、労働者の適正な配置の方法	2
12 労働者に対する指導又は監督	指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法	2.5
13 危険性又は有害性などの調査及びその結果に基づき講ずる措置	危険性又は有害性などの調査の方法、危険性又は有害性などの調査の結果に基づき講ずる措置、設備、作業などの具体的な改善の方法	4
14 異常時などにおける措置	異常時における措置、災害発生時における措置	1.5
15 現場監督者として行うべき労働災害防止活動	作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法、労働災害防止についての関心の保持、労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	2
16 安全衛生責任者の職務など	安全衛生責任者の役割、安全衛生責任者の心構え、労働安全衛生関係法令などの関係条項	1
17 統括安全衛生管理の進め方	安全施工サイクル、安全工程打合せの進め方	1

【留意事項】

- ・テーマ表に記載のテーマを **6つ以上** 取り入れるとともに、**1～10テーマのうち、少なくとも1テーマを取り入れてください。**
- ・主な内容欄は、テーマの主な内容を例示したもので、ここに掲げたものに限る必要はありません。
- ・各テーマの研修時間は内容により加減して差し支えありませんが（ただし1時間以上としてください）、**1テーマあたりの研修時間が平均2時間以上** となるようにしてください。
- ・11～17に掲げる主な内容、標準時間は、安衛則第40条第2項に定める職長などの教育の事項に、建設業における安全衛生責任者の教育の事項を加えたものです。このテーマ表のうち、11～17に掲げるテーマを取り入れ、主な内容のとおり標準時間以上の研修を行った場合は、**安衛法、安衛則に定める職長などの教育及び建設業における安全衛生責任者の教育を行ったこととなります。**

3. 助成額

※支給対象費用の詳細は「4. 対象となる経費」をご覧ください。

○ 中小建設事業主団体の場合 … 支給対象費用の

2 / 3

○ 中小建設事業主団体以外の場合 … 支給対象費用の

1 / 2

< 上限額 > 団体の区分に応じ、以下の表に掲げる額

（支給申請日を基準とし、一事業年度（4/1～3/31）あたり）

全国団体	3,000万円
都道府県団体	2,000万円
地域団体	1,000万円

※人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース（普及促進事業））における支給額は、本コースにおける支給上限額に影響しません。

4. 対象となる経費

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
委員謝金 （部外委員に限る）	委員1人1日あたり 30,700円 までの実費相当額	事業推進委員会及びその他事業を行うために特別に設置した委員会の委員の謝金（当該団体から報酬を受けていない者に係る分に限る）
講師謝金 （部外講師に限る）	講師1人1日あたり 30,700円 までの実費相当額	講習等の講師の謝金（事業主の役員及び社員以外の講師）
執筆謝金	実費相当額	機関誌、広報誌、報告書等の執筆に要する謝金
賃金	実費相当額	短期間臨時に雇い入れるアルバイト等の賃金（本事業を実施するために専門に雇い入れた場合に限る）
人件費 （事業推進員に限る）	1人あたり 360万円/年 までの実費相当額	事業推進員が事業計画策定・効果検証事業に係る業務に従事した時間に係る人件費（最大3名まで） ※助成額全体の6割を超える場合は、その超える分は支給対象外
旅費	実費相当額	勤務先（勤務先のない場合は自宅）から目的地までの旅行に要した鉄道賃（グリーン料金を除く）、船賃（特1等を除く）、航空賃（ファーストクラス・ビジネスクラスを除く）、バス賃及びタクシー代（公共交通機関を利用することが困難又は合理的ではない場合に限る） ※事業実施団体以外の者に対する会議、研修会等に参加するための旅費を対象とする場合は、委員旅費、講師旅費（ともに部外に限る）を除き1事業主・団体につき、1名までとし、学生は対象外とする ※助成額は宿泊費と合わせて400万円（地域団体は200万円）まで

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
宿泊費	1人あたり1泊 15,000円 までの実費相当額	事業に係る会議、研修会等に参加するための宿泊費 ※事業実施団体以外の者に対する会議、研修会等に参加するための旅費を対象とする場合は、委員旅費、講師旅費（ともに部外に限る）を除き1事業主・団体につき、1名までとし、学生は対象外とする
バス等借上げ料	1人あたり 18,000円 までの実費相当額	バス等の借上げ料（レンタカーを借り上げた場合の燃料代を含む）
印刷製本費	実費相当額	文書、ポスター、パンフレット、リーフレット等の印刷費、製本表装代及びコピー代（用紙代を含む） ※配布される印刷物の配布先を明確にすること ※機関誌等逐次刊行物は1事業主・団体につき原則1部までを対象とし、これを超える場合は根拠を明確にすること ※助成額は400万円（地域団体は200万円）まで
図書費	実費相当額	図書の購入費（図書の購入に要した送料を含む）
施設借上費	実費相当額	講習会等を実施する場合の会場借上料（設備の使用料を含む）
機械器具等借上費	実費相当額	建設機械、機械器具及び各種用具類の借上料
教材費	実費相当額	講習等に使用する原材料、教科書等（教科書の送料を含む）、消耗品及び燃料（建設機械等の燃料）の購入代価
視聴覚教材作成費	実費相当額	スライド、フィルム、DVD等の視聴覚教材の作成のための費用 ※原版及び構成企業への無償配付分に限る
厚生経費	1人あたり 10,000円までの 実費相当額	技術者・技能者や雇用改善に関する当該事業主団体による表彰等に要する表彰状代（紙筒代等を含む、金券類や記念品、懇親会費用は含まない）
調査研究費	実費相当額	雇用管理に係る課題を把握する調査事業を外部の調査研究機関等に委託して行う場合の委託料
通信運搬費	実費相当額	郵便料、電信料、電話料、諸物品の荷造り費及び送料（運搬のためのレンタカー借上料を含む）
会議費	1人あたり 150円 までの実費相当額	茶菓の代価
消耗品費	実費相当額	事務用の消耗品（各種用紙、文房具等でその性質が長期の使用に適しないもの）の代価
備品賃借費	実費相当額	事務用の備品または器具等の代価
委託費	実費相当額	事業実施にあたって職業訓練施設等に委託した場合に要する費用 ※委託先が費用を徴収した場合は、委託費から差し引くこと
広報費	実費相当額	事業に係る情報提供のための広告費やホームページ作成・更新費
傷害保険料	実費相当額	学生等に対する現場見学会や体験学習等の参加中に起きた傷害に関する治療費等を補償する保険料
その他助成することが必要と認められる経費	実費相当額	

5. 支給申請までの流れ

- ・人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主団体経費助成））計画届（**建魅様式第2号**）
- ・構成員内訳表（**建魅別様式第1号**）
- ・事業計画内訳書（**建魅様式第2号別紙1・別紙2**）
- ・事業計画書（**建魅様式第1号別紙2**）※共催する場合
- ・添付書類

計画届の提出

事業を開始しようとする日の原則 **2 か月前**までに、計画届を管轄の都道府県労働局へ提出してください。

※4/1から7月末日までに事業を開始し、かつ事業の終期を当該年度内にする場合は5月末日までに提出してください。

※計画届の提出は**年度内1回まで**とし、事業計画期間の重複する計画を提出することはできません。（事業の追加・変更が必要な場合は計画変更届を提出してください。）

計画変更届の提出

計画に変更が生じる場合は、事業を実施する原則 **14日前**までに、必要書類を管轄の都道府県労働局へ提出してください。

※ 計画届の提出後、以下の事項に変更が生じた場合に計画変更届の提出が必要です。

- ・届け出ていない事業を新たに行う場合
- ・所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込み額の総額を超える場合
- ・事業推進員に変更がある場合

※事業主団体の責に帰することができない事由により提出期間内に計画変更の申請ができない場合は、申請が可能となった日から10日以内に提出してください。

事業の実施

- ・人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成））支給申請書（**建魅様式第8号**）
- ・事業報告書（**建魅様式第8号別紙1・別紙2**）
- ・効果検証及び入職率・離職率調査報告書（**建魅様式第10号**）
- ・添付書類

支給申請書の提出

事業終了後、以下に定める期間内に、支給申請書と添付書類を管轄の都道府県労働局へ提出してください。

月	4月,5月,6月	7月,8月,9月	10月,11月,12月	1月,2月,3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで

※「効果検証及び入職率・離職率調査報告書」（建魅様式第10号）は調査期間の末日が属する年度末（3/31）までに提出してください。

1. 受給できる職業訓練法人

以下のいずれも満たす必要があります。

職業訓練法人の要件

- ☒ 複数都道府県にわたる地域における建設事業主・団体の10以上が会員であること
（構成事業主や構成団体が複数の都道府県において均等に分布していること）
- ☒ 建設工事における作業に係る職業訓練の実施に適した職業訓練施設を運営していること
- ☒ 職業訓練の実施にあたって受講生を会員等に限定せず広く募集していること
- ☒ **職業訓練推進活動** を実施すること※

※対象となる職業訓練推進活動は、職業訓練の広報や調査・研究、技能照査、建設事業主・団体に対する指導及び援助、職業訓練施設の利用促進、その他職業訓練の推進のために必要な活動を指します。

2. 助成額

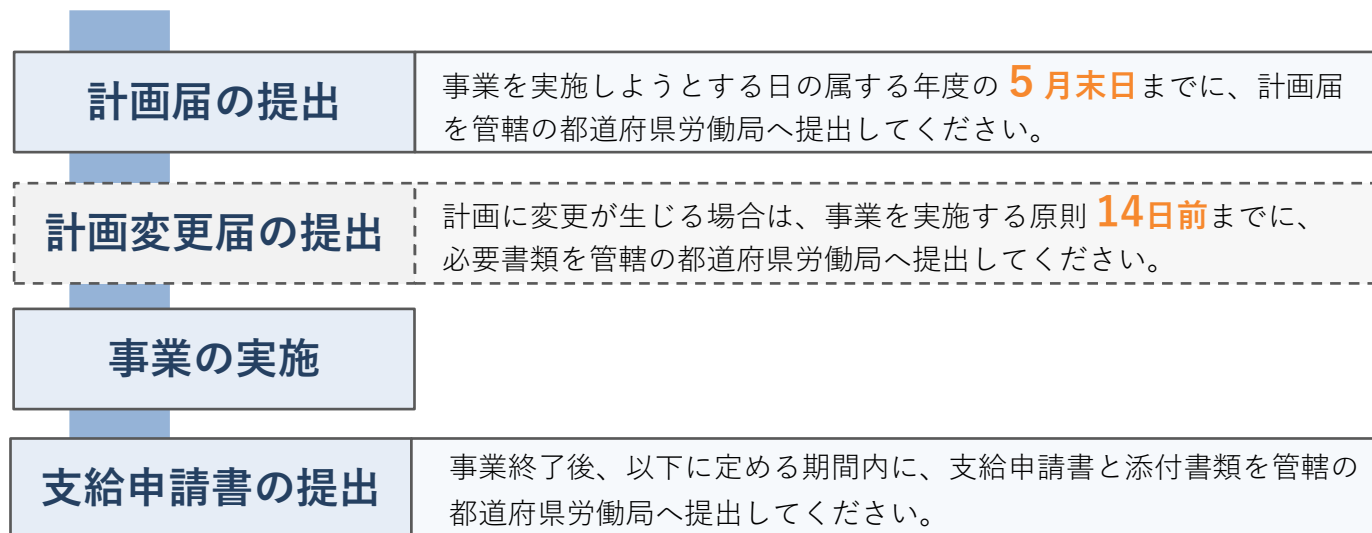
助成対象経費の

2 / 3

<上限額> 実施する職業訓練の規模に応じ、以下の表に掲げる額
（支給申請日を基準とし、一事業年度（4/1～3/31）あたり）

50,000人日以上／年	10,500万円	20,000～29,999人日／年	6,000万円
40,000～49,999人日／年	9,000万円	～19,999人日／年	4,500万円
30,000～39,999人日／年	7,500万円		

3. 支給申請までの流れ



月	4月, 5月, 6月	7月, 8月, 9月	10月, 11月, 12月	1月, 2月, 3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌1月1日から 2月末日まで	3月1日から 5月末日まで

1. 受給できる職業訓練法人

以下のいずれも満たす必要があります。

職業訓練法人の要件

- ☒ 複数都道府県にわたる地域における建設事業主・団体の10以上が会員であること（構成事業主や構成団体が複数の都道府県において均等に分布していること）
- ☒ 建設工事における作業に係る職業訓練の実施に適した職業訓練施設を運営していること
- ☒ 職業訓練の実施にあたって受講生を会員等に限定せず広く募集していること
- ☒ 認定訓練の実施に必要な **職業訓練施設^{※1}・職業訓練設備^{※2}の設置・整備** を行うこと

※1 助成対象となる職業訓練施設の要件

- ・実施する認定訓練の訓練生の数に応じた規模の訓練施設を設置・整備するものであること
- ・訓練施設の設置・整備後も適正な数の訓練生を確保する見込みがあるものであること
- ・訓練施設を設置・整備するための土地を確保しているものであること
- ・耐火構造またはこれに準ずる構造の訓練施設であって、建築基準法に基づき所要の措置を講じること

※2 助成対象となる職業訓練設備の要件

- ・集合して行う訓練の学科または実技に必要な訓練設備を設置・整備するものであること

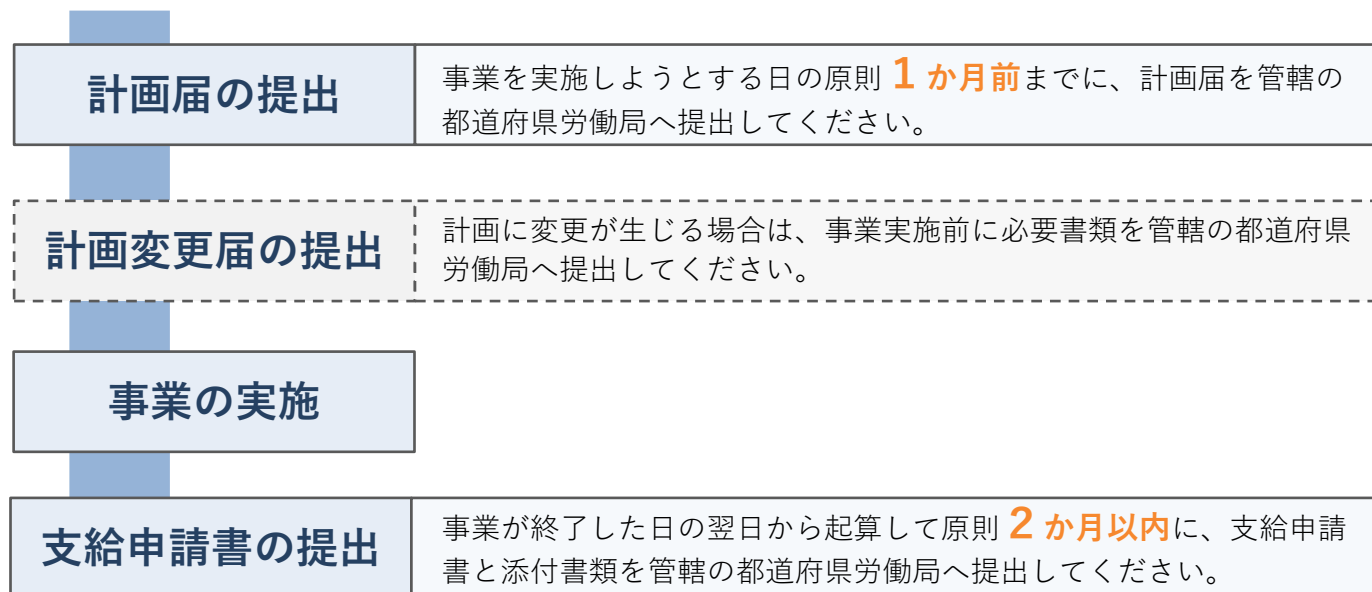
2. 助成額

助成対象経費の

1 / 2

<上限額> 計画届の提出日から起算して過去5年間に本コースの支給が行われている場合、5年間の支給決定額は合計 **3億円** まで

3. 支給申請までの流れ



提出書類については **P34** をご覧ください

1. 受給できる建設事業主団体

以下のいずれも満たす必要があります。

建設事業主団体の要件

- ☒ 構成員のうちに占める建設事業主の割合が**50%以上**であること
- ☒ 構成員である建設事業主の**50%以上**が雇用保険に加入していること
- ☒ 構成員である建設事業主のうち **3分の2以上**が中小建設事業主であること
(職業訓練法人については中小建設事業主の割合は問わない)
- ☒ 都道府県から支援を受けて **認定訓練を実施※** すること

※ **広域団体認定訓練助成金**の支給または**認定訓練助成事業費補助金**の交付を受けて都道府県が行う助成を受けて、認定訓練を実施することが必要です。

2. 助成対象となる訓練課程・訓練科

職業能力開発促進法第24条第1項に規定する認定職業訓練または同法第27条第1項に規定する指導員訓練のうち、P18の別表に定める建設関連の訓練に限ります。

経理事務・営業販売的な要素を持つ訓練は、助成の対象とはなりません。

3. 助成額

助成対象経費の

1 / 6

※ 助成対象経費は、広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額です。

4. 支給申請の手続き

認定訓練終了後、広域団体認定訓練助成金または認定訓練助成事業費補助金の精算確定に係る都道府県の通知が発出された日の翌日から原則 **2か月以内**に、支給申請書と添付書類を管轄の都道府県労働局へ提出してください。

提出書類については **P35** をご覧ください

別表

認定訓練における建設関連の訓練の種類等

普通職業訓練 普通課程

訓練科		訓練期間
訓練系	専攻科	
園芸サービス系	造園科	1 年
金属加工系	塑性加工科	〃
〃	溶接科	〃
〃	構造物鉄工科	〃
木材加工系	木工科	〃
電機系	電気工事科	〃
〃	送配電科	〃
機械整備系	建設機械整備科	〃
石材加工系	石材加工科	〃
建築施工系	木造建築科	〃
〃	枠組壁建築科	〃
〃	とび科	〃
〃	鉄筋コンクリート施工科	〃
〃	プレハブ建築科	〃
〃	建築設計科	〃
建築外装系	屋根施工科	〃
〃	スレート施工科	〃
〃	防水施工科	〃
〃	サッシ・ガラス施工科	〃
〃	建築板金科	〃
建築内装系	畳科	〃
〃	インテリア・サービス科	〃
〃	床仕上施工科	〃
〃	表具科	〃
建築仕上系	左官・タイル施工科	〃
〃	築炉科	〃
〃	ブロック施工科	〃
〃	熱絶縁施工科	〃
設備施工系	冷凍空調設備科	〃
〃	配管科	〃
〃	住宅設備機器科	〃
土木系	さく井科	〃
〃	土木施工科	〃
〃	測量・設計科	〃
揚重運搬機械運転系	クレーン運転科	〃
〃	建設機械運転科	〃
塗装系	建築塗装科	〃

上記、普通職業訓練 普通課程のほか、短期課程の訓練や高度職業訓練、指導員訓練も対象となります。
詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。

1. 受給できる建設事業主団体

以下のいずれも満たす必要があります。

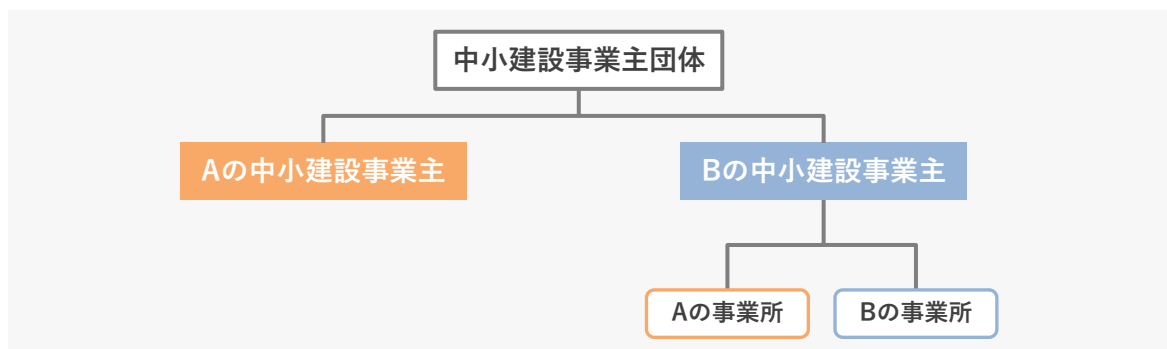
建設事業主団体の要件

- ☒ 構成員のうちに占める建設事業主の割合が**50%以上**であること
- ☒ 構成員である建設事業主の**50%以上**が雇用保険に加入していること
- ☒ 構成員である建設事業主のうち **3分の2以上**が中小建設事業主であること※1
- ☒ **技能実習を実施※2** すること

※1 女性建設労働者に係る技能実習を行う場合は、中小以外の建設事業主団体も対象となります。

※2 技能実習の受講者の**3分の2以上**が、次の①もしくは②の者であることが必要です。

- ① **Aの中小建設事業主** に雇用される建設労働者
- ② **Bの中小建設事業主** に雇用され、勤務場所が **Aの事業所** である建設労働者



【用語説明】※詳しくはP2をご覧ください。

- ・ Aの中小建設事業主：「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける中小建設事業主
- ・ Bの中小建設事業主：「建設の事業」以外の雇用保険料率の適用を受ける中小建設事業主
- ・ Aの事業所：「建設の事業」の雇用保険料率の適用を受ける事業所
- ・ Bの事業所：「建設の事業」以外の雇用保険料率の適用を受ける事業所

2. 算定対象となる建設労働者

算定対象となる建設労働者は、次のいずれかに該当する建設労働者であって訓練期間を通して雇用保険の被保険者であり、訓練の受講時間数が総訓練時間数の**7割以上**である者となります。

- ・ 中小建設事業主団体の構成員のうち、「Aの中小建設事業主」に雇用される建設労働者
- ・ 中小建設事業主団体の構成員のうち、「Bの中小建設事業主」に雇用され「**Aの事業所**」で勤務する建設労働者
- ・ 中小建設事業主団体の構成員である「Aの中小建設事業主」または「Bの中小建設事業主」と**直接の下請関係にある**「Aの中小建設事業主」に雇用される建設労働者

※ 女性建設労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、「中小建設事業主」を「建設事業主」に読み替え

3. 助成対象となる技能実習

次の（１）または（２）に該当する技能実習が対象となります。

（１）技能実習

以下の全ての要件を満たす技能実習で、次ページの表に「○」があるものが対象です。

1. **1日の実習の時間は1時間以上**であること。（通信制及びeラーニングで実施する場合を除く。）
また、次ページの表①、⑤、⑦については**合計10時間以上**であること。
※ 1日1時間以上であっても、訓練と直接関連のない単なる開・閉講式、オリエンテーション等のみの場合、その日については助成対象とはなりません。（試験に要する時間は対象に含まれます。）
2. 次ページの表①の場合は**1時間以上実技の時間を設ける**こと。（実技と学科の時間の割合は問わない。）
3. 技能実習の期間は**6か月以内**とすること。（（2）技術検定に関する講習の場合はこの限りではない。）
4. 次ページの表①または⑤を自ら実施する場合、実習の指導員は以下のいずれかに該当する者であること。
 - ・ その実習の内容に直接関連する職種に関する職業訓練指導員免許を有する者
 - ・ 1級技能検定に合格した者
 - ・ その他管轄労働局長がこれらと同等以上の能力を有すると認める者

※ 職場訓練（労働者を日常の職場で業務に就かせたまま行う訓練）及び営業活動の一環として行う技能実習は助成の対象になりません。

※ 労働者本人から技能実習に要した費用を徴収する場合は助成の対象になりません。
確認のため、現金出納帳等の会計帳簿の提出を求めています。

※ 認定訓練（都道府県より補助または助成を受けて行われる場合）は本コースの対象になりません。

（２）技術検定に関する講習

以下の全ての要件を満たすものが対象です。

1. 建設業法で定める技術検定（※）に関する講習であり、受講を開始する日において雇用保険法で定める教育訓練給付金の支給対象であること。

※対象となる講習については、厚生労働省ホームページをご覧くださいか、
都道府県労働局へお問い合わせください。

掲載先（右側のQRコードからもご確認いただけます。）

https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/;jsessionid=N02bLINRC-I0eoXulc80cfWMNrI9u83P6DXt7Mkl6EX-DKbRN1ae0PMIT_UG01IT.kensaku_001



2. 雇用保険法に定める指定教育訓練実施者が実施するものであること。

※ 建設業法で定める技術検定の検定種目は以下のとおりです。

建設機械施工管理	土木施工管理	建築施工管理	電気通信工事施工管理
電気工事施工管理	管工事施工管理	造園施工管理	

実習内容		中小建設事業 主団体が自ら 行う場合	登録教習機関 が実施する実 習を受講させ る場合	登録基幹技能者 講習実施機関が 実施する実習を 受講させる場合	職業訓練法人 が実施する実 習を受講させ る場合	建設事業主団 体が実施する 実習を受講さ せる場合
①	建設工事における作業に 直接関連する実習 (②から⑥以外のもの)	○	○	○	×	○※1
②	労働安全衛生法で定める 特別教育 (P23～24 表 1 に限る)	○	○	○	×	○※1
③	労働安全衛生法に基づく危険有 害業務従事者に対する安全衛生 教育 (P25 表 2 に限る)	○	○	○	×	○※1
④	労働安全衛生法に基づく 教習及び技能講習 (P26 表 3 に限る)	×	○	×	×	×
⑤	職業能力開発促進法に規定する 技能検定試験のための事前講習 (P27 表 4 に限る)	○	○	○	×	○※1
⑥	建設業法施行規則に規定する登 録基幹技能者講習 (P28～29 表 5 参考)	×	×	○	×	×
⑦	技能継承に係る指導方法の向上 のための講習※2	×	×	×	○	×

※1 中小以外の建設事業主団体が、女性建設労働者に係る技能実習を行う場合に限りです。

※2 建設関係の認定訓練において指導員の補助者として訓練に入り、実際の訓練の中で指導員から指導の方法を学ぶ形態の講習です。

4. 助成額

※支給対象費用の詳細は次ページをご覧ください。

○ 中小建設事業主団体の場合 … 支給対象費用の

4 / 5

○ 中小建設事業主団体以外の場合 … 支給対象費用の

2 / 3

(女性建設労働者に係る技能実習を行う場合のみ対象となります。)

< 上限額 > **500万円**

(支給申請日を基準とし、一事業年度(4/1～3/31)あたり)

4. 対象となる経費

1つの技能実習について、1人あたり**10万円**が上限です。

支給対象費用		基準
事業主自ら実施する場合	指導員謝金	実費相当額（部外指導員に対し、直接支払いを行ったものに限る）
	指導員旅費	実費相当額（交通費に限る）
	実習場所の借上料	実費相当額（関係者間の賃貸借の場合には、一般的に料金表に基づき有料で賃貸されている会場である場合に限る）
	建設機械の借上料	実費相当額
	教材費、消耗品代等で技能実習に直接必要とする費用	実費相当額
	委託費	自ら計画した実習の一部を所属する建設事業主団体等に委託する場合に限る
所属する建設事業主団体等の実施する実習を受講させた場合	受講料	実費相当額

※ 都道府県の職業能力開発施設及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料、教科書代等の経費は、助成対象となりません。

5. 支給申請までの流れ

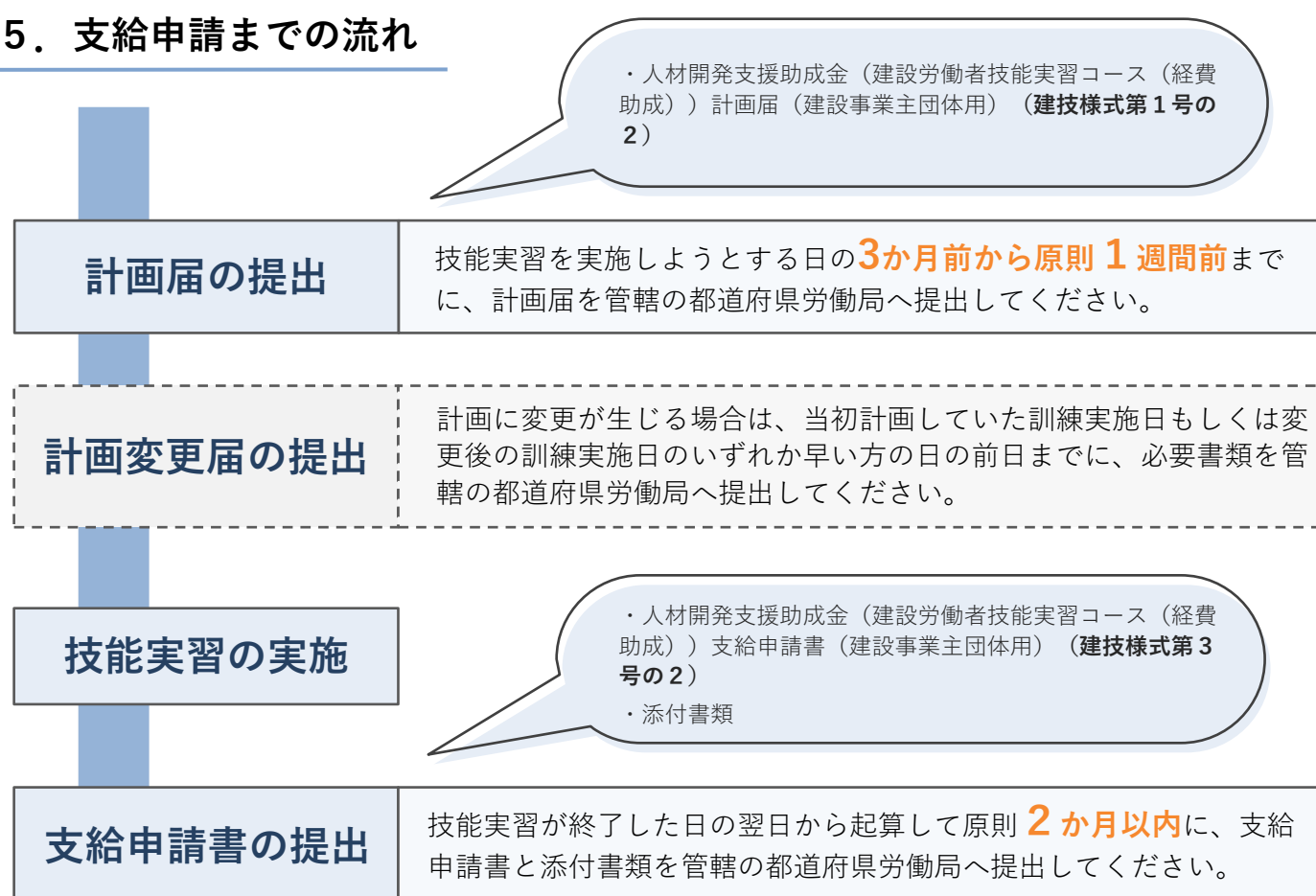


表1 労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則36条	時間	時間
第1号 研削といし	7	3
自由研削といし	4	2
第3号 アーク溶接	11	10
第4号 電気取扱い（高圧）	11	15
〃 （低圧）	7	7
第5号の2 ショベルローダーの運転	6	6
第5号の3 不整地運搬車（1t未満）の運転	6	6
第9号 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）の運転	7	6
〃 （基礎工事用） 〃	7	6
〃 （解体用） 〃	7	7
第9号の2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3 車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作	5	4
第10号 ローラーの運転	6	4
第10号の2 車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作	7	5
第10号の3 ボーリングマシンの運転	7	5
第10号の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5 高所作業車（10m未満）の運転	6	3
第11号 巻上げ機の運転	6	4
第13号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号 クレーンの運転	9	4
第16号 移動式クレーン（1t未満）の運転	9	4
第17号 デリックの運転	9	4
第18号 建設用リフトの運転	5	4
第19号 玉掛け	5	4

次ページへ続きます>>

表1 労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則36条	時間	時間
第20号 ゴンドラ操作	5	4
第20号の2 作業室および気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	10	2
第22号 気閘室への送気または気閘室からの排気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	9	3
第23号 潜水作業への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	9	2
第24号 再圧室を操作する業務	9	3
第25号 四アルキル鉛等に係る業務	6	—
第26号 第一種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	4	—
第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	5.5	—
第29号 特定粉じん作業に係る業務	4.5	—
第30号 ずい道等の掘削、覆工等の業務	7	—
第37号 石綿等が使用されている建築物に係る業務	4.5	—
第38号 ①除染等業務（下段②を除く）	4	1.5
②特定汚染土壌等取扱業務	3.5	1
③特定線量下業務	2.5	—
第39号 足場の組み立て、解体または変更の作業に係る業務（地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く）	6	—
第40号 ロープ高所作業に係る業務	4	3
第41号 フルハーネス型墜落制止用器具を用いた業務	4.5	1.5

表1に定められている特別教育の時間について、厚生労働省労働基準局長の通知により、別に定められている場合についても対象となります。

表2 労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する 安全衛生教育の時間

(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 別表)

区分	安全衛生教育の時間
5 クレーン運転士安全衛生教育	6
6 移動式クレーン運転士安全衛生教育	6
7 ガス溶接業務従事者安全衛生教育	5
9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育	6
9の2 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育	6
12 ローラー運転業務従事者安全衛生教育	6
15 玉掛業務従事者安全衛生教育	5

表3 労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生法第75条別表第17（教習）	時間	時間
2 クレーン運転実技教習	—	9
3 移動式クレーン運転実技教習	—	9
労働安全衛生法第76条別表第18（技能講習）	時間	時間
1 木材加工用機械作業主任者技能講習	15	—
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17	—
6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	14.5	—
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	13	—
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13	—
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	13	—
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11	—
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11	—
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13	—
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	11	—
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13	—
20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ※金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習も助成対象	12	—
21 鉛作業主任者技能講習	10	—
22 有機溶剤作業主任者技能講習	12	—
23 石綿作業主任者技能講習	10	—
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	13	7
27 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	13	7
28 ガス溶接技能講習	8	5
30 ショベルローダー等運転技能講習	11	24
31 車両系建設機械 $\left[\begin{array}{l} \text{整地・運搬} \\ \text{・積込用} \\ \text{及び掘削用} \end{array} \right]$ 運転技能講習	13	25
32 車両系建設機械（解体用）運転技能講習	13	25
33 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	14	25
34 不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	11	24
35 高所作業車（10m以上）運転技能講習	11	6
36 玉掛け技能講習	12	7

教習時間又は講習時間は原則の講習時間であり、科目の一部免除又は特例を受けることができる者の講習時間の内訳は、支給要領別表6（別紙）をご確認ください。

表 4 建設関連技能検定職種一覧

	検定職種		検定職種
1	造園	○22	(削除)
2	さく井	23	厨房設備施工
3	鉄工	24	型枠施工
4	建築板金	25	鉄筋施工
5	建設機械整備	26	防水施工
6	冷凍空気調和機器施工	27	樹脂接着剤注入施工
7	建具製作	28	内装仕上げ施工
8	石材施工	29	(削除)
9	建築大工	30	カーテンウォール施工
○10	枠組壁建築	31	熱絶縁施工
11	かわらぶき	32	サッシ施工
12	とび	○33	バルコニー施工
13	左官	34	ガラス施工
14	(削除)	35	ウェルポイント施工
15	築炉	36	(削除)
16	ブロック建築	37	表装
○17	エーエルシーパネル施工	38	塗装
○18	(削除)	○39	路面標示施工
19	タイル張り	40	コンクリート圧送施工
20	畳製作	41	自動ドア施工
21	配管	42	広告美術仕上げ

注) ○印を付した技能検定職種は、単一等級の技能検定職種を表す。

表5 各専門工事業団体における登録基幹技能者講習の実施状況

	登録基幹技能者講習の種類	団体名
1	登録電気工事基幹技能者	(一社)日本電設工業協会
2	登録橋梁基幹技能者	(一社)日本橋梁建設協会
3	登録造園基幹技能者	(一社)日本造園建設業協会
		(一社)日本造園組合連合会
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
5	登録防水基幹技能者	(一社)全国防水工事業協会
6	登録トンネル基幹技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会
7	登録建設塗装基幹技能者	(一社)日本塗装工業会
8	登録左官基幹技能者	(一社)日本左官業組合連合会
9	登録機械土工基幹技能者	(一社)日本機械土工協会
10	登録海上起重基幹技能者	(一社)日本海上起重技術協会
11	登録プレストレスト・コンクリート工事基幹技能者	(一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会
12	登録鉄筋基幹技能者	(公社)全国鉄筋工事業協会
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会
14	登録型枠基幹技能者	(一社)日本型枠工事業協会
15	登録配管基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会
		(一社)日本配管工事業団体連合会
		全国管工事業協同組合連合会
16	登録鳶・土工基幹技能者	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会
		(一社)日本鳶工業連合会
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(一社)全国建設室内工事業協会
		日本建設インテリア事業協同組合連合会
		日本室内装飾事業協同組合連合会
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(一社)日本サッシ協会
		(一社)建築開口部協会
20	登録エクステリア基幹技能者	(公社)日本エクステリア建設業協会
21	登録建築板金基幹技能者	(一社)日本建築板金協会
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会
23	登録ダクト基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会
		(一社)全国ダクト工業団体連合会
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社)日本保温保冷工業協会
25	登録グラウト基幹技能者	(一社)日本グラウト協会

表5 各専門工事業団体における登録基幹技能者講習の実施状況

	登録基幹技能者講習の種類	団体名
26	登録冷凍空調基幹技能者	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
27	登録運動施設基幹技能者	(一社)日本運動施設建設業協会
28	登録基礎工基幹技能者	(一社)全国基礎工事業団体連合会
		(一社)日本基礎建設協会
29	登録タイル張り基幹技能者	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(一社)全国道路標識・標示業協会
31	登録消火設備基幹技能者	(一社)消防施設工事協会
32	登録建築大工基幹技能者	(一社)JBN・全国工務店協会
		全国建設労働組合総連合
		(一社)全国住宅産業地域活性化協議会
		(一社)日本ツーバイフォー建築協会
		(一社)日本木造住宅産業協会
		(一社)日本ログハウス協会
		(一社)プレハブ建築協会
33	登録硝子工事基幹技能者	全国板硝子工事協同組合連合会
		全国板硝子商工協同組合連合会
34	登録ALC基幹技能者	(一社)ALC協会
35	登録土工基幹技能者	(一社)日本機械土工協会
36	登録ウレタン断熱基幹技能者	(一社)日本ウレタン断熱協会
37	登録発破・破砕基幹技能者	(一社)日本発破・破砕協会
38	登録建築測量基幹技能者	(一社)全国建築測量協会
39	登録解体基幹技能者	(公社)全国解体工事業団体連合会
40	登録圧入工基幹技能者	(一社)全国圧入協会
41	登録送電線工事基幹技能者	(一社)送電線建設技術研究会
42	登録さく井基幹技能者	(一社)全国さく井協会
43	登録あと施工アンカー基幹技能者	(一社)日本建設あと施工アンカー協会
44	登録計装基幹技能者	(一社)日本計装工業会
45	登録土質改良基幹技能者	(一社)全国建設発生土リサイクル協会
46	登録都市トンネル基幹技能者	(公社)日本推進技術協会
47	登録潜函基幹技能者	日本圧気技術協会
48	登録道路等法面保護基幹技能者	(一社)全国特定法面保護協会
49	登録斜面防災基幹技能者	(一社)斜面防災対策技術協会
50	登録石材施工基幹技能者	全国建築石材工業会

※ 上表以外に新たに国土交通大臣の登録を受けた講習も対象となります。

各コースについて、計画の届出及び支給申請の際に必要な書類は以下のとおりです。

0

各コース共通

支給申請に必要な書類

☐	「支給要件確認申立書」（共通要領様式第1号）
☐	支払方法・受取人住所届

1

人材確保等支援助成金

建設キャリアアップシステム等活用促進コース（普及促進事業）

計画の届出に必要な書類

【共通】

☐	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース（普及促進事業））計画届（ 建活様式第2号 ）
☐	建設事業主団体等であることがわかる書類（定款または規約、寄付行為、決算書（事業報告書）、会員名簿等）
☐	事業推進員の辞令（勤務形態や事業推進員業務を行う旨が記載されたもの）、雇用契約書の写し
☐	事業推進委員会の委員名簿（所属機関の名称、職名、氏名が記載されたもの：任意様式）
☐	事業計画内訳書（業務内容）（ 建活様式第2号別紙2 ）
☐	構成員内訳表（ 建活様式第2号別紙3 ）
☐	事業目標及び効果検証報告書（ 建活様式第5号 ）

【事業推進員の人件費に助成を受けようとする場合】

☐	事業計画内訳書（事業推進員）（ 建活様式第2号別紙1 ）
☐	事業推進員の履歴書

計画の変更に必要な書類

☐	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース）に係る計画変更届（ 建活様式第2号 ）
☐	変更内容が確認できる書類

支給申請に必要な書類

【共通】

☐	人材確保等支援助成金（建設キャリアアップシステム等活用促進コース（普及促進事業））支給申請書（ 建活様式第4号 ）
☐	事業報告書（費用内訳表）（ 建活様式第4号別紙2-1 ）
☐	CCUS等登録促進事業 事業報告書（ 建活様式第4号別紙2-2 ）
☐	CCUS等普及促進事業について、中小構成員等が雇用する全ての建設技能者の技能者登録が完了していることを証する疎明書（CCUS事業者登録料の助成を受けようとする場合（1人以上の技能者登録料と合わせて補助する場合を除く））
☐	所要費用の支払いが確認できる書類（領収書、中小構成員等に対する補助決定通知書及び補助金の受領書等）
☐	事業目標及び効果検証報告書（ 建活様式第5号-2 ）※
☐	その他管轄する労働局長が必要と認める書類

【事業推進員の人件費に助成を受けようとする場合】

☐	事業報告書（事業推進員 人件費）（ 建活様式第4号別紙1 ）
☐	事業推進員についての出勤簿
☐	事業推進員についての人件費の支払証明書（基本給、諸手当、賞与、超過勤務手当等につき記載した賃金台帳並びに健康保険、厚生年金保険及び労働保険料の領収書等支払状況が証明できる書類）

※ 事業目標及び効果検証報告書（建活様式第5号-2）は原則、支給申請書と同時に提出してください。
同時に提出することができない場合は、その理由及び提出予定時期を記した書類を支給申請書に添付するとともに、事業終了後3か月以内または事業終了年度の3月末日までのいずれか早い時期までに提出してください。

計画の届出に必要な書類

☐	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主団体経費助成））計画届（建魅様式第2号）
☐	建設事業主団体であることがわかる書類（定款または規約、寄付行為、決算書（事業報告書）、会員名簿等）
☐	構成員内訳表（建魅別様式第1号）
☐	事業推進委員会の委員名簿（所属機関の名称、職名、氏名が記載されたもの：任意様式）
☐	事業計画内訳書（建魅様式第2号別紙1及び別紙2）
☐	共催する場合は、事業計画書（建魅様式第1号別紙2）

計画の変更に必要な書類

☐	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））に係る計画変更届（建魅様式第2号）
☐	変更後の事業計画内訳書（建魅様式第2号別紙1及び別紙2）

支給申請に必要な書類

☐	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）（事業主団体経費助成））支給申請書（建魅様式第8号）
☐	事業報告書（建魅様式第8号別紙1及び別紙2）
☐	事業推進員の辞令（勤務形態や若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の業務を行う旨が記載されたもの）、雇用契約書の写し、履歴書
☐	所要費用の領収書の写し
☐	広報誌（機関誌）を作成した場合、その広報誌（機関誌）と配布先のリスト
☐	事業を他の団体等に委託した場合、受講者名簿
☐	出勤簿（人件費助成を希望する事業推進員に係るもの）
☐	業務日報（人件費助成を希望する事業推進員に係るもの）
☐	業務日報の内訳として事業推進員業務の内容を記録した記録票（任意様式）
☐	その他管轄する労働局長が必要と認める書類

事業を実施した年度末までに報告が必要な書類

☐	効果検証及び入職率・離職率調査報告書（建魅様式第10号）
--------------------------	------------------------------

計画の届出に必要な書類

☐	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（推進活動経費助成））計画届（建魅様式第3号）
☐	職業訓練法人の定款または規約
☐	構成員内訳表（建魅別様式第1号）
☐	受講者を限定せず広く募集していることが分かる書類（ホームページの写し、募集パンフレット等）
☐	職業訓練計画書（建魅様式第3号別紙1）
☐	職業訓練推進活動計画内訳書（建魅様式第3号別紙2）

計画の変更に必要な書類

☐	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野））に係る計画変更届（建魅様式第3号）
☐	変更後の職業訓練推進活動計画内訳書（建魅様式第3号別紙2）

支給申請に必要な書類

☐	人材確保等支援助成金（若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（推進活動経費助成））支給申請書（建魅様式第11号）
☐	職業訓練報告書（建魅様式第11号別紙1）
☐	職業訓練推進活動報告書（建魅様式第11号別紙2）
☐	所要費用の領収書の写し
☐	その他管轄する労働局長が必要と認める書類

計画の届出に必要な書類

☐	人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（訓練施設等設置経費助成））計画届（ 建作様式第1号 ）
☐	職業訓練法人の定款または規約
☐	構成員内訳表（ 建作別様式第1号 ）
☐	受講者を限定せず広く募集していることがわかる書類（ホームページの写し、募集パンフレット等）
☐	職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書（ 建作様式第1号別紙1 ）
☐	職業訓練施設設置等計画内訳書（ 建作様式第1号別紙2 ）
☐	平面図等
☐	新たに認定職業訓練を実施する場合、都道府県知事あての職業訓練認定申請書・知事からの認定通知（既に認定された場合）
☐	その他管轄する労働局長が必要と認める書類

計画の変更に必要な書類

☐	人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野））に係る計画変更届（ 建作様式第1号 ）
☐	変更後の職業訓練施設設置等所要費用見込内訳書（ 建作様式第1号別紙1 ）

支給申請に必要な書類

【共通】

☐	人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（訓練施設等設置経費助成））支給申請書（ 建作様式第4号 ）
☐	職業訓練施設等設置整備事業報告書〔所要費用内訳〕（ 建作様式第4号別紙 ）
☐	都道府県知事あての職業訓練認定申請（計画）書の写し
☐	都道府県知事からの認定通知の写し
☐	その他管轄労働局長が必要と認める書類

【職業訓練施設の新築、増改築、修繕の場合】

☐	工事請負契約書（工事費内訳書を含む）及び新築、増改築または修繕に要した総費用の領収書の写し
☐	職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真、各教室及び各実習場の写真（増改築または修繕の場合は増改築または修繕に係る部分の写真）

【職業訓練施設の購入の場合】

☐	売買契約書の写し及び購入に要した費用の領収書の写し
☐	職業訓練施設の正面、背面及び側面から撮影した全体の写真、各教室及び各実習場の写真

【職業訓練設備の場合】

☐	所要費用の領収書の写し
--------------------------	-------------

支給申請に必要な書類

☐	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））支給申請書（ 建認様式第3号 ）
☐	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））の助成金支給申請内訳書（ 建認様式第3号別紙1 ）
☐	人材開発支援助成金（建設労働者認定訓練コース（経費助成））の支給申請に係る経費区分内訳書（ 建認様式第3号別紙2 ）
☐	認定訓練助成事業費補助金(運営費)交付決定通知書（写し）または広域団体認定訓練助成金支給決定通知書（写し）
☐	認定訓練助成事業費(運営費)補助事業実績報告書（写し）
☐	助成対象となる訓練科ごとの経費内訳が分かる書類（任意様式） ※補助事業に係る精算確定に係る都道府県のお知らせ（建設関連の訓練に係る補助金の確定額と建設関連以外の訓練に係る補助金の確定額が判別できるもの）、都道府県に提出した精算報告書に添付された補助対象経費の内訳等であって、建設関連の訓練に要した経費と建設関連以外の訓練に要した補助対象経費が判別できる書類など
☐	受講者名簿及び訓練の内容が分かるカリキュラム（認定訓練助成事業費補助金等の補助対象となった建設関連の訓練のもの）
☐	構成員内訳表（ 建認別様式第1号 ）
☐	中小建設事業主団体であることが分かる書類（定款または規約、寄付行為、決算書（事業報告書）、会員名簿等）
☐	その他管轄する労働局長が必要と認める書類

計画の届出に必要な書類

☐	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））計画届（建設事業主団体用）（ 建技様式第1号の2 ）
--------------------------	--

計画の変更に必要な書類

☐	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成）（賃金助成））変更届（ 建技様式第2号 ）
--------------------------	--

支給申請に必要な書類

【共通】

☐	人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成））支給申請書〔建設事業主の団体等用〕（ 建技様式第3号の2 ）
☐	受講者名簿（ 建技様式第3号の2別紙1 ）
☐	定款または規約
☐	構成員内訳表（ 建技別様式第1号 ）
☐	受講者に当該団体を構成する中小建設事業主もしくは建設事業主の直接の下請のAの中小建設事業主もしくはAの建設事業主が雇用する労働者がいる場合、下請建設事業主名簿（ 建技別様式第2号 ）
☐	実施日ごとの科目時間数が分かるカリキュラム
☐	登録教習機関等に委託して実施する場合、技能実習委託契約書（写し）または受講申込書（訓練名称・期間・受講料等が明記されたもの）
☐	その他管轄する労働局長が必要と認める書類

【事業主団体自ら技能実習を実施した場合】

☐	所要経費の領収書（写し）
	☐ 実習場所の借上料の領収書（使用年月日、1日の料金及び支払総額が明記されたもの）
	☐ 指導員謝金の領収書（実習の実施年月日、担当時間数、1時間あたりの謝金額、所得税の控除額、指導員の住所、氏名及び支払総額が明記されたもの）
	☐ 指導員旅費の領収書（可能な限り 建技別様式第4号 を使用すること）
	☐ 建設機械の借上料の領収書（借上げた機械の名称、使用年月日、1日あたりの料金及び支払総額が明記されたもの）
	☐ 委託費の領収書（委託した内容、数量、単価、支払総額等が明記されたもの）
	☐ 教材費、消耗品代等の領収書（教材、消耗品等の品目、購入数量、単価、支払総額等が明記されたもの。なお、教材または消耗品等を一括して購入し、その一部を実習に使用した場合は、一括購入した数量、使用済みの数量、当該実習における使用数量及び残数量を当該領収書の写しに付記すること。）

【事業主団体自らP21の表に掲げる①または⑤の技能実習を実施する場合】

☐	指導員・担当科目表（ 建技様式第3号の2別紙2 ）
☐	指導員の職務経歴書等

助成金についてのお問い合わせ先 ※申請先については別途ご確認ください。

労働局	担当	所在地	電話番号
北海道	職業安定部 職業対策課 雇用助成金 さっぽろセンター	〒060-8566 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎3階	011-738-1043
青森	職業安定部 職業対策課	〒030-8558 青森市新町2-4-2 5 青森合同庁舎7階	017-721-2003
岩手	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1 マリオス 19F	019-606-3285
宮城	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル2階	022-299-8063
秋田	職業安定部 職業対策課	〒010-0951 秋田市山王3-1-7 東カンビル5階	018-883-0006
山形	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	023-666-3614
福島	職業安定部 職業対策課	〒960-8513 福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎 3階	024-529-5409
茨城	職業安定部 職業対策課 助成金事務センター	〒310-0801 水戸市桜川2-5-7 MシティビルⅢ1階	029-303-5861
栃木	職業安定部 職業対策課 助成金事務センター	〒320-0043 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4階	028-614-2263
群馬	職業安定部 職業対策課	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階	027-210-5008
埼玉	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒330-6016 さいたま市中央区新都心1-1-2 ランド・アクシス・タワー13階	048-600-6217
千葉	職業安定部 職業対策課	〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビルディング6階	043-221-4393
東京	ハローワーク 助成金事務センター	〒169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎	トライアル雇用助成金 03-5337-7414 人材開発支援助成金 03-5332-6927
	ハローワーク 助成金事務センター 新宿分室	〒163-0721 新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング2-1階	人材確保等支援助成金 03-5990-6116
神奈川	神奈川 助成金センター	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル5F	045-270-7989
新潟	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒950-0965 新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1階	025-278-7181
富山	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒930-0008 富山市神通本町1-6-9 MIPSビル4F	076-432-9162
石川	職業安定部 職業対策課	〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階・6階	076-265-4428
福井	職業安定部 助成金センター	〒910-0004 福井市宝永4-3-1 サクラNビル8階	0776-22-2683
山梨	職業安定部 職業対策課	〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2858
長野	職業安定部 職業対策課	〒380-8572 長野市中御所1-22-1	026-226-0866
岐阜	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒500-8842 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階	058-263-5650
静岡	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒420-0853 静岡市葵区追手町8-1 日土地静岡ビル4階	054-275-3010
愛知	職業安定部 あいち雇用助成室	〒460-0003 名古屋市中区錦2-14-25 伏見庁舎11階	052-219-5518

労働局	担当	所在地	電話番号
三重	職業安定部 職業対策課	〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059-226-2111
滋賀	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒520-0806 大津市打出浜13-49 京都建物大津ビル4階	077-526-8251
京都	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下ル 虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階	075-241-3269
大阪	職業安定部 雇用保険課 助成金センター	〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階	06-7669-8900
兵庫	職業安定部 職業対策課 ハローワーク 助成金デスク	〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2-1-3 0 三宮国際ビル5階	078-221-5440
奈良	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒630-8113 奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル4階	0742-35-6336
和歌山	職業安定部 職業対策課	〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎	073-488-1161
鳥取	職業安定部 職業安定課	〒680-8522 鳥取市富安2-8 9-9	0857-29-1707
島根	職業安定部 職業対策課	〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7022
岡山	職業安定部 職業対策課 助成金事務室	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル6階	086-238-5301
広島	職業安定部 職業対策課	〒730-0013 広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4F	082-502-7832
山口	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒753-0078 山口市緑町3-29 山口県労働者福祉文化中央会館 2階	083-902-1564
徳島	職業安定部 職業対策課	〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-611-5387
香川	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟12階	087-823-0505
愛媛	職業安定部 職業対策課 職業対策課分室 (助成金センター)	〒790-0878 松山市勝山町二丁目6-3 FJ松山ビル2階	089-987-6370
高知	高知労働局 助成金センター	〒781-8560 高知市大津乙 2536-6 高知公共職業安定所3階	088-878-5328
福岡	職業安定部 職業対策課 福岡助成金センター	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館1階	092-411-4701
佐賀	職業安定部 職業対策課	〒840-0801 佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎 6階	0952-32-7173
長崎	職業安定部 職業対策課	〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル6階	095-801-0042
熊本	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒860-0047 熊本市西区春日3-26-47 JR熊本春日南ビル3階	096-312-0086
大分	職業安定部 職業対策課 大分助成金センター	〒870-0037 大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル 4階	097-535-2100
宮崎	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内	0985-62-3125
鹿児島	職業安定部 職業対策課 助成金センター	〒892-0847 鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル	099-219-5101
沖縄	職業安定部 職業対策課 沖縄助成金センター 沖縄助成金センター分室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎(1号館)1F	トライアル雇用助成金 098-868-4013 人材確保等支援助成金 人材開発支援助成金 098-868-1606

外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

資料13

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>

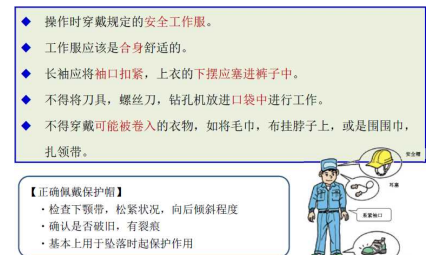
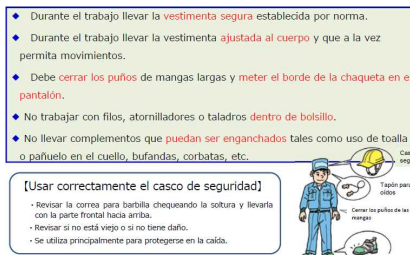
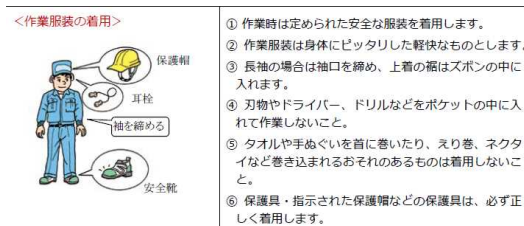


例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身についていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

技能講習補助教材

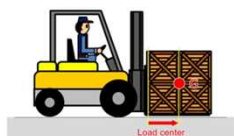
外国人労働者が技能講習時に専門的用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例) 講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.9)

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

1



SDS及び作業現場の確認

2



リスクアセスメントの実施

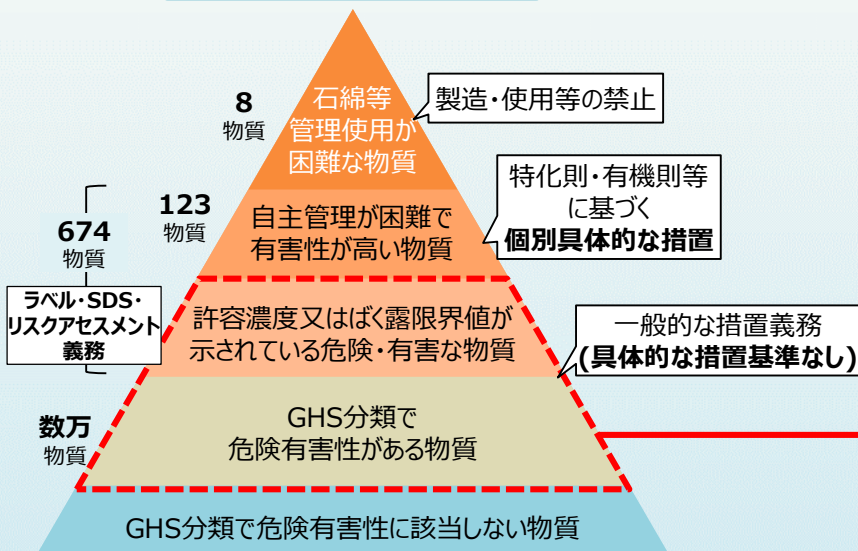
3



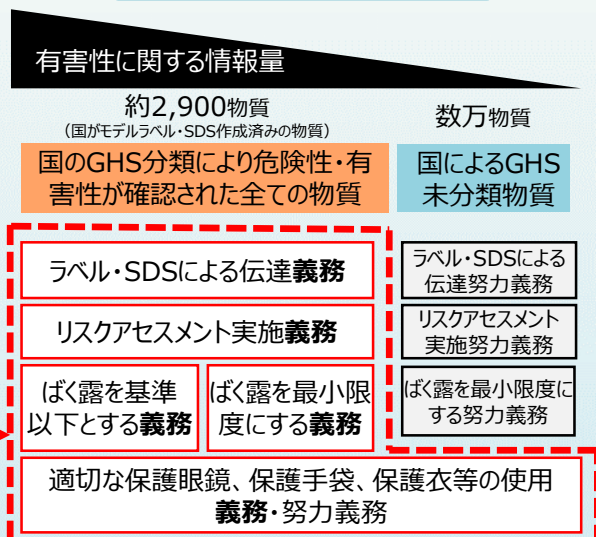
リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行

発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された**234物質**が義務対象に追加。

R4年度中改正・R7年4月施行予定

左記以外の категорияで区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度中改正・R8年4月施行予定

健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。**

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。**

ポイント！

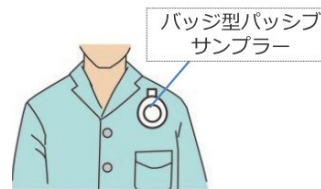
リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるかを必ず確認**しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせる**ことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



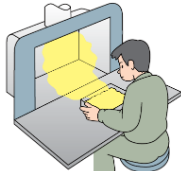
個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施**します。



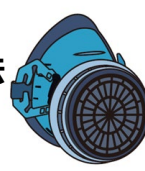
代替物質
の使用



換気装置等を
設置し稼働



作業方法
の改善



有効な呼吸用
保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を
引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**

※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

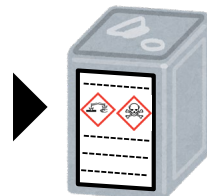
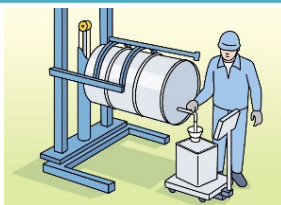
SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。



電子メール
の送信



HPのURLや
二次元コード
の伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前
一部の業種は除外

改正後
全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令別表第9	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則第577条の2 第577条の3	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学物質等への直接接​​触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則第97条の2	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？		②
			医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		
実施体制の確立	安衛則第34条の2の8	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則第34条の2の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則第577条の2第3項から第5項、第8項、第9項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		③
			濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は5年）		
	安衛則第12条の5	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則第12条の6	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則第35条	雇入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
	安衛則第24条の15第1項・第3項、第34条の2の3	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則第24条の15第2項・第3項、第34条の2の5第2項・第3項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
情報伝達の強化	安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？		③
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量が幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		
	安衛則第33条の2	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？		③
			措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら

